

平成 29 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

生活支援コーディネーター・協議体の効果的な活動のための研修プログラムの開発に関する調査研究事業 報告書

～都道府県域における生活支援体制整備事業の 推進に向けた手引き～

平成 30 年 3 月

株式会社 日本総合研究所

目次

はじめに	3
本手引きの見方・使い方	4
1. 体制整備事業への理解を深める	6
(1) 目的は地域づくり	6
介護が必要になってもつながりが保たれ育まれる地域をつくる	6
ボトムアップの取り組みを面的に広げていく	7
(2) 住民が主役である	8
住民主体の地域づくりを介護保険でも応援する	8
住民自身のペースや関心を尊重する	9
(3) 多様な人・組織が協議体として共に取り組む	10
体制整備事業の守備範囲は幅広い	10
協議体は協働を進める仕掛けである	11
協議体の形や機能は変化していく	12
地域包括支援センターなど専門職や支援者と連携して取り組みを進める	13
協議体は地域支援、地域ケア会議は個別支援に軸足を置く	13
(4) 生活支援コーディネーターの働きかけでつながりや支え合いを保つ・育む	14
生活支援コーディネーターはつながりや支え合いを保つ・育む「つなぎ役」である ..	14
様々な「つなぎ役」が連携して地域づくりを進める	14
支え合いのネットワークを広げる	15
(5) 住民と市町村は地域の実情に合わせてともに考えて動く	16
地域の支え合いの内容や方法は相当に幅広い	16
地域の実情に合わせて柔軟に進めていく	17
地域づくりのベクトルから考えて動く	17
様々な施策との相乗効果を高める	19
2. 体制整備事業 実践ルポ～今、地域で起きていること	20
(1) 助け合いの萌芽	20
(2) 協議体の活動の歩み	23
(3) 生活支援コーディネーターの奮闘の日々	26
(4) 市町村における推進チームづくり	31
3. 都道府県域における推進の基本的な考え方	35
(1) 都道府県域における推進の重要性	35
都道府県は広域的なネットワーク構築とそれを活かした市町村支援を行う	35
成果や課題を捉えて、次に進むための振り返りの機会を作る	36
(2) 都道府県域における地域支え合い・生活支援の推進の全体像	36

都道府県における推進チームを基盤として、市町村支援にかかる取り組みを行う	37
刻一刻と変わる実態を把握し、市町村支援の内容を柔軟に見直す	37
(3) 都道府県における推進チームづくり	38
都道府県としての推進体制の構築	38
都道府県とアドバイザーグループの連携	38
庁内調整	38
都道府県域における推進の取り組み例	39
(4) 市町村支援にかかる基本的な取り組み	53
市町村の進捗支援	53
人材の発掘・育成	54
専門的な知見・資金面のバックアップ	54
普及啓発・参画促進	55
4. 市町村支援の具体例	56
(1) 市町村の進捗支援	56
実態把握とフィードバック	56
情報提供	58
トップセミナー	63
(2) 人材の発掘・育成	65
市町村職員向け研修	65
生活支援コーディネーター向け研修	68
情報交換会	75
現地見学	80
専門職や地域のリーダーを対象とした研修	81
(3) 専門的な知見・資金面のバックアップ	82
相談対応やアドバイザー派遣	82
活動団体への支援	87
補助制度	89
(4) 普及啓発・参画促進	90
情報誌や Web による情報発信	90
セミナーや講座の開催	93
5. 体制整備事業の推進に役立つ豆知識	95
(1) 助け合い活動・生活サービスの基礎知識	95
(2) 体制整備事業の理解に役立つ情報源	112
6. 参考資料	116
(1) 本調査研究の概要	116
(2) 都道府県アンケート調査結果	120

はじめに

- 平成 27 年度の介護保険法改正で創られた生活支援体制整備事業（以下、体制整備事業）は、高齢になっても社会と関わり、住民同士で支え合いながら暮らす地域づくりを推進するものです。体制整備事業は息の長い取り組みですが、着手段階の目安として、平成 30 年度内に第 1 層、第 2 層の全圏域に生活支援コーディネーターの配置と、協議体の設置を行うことが示されており、それぞれの市町村が多様な取り組みを始めています。
- 体制整備事業を契機として、より多くの市町村で地域づくりに対する理解や具体的な取り組みが広がりつつあります。一方で、体制整備事業のねらいや進め方が大変幅広い分、その意義や柔軟性が十分に理解されていない状況も見られます。また事業を進めるうえでの課題は市町村によって様々であり、さらには一市町村に留まらない広域的な課題もあります。
- そのため体制整備事業を推進するには、多様な市町村の状況を把握し、この事業に関わる人々（市町村職員、生活支援コーディネーター、協議体メンバー、地域包括支援センターなど）のニーズに応じた支援を企画・実施していく必要があります。
- そこで本手引きでは、多様な市町村への支援を企画・実施する上で、都道府県における推進チームの重要性に着目し、都道府県における地域支え合い・生活支援の推進の全体像と取り組みの具体例を紹介します。
- 都道府県の推進チームに携わる都道府県庁とアドバイザー（中間支援組織、先行して取り組んでいる地域の市町村職員や生活支援コーディネーター、有識者など）が、日々変化していく多様な市町村の状況を踏まえて都道府県域での推進に向けた取り組みを企画・実施する際、皆さんと一緒に本手引きをご活用頂けると幸いです。

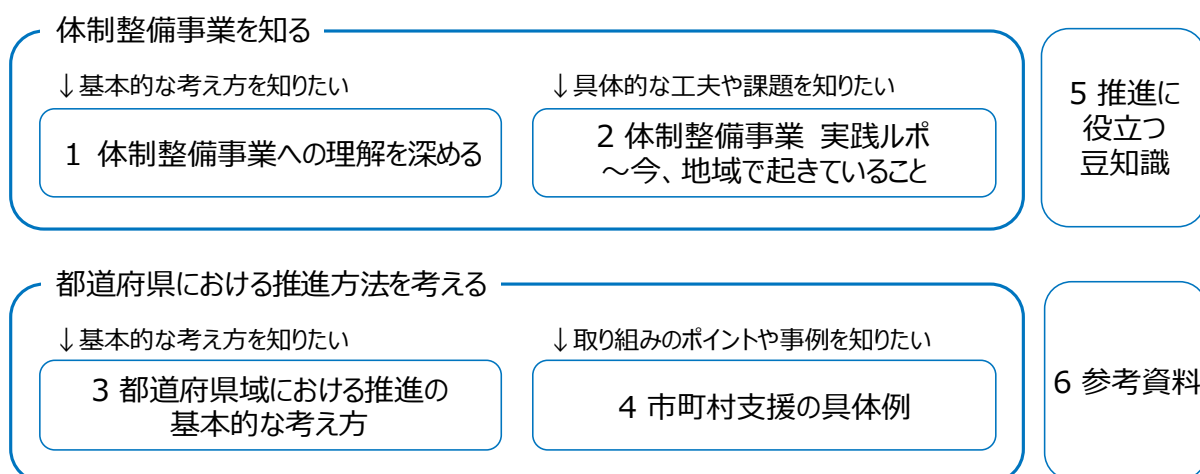
（用語について）

- 生活支援体制整備事業は、体制整備事業と表記します。
- 本手引きの「市町村」は、基礎自治体である市町村及び特別区、介護保険の保険者である広域連合又は一部事務組合を含みます。

本手引きの見方・使い方

- 本手引きは、都道府県域での体制整備事業の推進に携わる都道府県とアドバイザー（中間支援組織、市町村、生活支援コーディネーター、有識者など）、すなわち「都道府県における推進チーム」に関わる人を主な対象として、体制整備事業の考え方や現在の実践状況、都道府県において地域支え合い・生活支援を推進する際のポイントなどをまとめたものです。
- 本手引きの構成は以下のようになっています。ご関心に応じて必要な項目を参照して下さい。

図表 1 本手引きの構成



- 第3章、第4章では、都道府県における推進方法に関する具体例を紹介しています。掲載事例の一覧は以下のとおりです。

<第3章 都道府県域における推進の基本的な考え方>

項目名	事例概要	都道府県名	頁
都道府県域における推進の取り組み例	群馬県（群馬県新地域支援事業推進協議会による市町村支援など）	群馬県	39
	埼玉県（生活支援モデル事業、アドバイザーによる支援など）	埼玉県	42
	新潟県（生活支援体制整備ワーキングによる支援施策の検討など）	新潟県	45
	宮城県（「地域づくりの木」に基づく地域づくりの推進など）	宮城県	47
	高知県（福祉保健所との連携など）	高知県	50
	保健所のネットワークや地域包括ケア推進機構の専門性を活用	京都府	52

<第4章 市町村支援の具体例>

項目名		事例概要	都道府 県名	頁
(1)市町 村の進捗 支援	実態把握と フィードバック	県担当者とアドバイザーがともに訪問・助言を実施	宮城県	56
		研修の検討会議メンバーによる情報集約	長野県	57
		市町村間の情報交換の促進	京都府	57
	情報提供	生活支援モデル事業	埼玉県	58
	トップセミ ナー	連絡会への担当課長クラスの参加を県から働きかけ	群馬県	63
		首長や管理職を対象としたセミナー・研修会の開催	高知県	64
生活支援コーディネーターの上司を対象とした研修の開催		宮城県	64	
(2)人材 の発掘・ 育成	市町村職員向 け研修	市町村職員等を対象とした第2層協議体立ち上げセミナーの開催	埼玉県	66
		圏域学習会（保健所圏域）の開催	京都府	67
	生活支援コー ディネーター 向け研修	実務における課題を踏まえた研修の企画	大阪府	69
		グループワークの運営方法の工夫	高知県	70
		ステップアップ形式で学べる重層的な研修	宮城県	71
		生活支援コーディネーター養成研修と「地域への入り方・資源の探し方」支援	沖縄県	73
	情報交換会	進捗を踏まえたグループ分け	宮城県	76
		テーマ別の「本音で語ろう！情報交換会」	大阪府	77
		アピールカードを活用した情報交換	長野県	78
		県内のブロック毎の開催	茨城県	79
	現地見学	研修のフォローアップとしてバスツアーを実施	埼玉県	80
	専門職や地域 のリーダーを対 象とした研修	地域包括支援センター職員や活動の担い手を対象とした研修	山形県	81
	(3)専門 的な知 見・資金 面のバック アップ	相談対応やア ドバイザー派 遣	研修時にアドバイザーの一覧を配布	長野県
アドバイザー派遣・事例集作成・事例報告会等への支援をセットで実施			高知県	83
活動団体への 支援		東京ホームタウンプロジェクト	東京都	87
		住民主体の活動を立ち上げるための相談窓口の設置	大阪府	88
補助制度		モデル事業における研修・会議開催や拠点整備などに対する補助	埼玉県	89
(4)普及 啓発・参 画促進	情報誌やWeb による情報発 信	多様な主体による活動の情報発信	東京都	90
		通いの場や地域デビューお役立ち情報を紹介するブックレットの作成	岡山県	91
		情報誌「MIYAGI まちづくりと地域支え合い」の発行	宮城県	92
	セミナーや講 座の開催	介護予防交流フォーラムや市民公開講座の開催	岡山県	93
		アクティブシニア向けセミナーの開催	北海道	94

1. 体制整備事業への理解を深める

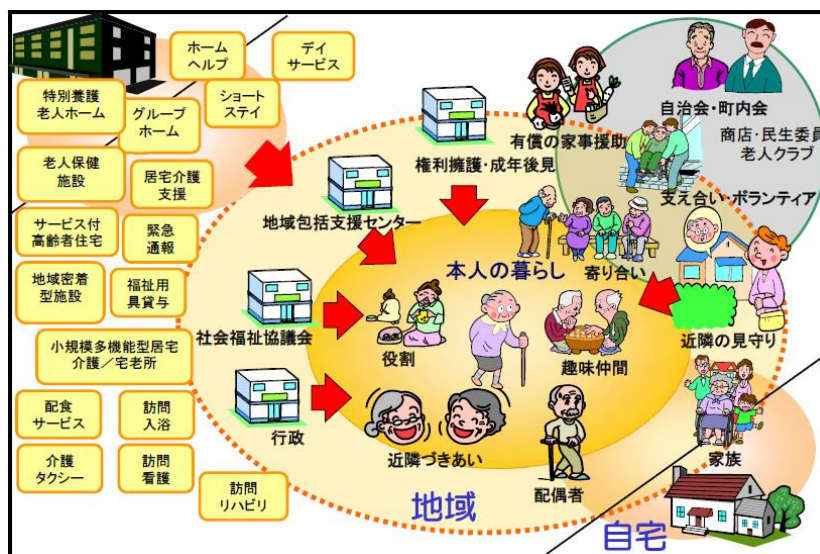
- 体制整備事業は、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域づくり」を目指しています。高齢者をはじめとした住民が地域社会に関わることで住民同士のつながりが深まり（社会参加）、それが心や身体の健康維持（介護予防）、ひいては支え合い（生活支援）につながっていきます。
- 体制整備事業が創設された背景や基本的な考え方は、既存の文献でも解説されています。ただし、体制整備事業のねらいや進め方は大変幅広く、特に要介護予備群の個人を対象とした従来の介護予防サービスから、すべての高齢者が地域で安心して生きがいをもって暮らし続けるための地域づくりという発想の転換が必要なことから、その意義や柔軟性が十分に理解されていない状況も見られます。
- そこで本章では、体制整備事業への理解を深める主なポイントと、さらに深く知りたい場合の参考文献を合わせて紹介します。

(1) 目的は地域づくり

介護が必要になってもつながりが保たれ育まれる地域をつくる

- 体制整備事業の導入の背景は、地域の高齢化と人口減少の進展に伴い、要介護予備群を対象とした個別の介護予防から、高齢になっても地域で安心して生きがいをもって暮らし続けるための生活課題への支援に舵を切るといえるものです。
- 今後の人口動態を意識して、長い高齢期や介護が必要になった時も地域でつながりが保たれ、また育まれながら暮らし続けられるしくみを、住民が主体となって専門職などの多様な人たちと連携しながら築いていくという「地域づくり」を目指しています。

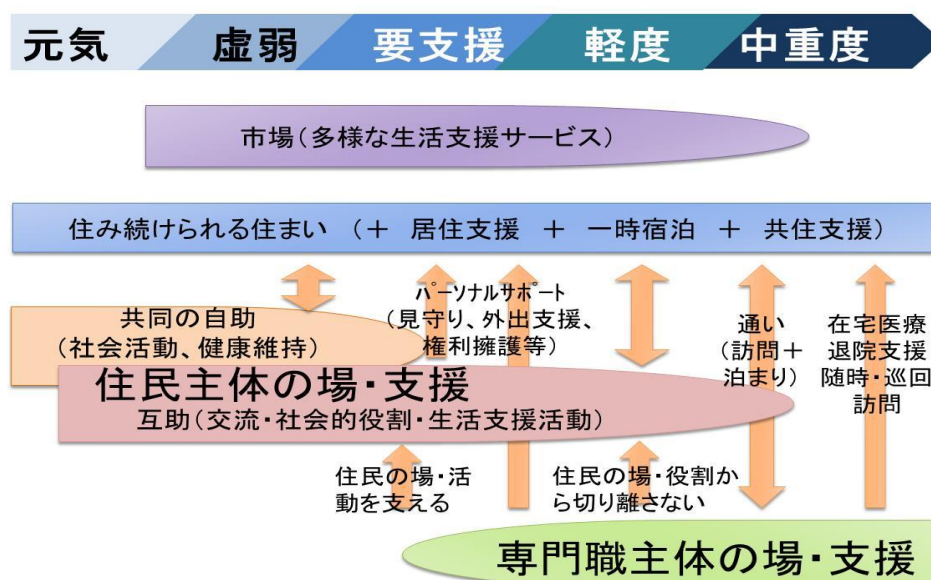
図表 2 住民も専門職もみんなで支え合う地域に⇒改正介護保険



(出所) 全国コミュニティライフサポートセンター資料

- まず大事ななのは、高齢者が行くところがあり、やることがあり、知り合いがいる地域を住民みんなで作っていくことです。これを「きょういく（今日行く）」「きょうよう（今日用事がある）」というキーワードで実践している地域もあります。元気な時からそのような「社会参加」を続けることで、外出やコミュニケーションの機会が増えて「介護予防」にもなり、出会った仲間との間でちょっとした支え合い、すなわち「生活支援」も生まれやすくなります。
- その上で、住民主体の場・支援と専門職主体の場・支援が連携することで、介護が必要になっても地域とのつながりが保たれ、さらには育まれて、地域の中で暮らし続けることができます。また暮らしを続けるという観点には、団体（社会福祉法人、NPO、協同組合など）、企業（商店、スーパー、銀行など）が提供する生活サービスをライフスタイルや状態に応じて上手く活用することも含まれます。

図表 3 最期まで地域で暮らせる仕組みイメージ



（出所）日本大学 文理学部社会福祉学科 教授 諏訪 徹氏 作成資料

ボトムアップの取り組みを面的に広げていく

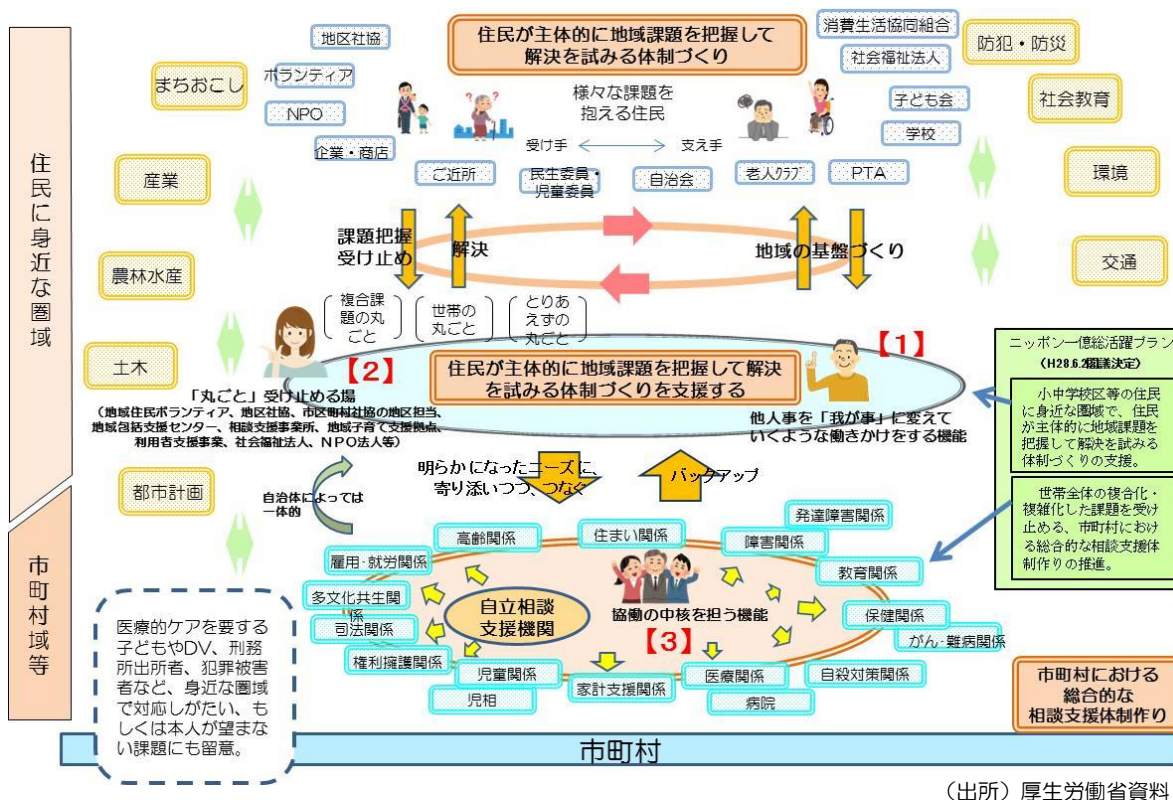
- ここで誤解してはいけないのは、体制整備事業という制度の導入によって地域づくりが始まるわけではないという点です。挨拶、お茶飲みなどの日々の営みや、住民の地域に対する思いや取り組みがまずあり、「それを続けていこう」、「ちょっと新しいことをやってみよう」、「互いに協力できるところはやっていこう」という主体的な動きを応援していくボトムアップの取り組みが、体制整備事業がねらいとする地域づくりのあり方です。
- このような取り組みは従来、地域福祉や他の領域（市民協働、地域振興など）において行われてきましたが、それをさらに応援し、面的に広げていくねらいがあります。地域づくりの観点から見ると、活用できる制度が増えたので、積極的に活用することが期待されます。

(2) 住民が主役である

住民主体の地域づくりを介護保険でも応援する

- 地域には日常的な交流や支え合いが存在します。そのような普段の暮らしをベースとして、どんな地域にしていきたいか考え、決め、動く主体は住民です。そのような住民主体の地域づくりを介護保険でも応援するというのが体制整備事業の位置づけです。
- 高齢者が暮らす地域は様々な世代がともに暮らす場であり、高齢者が社会参加する機会というのは高齢者だけが参加する取り組みに限定されません。例えば公民館や商店街での催しへの参加、高齢者、子ども、障害者の施設でボランティアとして活動するなど、高齢者が他の世代と関わり合いながら地域で活躍できる場を広げること、体制整備事業のねらいに含まれます。
- これは「地域共生社会」の考え方に通ずるものであり、体制整備事業はその実現に向けて高齢者がいかに関わるかという観点からアプローチするものと言えます。

図表 4 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



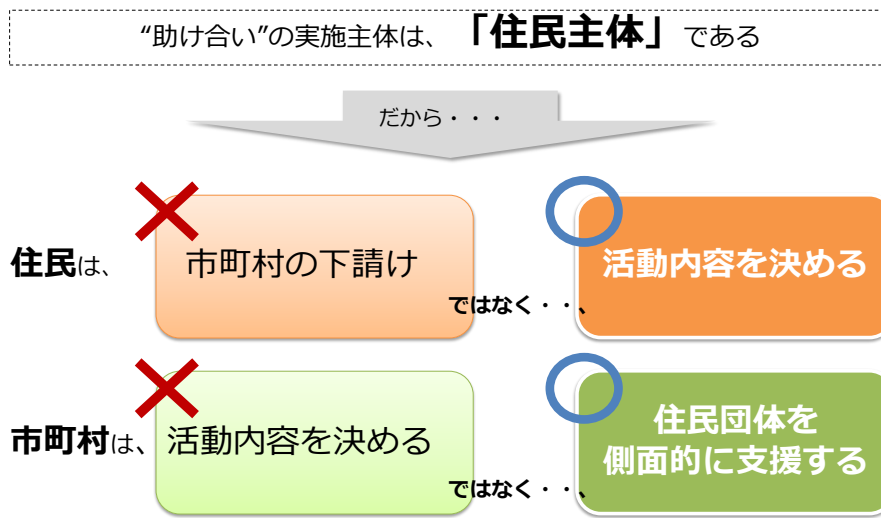
【地域共生社会とは？】

縦割りの限界を克服し地域のつながりを再構築して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を、2020年代の初頭までに構築しようとするもの

住民自身のペースや関心を尊重する

- 住民主体の取り組みは、暮らしの延長線上に生まれるものであり、世代やニーズの様々な人が交じり合います。取り組みながら徐々に形が出来ていくもので、介護保険サービスと異なり最初から仕様やルールが決まっているわけではありません。住民の中に支え合いへの共感が広がるきっかけや進め方は一つではなく、住民自身のペースや関心次第と言えます。
- そのような特性のある住民主体の取り組みを行政などの多様な組織が応援するには、介護・福祉に留まらない様々な制度の縦割りを越えて連携することが求められます。進め方やスピードをあらかじめ決めるやり方は馴染みにくいため、中長期の取り組みを見据えて短期での成果を焦らないというスタンスが鍵となります。

図表 5 “助け合い”の実施主体は誰？



(出所) 公益財団法人さわやか福祉財団 (住民主体による生活支援推進研究会)

コラム 住民目線から見た社会参加・介護予防・生活支援のつながり

住民のグループワークで、「日常の暮らしでしていること」を出し合い、それに意味づけをして、「つどいの場 (サロン)」「仲間づくり」「見守り安否確認」「健康づくり」の 4 つに分ける作業をすると、多くのことは、4 つがバラバラにあるのではなく、4 つのことがつながって行われていることがわかります。

同じ手法のグループワークをある老人クラブの会員対象で実施したところ、作業中に参加者から、4 つにグループ分けすることの意味が理解できない、私たちの思考や行動は、つねに 4 つのことがつながっている、との発表でした。その意味で、住民の皆さんは「社会参加・介護予防・生活支援」もセットで考えているので、区分けはナンセンスかもしれません。制度や専門職思考ではなく、住民思考で進めないと、生活支援体制整備＋総合事業は住民に理解されず、うまく進んでいかないように思います。

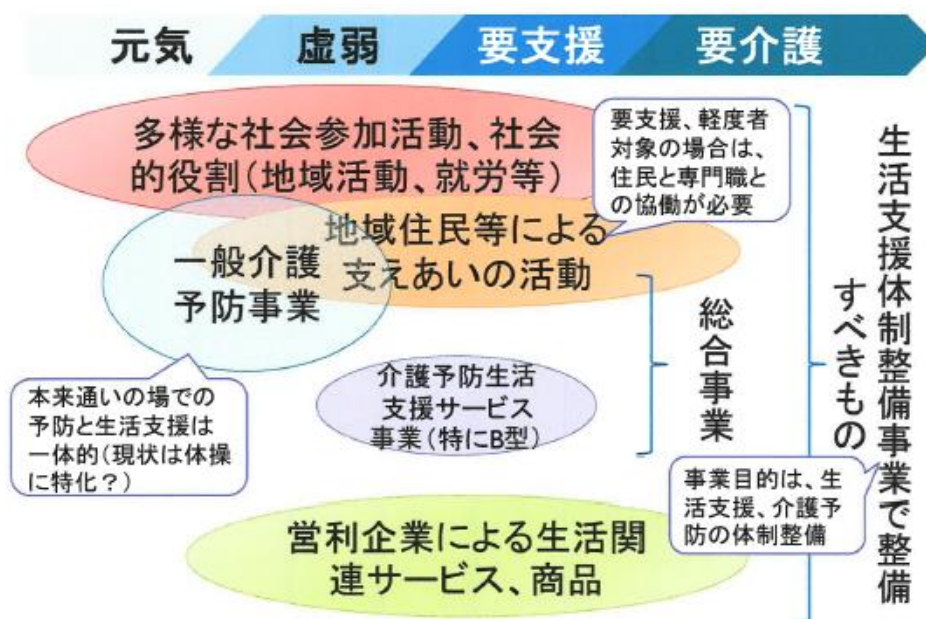
(全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘氏)

(3) 多様な人・組織が協議体として共に取り組む

体制整備事業の守備範囲は幅広い

- 地域には身近な支え合いや、住民主体の支え合い活動、団体・企業による就労機会や生活サービスの提供、行政や専門職による支援（各種制度に基づくサービス）があり、高齢者の日々の暮らしに関わっています。
- これらの多様な資源が地域で充実していることは、介護が必要になっても地域の中で暮らし続けるうえで重要であり、だからこそ体制整備事業の守備範囲は大変幅広くなっています。なお、守備範囲とは対象になりうるという意味で、どこに注力するかはそれぞれの地域が選び取っていくものであり、この事業の中で必ずしも全てを整備しなければならないというわけではありません。

図表 6 生活支援体制整備事業の守備範囲



(出所) 日本大学 文理学部社会福祉学科 教授 諏訪 徹氏 作成資料

- 「多様な資源が地域で充実している」という言葉には、いくつかの意味が含まれます。まずは高齢者が多様な社会参加活動や支え合いを続けられる、あるいは参加しやすいように工夫することが挙げられます。本人や周りの人が、高齢だからと諦めてしまう、交流や趣味、家事などを続けることこそが介護予防だと気づいていない、多様な資源の存在を知る機会がないといった状況を改善していく必要があります。
- 次に、前述の「最期まで地域で暮らせる仕組みイメージ(図表3)」において矢印で示しているように様々な資源がつながることが挙げられます。例えば住民と専門職が情報を共有したり、地域の活動への移手段が確保されたりすることで、介護が必要になって

も地域とのつながりを保ちやすくなります。

- さらに、不足している資源を補完することが挙げられます。これまで以上に財源や担い手の制約が厳しくなることを踏まえると、多様な人・組織が協力しあって知恵・担い手・場・資金を持ち寄り、ともに資源の創出に取り組んでいく必要があります。

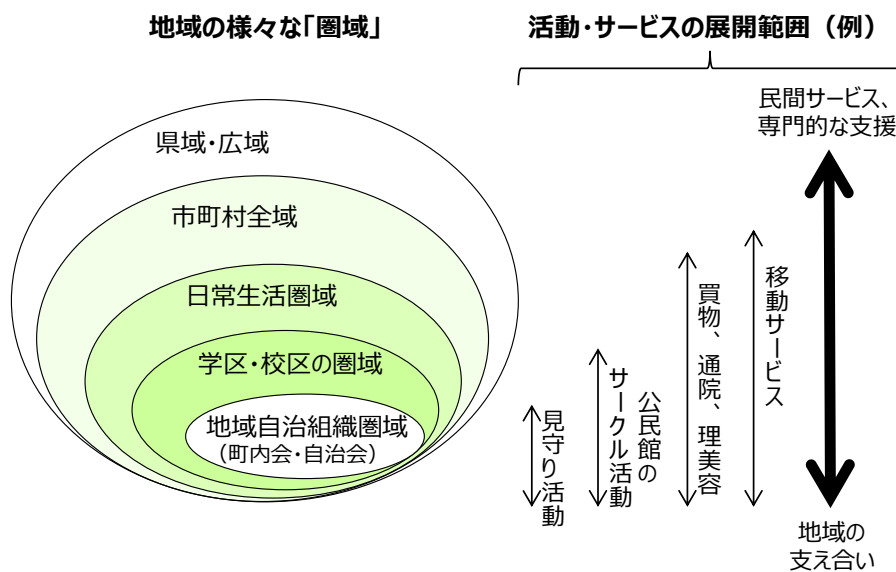
協議体は協働を進める仕掛けである

- 住民一人ひとり、住民主体の活動、地域の団体、企業、専門職などの多様な人・組織が地域づくりに向けて協働で取り組むことを進めるため、体制整備事業では「協議体」という仕掛けが盛り込まれています。
- 協議体は、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と共に、住民主体の地域づくりを進める人たちの集まりです。協議体という名称ではありますが、住民が地域のあり方を議論しながら取り組みを検討する「協議」に加え、地域づくりに向けた実質的な取り組みを行う「実践」という2つの機能を持ちます。
- ここでの「実践」とは、それぞれの地域でつながりや支え合いを保ち、育んでいくことに加え、第1層が第2層の取り組みを支援する、関係主体との情報共有・調整を行うといった内容も含まれることに留意が必要です。ただ「協議」のみをするのではなく、様々な「実践」を伴いながら日々の協働を進めていくことが大切です。
- 協議体は地域づくりが目的であるからこそ、地域ケア会議、地区社協、町内会・自治会の福祉部会、まちづくり協議会のように、地域の様々なネットワーク活動と連携することが大切です。

協議体の形や機能は変化していく

- 協議体は、地域づくりを官民協働で進めるために設置するものであり、設置主体は市町村ですが運営主体は地域（住民）です。そのため形式的な設置や組織づくりを拙速に行うことなく、準備会やワークショップ、座談会を通じて、様々な人が関わりながら地域づくりの考え方を共有していくような働きかけが効果的です。
- また既存のネットワーク活動の取り組みが協議体としての目的や取り組みと一致する場合、あるいは参加してほしい人が重なる場合は、それを協議体として位置づける方法もあります。
- 協議体の立ち上げの際は、圏域の設定に留意する必要があります。地域は様々な層の圏域が重なり合って成り立っています。生活圏域の範囲は、面積、人口構成、地域の成り立ち、介護保険事業や地域福祉活動における圏域などの影響を受け、地域によって大きく異なります。

図表 7 地域における重層的な圏域



- 第2層の目安としては日常生活圏域（中学校区域）が示されていますが、住民の生活に密着した生活圏域は小学校区や自治会域という地域も多いです。そのため第2層を小学校区のような小さいエリアで設定する考え方もあれば、第2層は日常生活圏域に設定しつつ複数の会議体・組織体を第2層の協議体群として「かたまり」としてとらえる考え方もあります。
- 協議体の形は最初から固定化せず、協議・実践状況に応じて変化できるように、設置要綱などには柔軟性を持たせると良いでしょう。

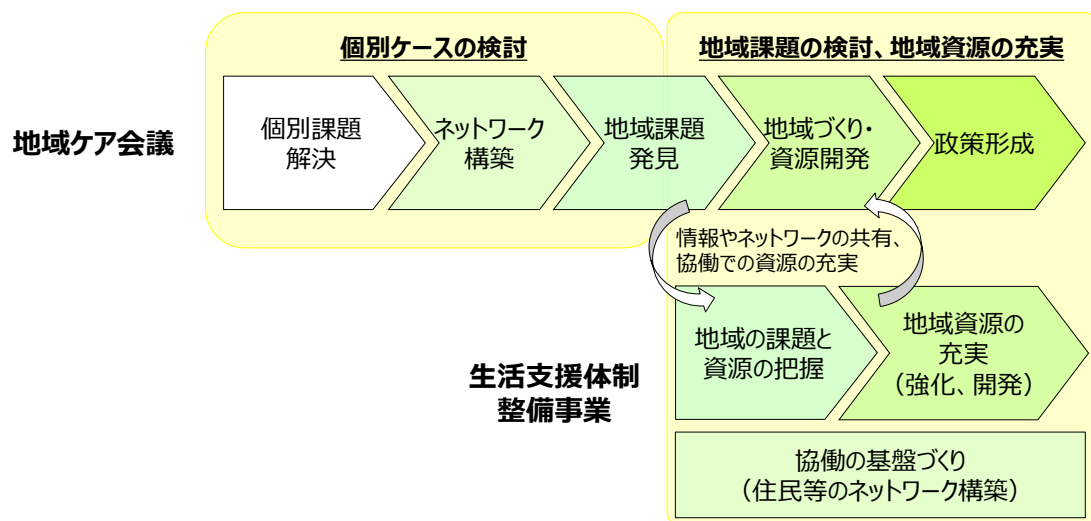
地域包括支援センターなど専門職や支援者と連携して取り組みを進める

- 地域包括支援センターをはじめ、地域福祉コーディネーター、保健師、民生委員、ケアマネジャーなどが把握している高齢者の生活ニーズや地域資源の情報は、協議体の取り組みを検討する上でも大変役立ちます。
- 中でも地域包括支援センターは、要支援高齢者への個別支援や地域支援事業の実施などを通じて地域全体の多岐にわたるニーズを把握しており、協議体と地域包括支援センターの連携は不可欠です。

協議体は地域支援、地域ケア会議は個別支援に軸足を置く

- 協議体は住民が主体となり、専門職を含めた多様な人・組織が関わりながら地域づくりを進めるための集まりです。一方、地域ケア会議は、個別ケースの検討を通じた多職種協働のケアマネジメントの支援、支援ネットワークの構築、地域課題の抽出を行います。このように、協議体は地域支援、地域ケア会議は個別支援に軸足を置いた活動を行っており、機能に応じて構成員や各自の立ち位置が異なります。
- 地域ケア会議の機能には地域づくり・資源開発機能も含まれますが、まずは個別支援が中心となります。そのため地域ケア会議で把握した地域の課題や資源の情報を協議体や生活支援コーディネーターが受け取ることで、地域づくりに活かすことができます。

図表 8 体制整備事業（協議体）と地域ケア会議の関係性



(4) 生活支援コーディネーターの働きかけでつながりや支え合いを保つ・育む

生活支援コーディネーターはつながりや支え合いを保つ・育む「つなぎ役」である

- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、協議体メンバーの協働をうながし、協議体とともに地域づくり、住民主体の支え合いを推進する人です。組織全体で生活支援コーディネーターの役割を担い、複数人が分担して取り組む場合もあります。
- 地域には様々な人・組織が存在し、高齢者の暮らしを支える資源があるにも関わらず、必要とする人につながっていない、あるいは資源同士が連携できていない場合があります。またニーズはあるものの資源が不足している場合もあります。生活支援コーディネーターは協議体とともに、地域の人・組織や点在するニーズ、資源を結びつけて多様なネットワークを育て、支え合いを保つ・育む「つなぎ役」としての役割を担います。
- 生活支援コーディネーターの具体的な活動としては、以下のようなものが挙げられます。

<生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動>

- ・ 集める：地域の課題や資源に関する情報を収集する
- ・ 伝える：住民・関係主体が必要とする情報を整理して伝える
- ・ 思いを知る：関係主体と知り合う、相談を受ける
- ・ 場をつくる：関係主体を集めたり紹介したりして、コミュニケーションをうながす
- ・ 結びつける：地域課題を解決する資源を見つけ出す、関係主体の協働をうながす
- ・ 応援する：関係主体とともに、資源の充実に向けた取り組みのアイデアを出し合い、その実現のための支援を行う

様々な「つなぎ役」が連携して地域づくりを進める

- ここで挙げた活動は、生活支援コーディネーターがすべてを担うものではありません。協議体メンバーや市町村職員をはじめ、地域の状況に詳しい住民、地域包括支援センターの職員、地域福祉コーディネーター、社会福祉協議会の地域担当職員、福祉分野以外のまちづくりコーディネーターなど、多くの人が分担しながら行っていくものです。
- このような「つなぎ役」の人たちは、異なる活動基盤や制度に基づいて活動している場合もありますが、地域づくりを進めるという観点では同じ方向を目指しています。住民が制度の狭間で混乱しないためにも、つなぎ役同士は住民や多様な資源への働きかけ方や活動状況を共有し、連携を図っていくことが大切です。
- 生活支援コーディネーターが担う地域への働きかけという活動は幅が広く、時間もかかることから、生活支援コーディネーター1人だけに背負わせない工夫をすることが大切です。まずは市町村の担当者、所属先の上司や同僚が生活支援コーディネーターの置かれた状況を理解し、活動をしやすいように支援することが求められます。また兼任で複数人が担う、行政や地域包括支援センターなどを含めた複数の職員で「生活支援コーディネーター機能」を担うといった配置方法を採用することもできます。

支え合いのネットワークを広げる

- 類似の支え合い活動を行っている人・団体は、同じような悩みを感じていることも多いです。悩みの解決に向けて、生活支援コーディネーターや協議体メンバーが働きかけて、悩みや解決のための知恵・工夫を共有する場を設けることは有効です。団体同士でつながりができることで、お互いに協力しあい、活動がさらに広がっていきます。
- また活動に役立つ専門的な知見や、福祉分野に留まらない地域の担い手（商工会、企業など）の力を活用することで、新たな活動が生まれることもあります。そのため生活支援コーディネーターや協議体メンバーは、市町村などから情報を受け取りながら、地域の枠にとどまらず様々な力を呼び込む仲介役になることが大切です。
- 市町村内には様々な地域（日常生活圏域、小学校区など）があり、普段はそれぞれの地域で取り組みを進めていますが、地域同士が取り組みを共有する機会を設けることで、新しい活動や悩みを解決する知恵・工夫が波及していきます。そのため市町村は、地域同士のネットワークづくりを支援することが期待されます。
- 同じように、都道府県内には様々な市町村があることから、都道府県は市町村のネットワークづくりをうながし、お互いの取り組みを学び合えるように支援することが期待されます。

(5) 住民と市町村は地域の実情に合わせてともに考えて動く

地域の支え合いの内容や方法は相当に幅広い

- 地域の支え合いは、住民同士の日常的な支え合いレベルのものから、自治会などの町内の活動、ボランティアグループによるちょっとした生活支援から、社会福祉協議会、NPO法人などによる有償ボランティア活動、住民で運営される体操教室や、趣味の会まで、その運営形態から担い手の組織のタイプまで様々な形態が想定されており¹、その内容や方法は相当に幅広いものです。

図表 9 ガイドラインの類型から考える「サービスづくり」と「地域づくり」



(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング資料

- 生活支援というと、市町村職員や専門職は「組織化された支え合い活動」をイメージしがちですが、体制整備事業では地域の身近な支え合いが豊かになることを主眼としています。そのような支え合いのうち、継続性や活動範囲の広がりを求めて組織化していくものもありますが、どのような形になるかを選ぶのはあくまで住民であり、組織化にあたって何らかの支援が必要になった時に、市町村は総合事業を含めたいくつかの手立ての中から適切な支援を提供するという関わり方が求められます。

¹ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング『新しい総合事業の移行戦略 地域づくりに向けたロードマップ』(平成27年度)

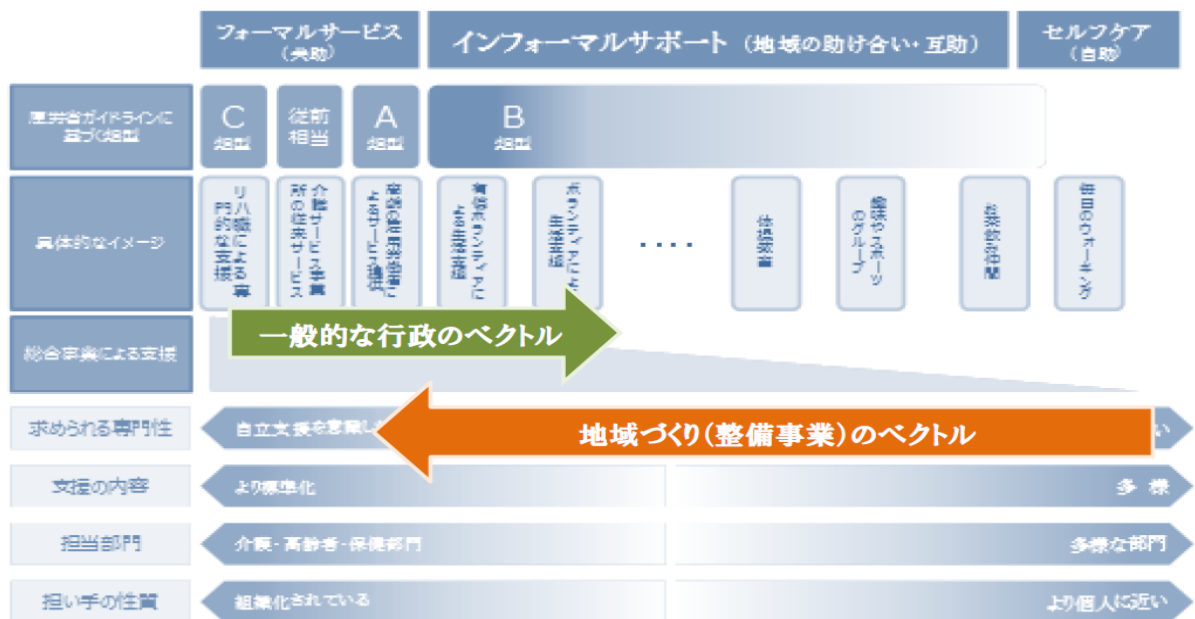
地域の実情に合わせて柔軟に進めていく

- 地域での暮らし方や暮らしの知恵、日常の支え合いのあり方、暮らしを支える資源は地域によってそれぞれ異なります。また地域の現状や未来に対する考え方や、これまでの地域づくりの経緯、高齢化や人口減少のスピードやそれによって受ける影響も様々です。
- このように地域の個別性が非常に大きいことから、体制整備事業としてのねらい（地域づくり）、基本のしくみ（生活支援コーディネーターの設置、協議体の配置）は共通であるものの、その進め方は地域の実情に合わせて柔軟に決められるようになっています。体制整備事業を進めるうえで、その柔軟性を上手く活用することがポイントとなります。

地域づくりのベクトルから考えて動く

- 体制整備事業は柔軟性がある分、何をどのように進めていくか常に考えながら進めなければならず難しい面もあります。地域づくりは住民をはじめとした多様な人・組織の共感と自発性に基づく取り組みですが、これは基準が示されている介護保険サービスの整備とは進め方が大きく異なるということを、行政職員は強く意識する必要があります。
- 行政（市町村及び都道府県）の一般的な傾向として、制度に支えられたフォーマルサービスの方から検討が進められていきます（左から右）。一方、地域づくり（体制整備事業）では身近な支え合いが豊かになること、そして組織化を含めて支え合いがより充実することを後押しするという動き方になります（右から左）。
- このように一般的な行政の思考のベクトルと地域づくりでの実践のベクトルが異なることを踏まえ、市町村職員は住民とともに考えて動き、ボトムアップの取り組みに伴走する関わり方が求められます。

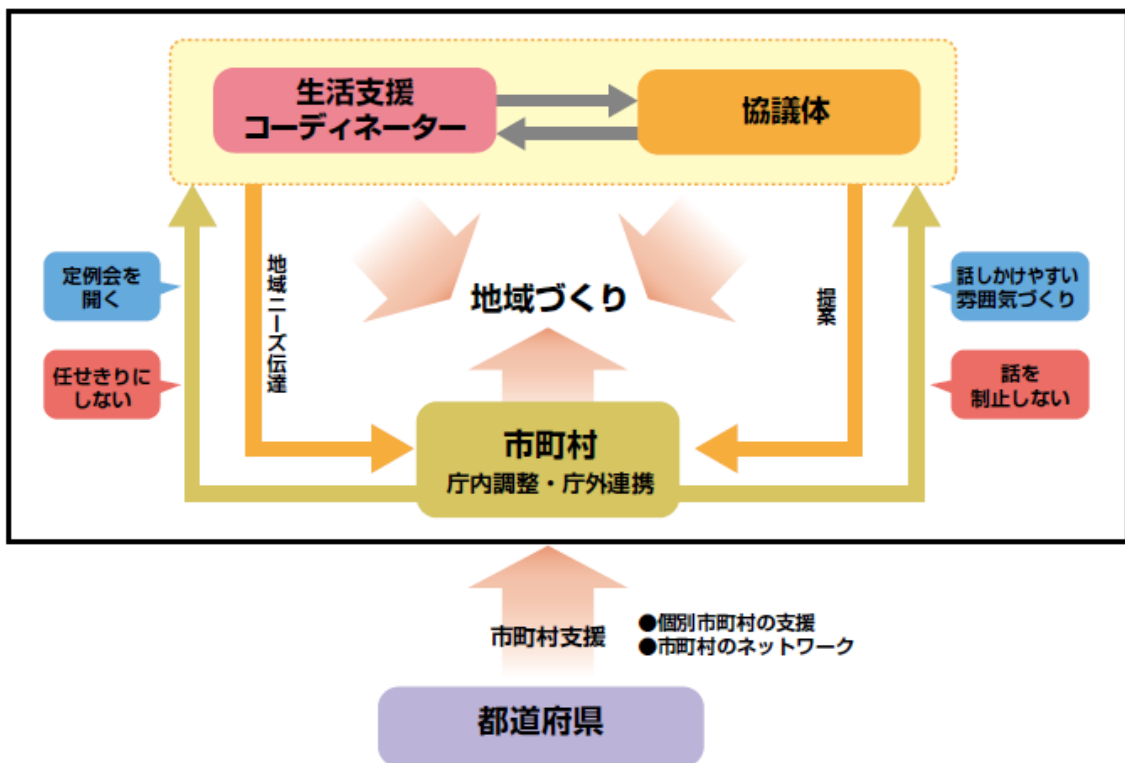
図表 10 行政の一般的な傾向と総合事業・整備事業の目指す方向性



(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング資料

- 住民側のベクトルで地域づくりを進めるためには、市町村、生活支援コーディネーター、協議体事務局、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの地域づくりの推進役となるメンバーが「推進チーム」を作り、定例的な連絡会を通じて、地域ニーズの把握や生活支援コーディネーターへの支援、関係主体に対する働きかけを行うことが重要です。
- その中で市町村は「庁内調整」と「庁外連携」、すなわち地域づくりの過程で多様な人・組織が関わるきっかけの提供、情報共有の促進、協働の働きかけ、調整を行い、住民の動きを柔軟に支援する役割を担います。

図表 11 協議体、生活支援コーディネーター、市町村、都道府県の関係²



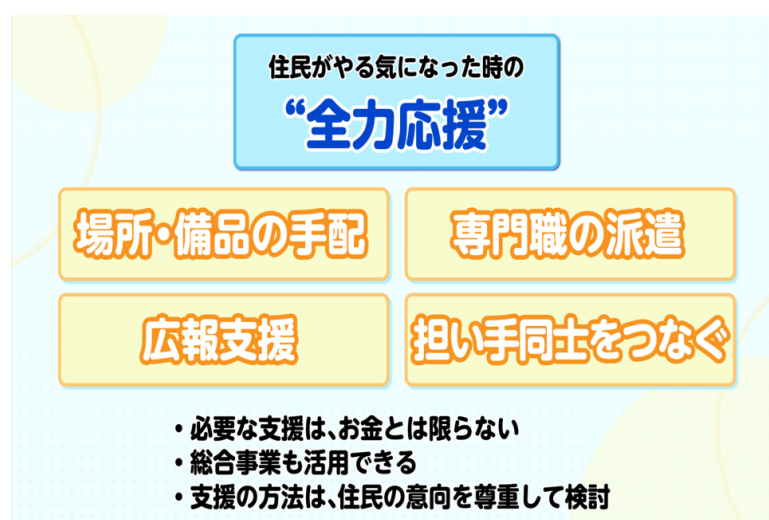
(出所) 全国コミュニティライフサポートセンター資料

² 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター『生活支援体制整備事業をすすめるための市町村ガイドブック～生活支援コーディネーターと協議体の活動と運営』（平成 28 年度）

様々な施策との相乗効果を高める

- 住民の生活が起点となる地域づくりは、きっかけは体制整備事業だとしても、おのずと分野や制度、関係主体、地域を横断した取り組みに発展していきます。そのため市町村や都道府県は、まず高齢・介護部局内、そして地域福祉部局の連携、さらには暮らしに関わる様々な分野（まちづくり・市民協働、生涯学習・文化・スポーツなど）との調整を進めることが重要です。
- 各部局の目的や事業内容がそれぞれ異なる中で、連絡を取り合いながら、地域づくりに向けて一緒に取り組みを行うのが庁内調整です。庁内調整にあたっては、これまでの制度や事業では別々に取り組まれがちだった社会参加、介護予防、生活支援を一体的に推進するという視点を共有する必要があります。
- 高齢・介護部局や地域福祉部局としては、地域福祉、一般介護予防事業（要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実など、全ての高齢者が対象）、介護予防・生活支援サービス事業、体制整備事業の関係性を意識しながら取り組むことが重要です。
- 地域の日常的な支え合いを豊かにしていく中で、高齢者が身近に立ち寄れる通いの場を作っていく（一般介護予防事業（補助のしくみ）などを適宜活用）、そして心身機能が低下してきたり介護が必要になったりしても通い続けられるようにする（通所型サービスB（補助のしくみ）などを適宜活用）という段階的なバックアップを行えるよう、各事業の担当が連携して取り組む必要があります。
- 住民自身が住民参加型の訪問サービスや通所サービスを立ち上げたいという場合に、立ち上げ支援として総合事業を活用することが可能です。ただし体制整備事業や総合事業の実施にあたってはサービスBの整備だけを目的としないこと、そして住民側の自発性を尊重すること（時には資金面の支援を受けない選択肢を採る場合もある）に留意しましょう。

図表 12 住民の支援における行政の役割ととるべきスタンス



(出所) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング資料

2. 体制整備事業 実践ルポ～今、地域で起きていること

- 体制整備事業のねらいや進め方は幅広く、また進捗状況が市町村によって様々であることから、体制整備事業の実態を把握するには一つひとつの実践を丁寧に見ていく必要があります。
- 本章では、生活支援コーディネーターや協議体メンバー、市町村職員が今、どのようなことに取り組み、どんな手応えを感じ、どんな課題に対応しようとしているかを、事例の形で紹介します。

(1) 助け合いの萌芽

事例 奄美市 体制整備事業をきっかけに身近な助け合いが生まれ始めている

<体制整備事業のはじまり>

- 体制整備事業、総合事業、認知症対策などは全てつながっていくため、市や関係団体の連携が必要であり、何よりも住民の理解が不可欠である。そのためには住民と一緒に地域を見直し、地域資源を考えていくことが必要であり、時間がかかる事業だと考えている。
- 平成 27 年 3 月に行政と住民団体等の核となっていくメンバーに向けて、各事業の意義や地域の目指す姿に関する「地域支え合い勉強会」を開催し、さらに市民向けに「新地域支援フォーラム」を開催した。また庁内の他課への説明会や各団体への研究会の立ち上げの説明を行った。
- 市全体としての体制整備事業の方向性を定め、第 2 層立ち上げの相談・支援を行うまとめ役が必要であると考え、第 1 層から立ち上げることとした。

<地域住民と行政、関係者が一緒に支え合い体制を考える>

- 奄美市では“大づかみ方式”（地縁団体や NPO も含め様々な分野から大枠で数名ずつ参加する方式）による研究会「地域支え合い体制づくりを考える会」の開催を通じて、体制整備事業を推進していくこととなった。
- 研究会では、地域住民と行政、関係者が一緒になりグループワークで「目指す地域像を考え」地域での支え合い体制の理解を深めながら、目指す地域像を実現するための第 1 層の協議体構成員や信頼ある生活支援コーディネーターの選出について意見を出し合い選出をすすめた。

<第 1 層や市がバックアップしながら進める第 2 層づくり>

- 第 2 層は 8 地区に作ることを視野に入れながら、地区ごとに「目指す地域像」を考えながら進めていった。第 1 層生活支援コーディネーターと協議体が行政とともに、第 2 層生活支援コーディネーターと第 2 層協議体の選出をバックアップし、1 年ほどかけて 8 地区の体制づくりが進んだ。

- 各地区では、協議体、コーディネーター、在宅介護支援センター（事務局）、地域包括支援センター地区担当で定期的な話し合いを行っている。地域住民のつながりや地区の状況にあわせて、地域、協議体、コーディネーター、行政と一緒に方向性や取り組みを検討・共有し進めている。地域によっては、生活支援コーディネーターや協議体が配置されていない地区もあり、事務局のみの活動となっているところもある。
- 在宅介護支援センター（事務局）や地域包括支援センターの地区担当がいる事で、生活支援コーディネーターは地域づくりや支え合いに関する困りごとや方向性の相談が気軽にできる状況となっている。

＜フォーラムから助け合い創出に向けて＞

- 平成 28 年 7 月に生活支援コーディネーターと協議体、行政らが一緒になり市民に啓発するフォーラムを開催した。1 年前に開催したフォーラムに参加したことから、居場所をはじめたという報告もパネルディスカッションで紹介された。また、アンケートで有償ボランティアや居場所づくりに関心のある人を対象に平成 28 年 8 月に勉強会も開催し、助け合い創出に向けての動きが始まった。

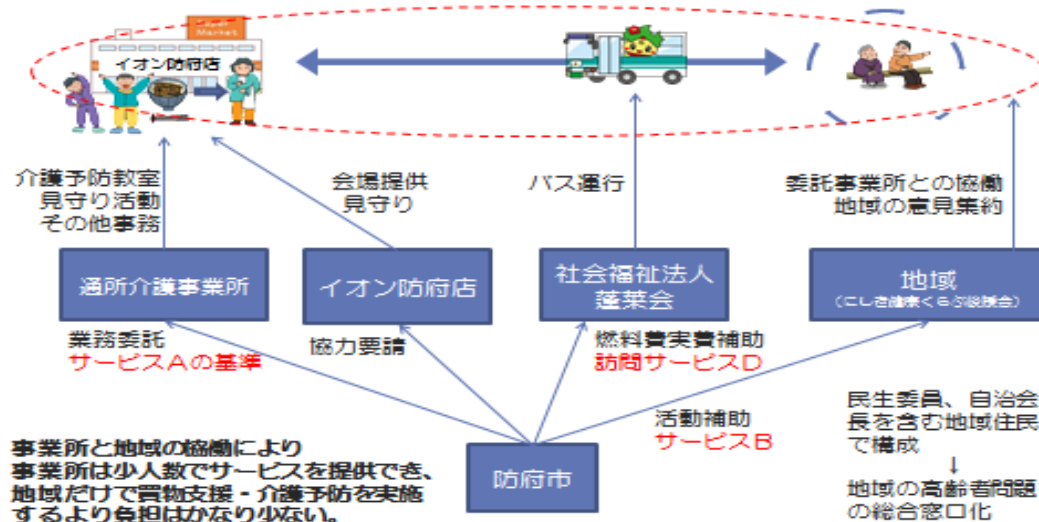
＜地域での話し合いから広がる活動＞【第 2 層の活動】

- 市街地で以前のような地域のつながりが無くなったことに課題を感じ、地域の行政協力員や民生委員、地区に住む議員、意欲のある住民、協議体委員、コーディネーター、在宅介護支援センター職員、地域包括支援センター職員が、地域の昔からある喫茶店で話し合いを行った。
- 住民からは、日頃から気になる行動を取っている高齢者や、近くの公園を居場所としている島唄グループの今後の居場所を心配する声、人と人のつながりが少なくなっている具体的な状況などがあげられた。行政協力員は住民や地域の感じているニーズがわからないために活動に結び付けられないなど、個々が困りごととして感じている現状が意見交換を通して見えてきた。
- 話し合いの結果、参加した住民により近くのスーパーの空スペース借用について居場所や会議の場所として借用する事を店主と交渉し承諾をとるなど自主的な活動がみられるようになった。また、前回話し合いに参加した住民に対して声をかけあい、自分たちの住む地域での話し合いを活性化していこうという動きも見られた。
- 地域の住民が支え合うためには、まず意欲ある住民を見つけることが必要である。その上で、地域の課題について協議体や生活支援コーディネーター、行政職員と一緒に考えて関わることで、住民が安心して動き出すことができる。体制整備事業では、住民が自ら動き出せるように、生活支援コーディネーターや協議体が種をまく役割を担うことが重要である。

事例 防府市 地域の関係者を総動員した助け合いにつなげている

- 山口県防府市では、体制整備事業や地域ケア会議における個別ケースの検討を通じ、地域資源や課題を把握したことで、地域のニーズに合わせた新しい取組に結びつけた。
- 「幸せます健康くらぶ」は、防府市の向島地区という市内の中でも人口減少と高齢化の進行が著しい小さな地域で立ち上がった取り組みである。体制整備事業の取り組みなどを通じ、閉じこもり予防や買い物支援というニーズが出されるようになった。
- 市内の中でも地域資源に乏しい地域だが、生活支援コーディネーターと市役所の担当者が緊密に連携し、向島で施設を運営する社会福祉法人、デイサービス事業者、イオン防府店とのネットワークづくりを進め、熱心な活動を行っていた地域住民を巻き込んでテスト開催を繰り返したことで、短時間で新たな助け合い活動を立ち上げることができた。
- 介護事業所と地域双方の負担軽減と様々な主体の協働によって効率的な運営ができるよう、総合事業の複数のメニューを組み合わせ、ひとつのサービスとしたことが、このサービスの特徴である。（図を参照）

「幸せます健康くらぶ」の仕組み



(出所) 防府市資料

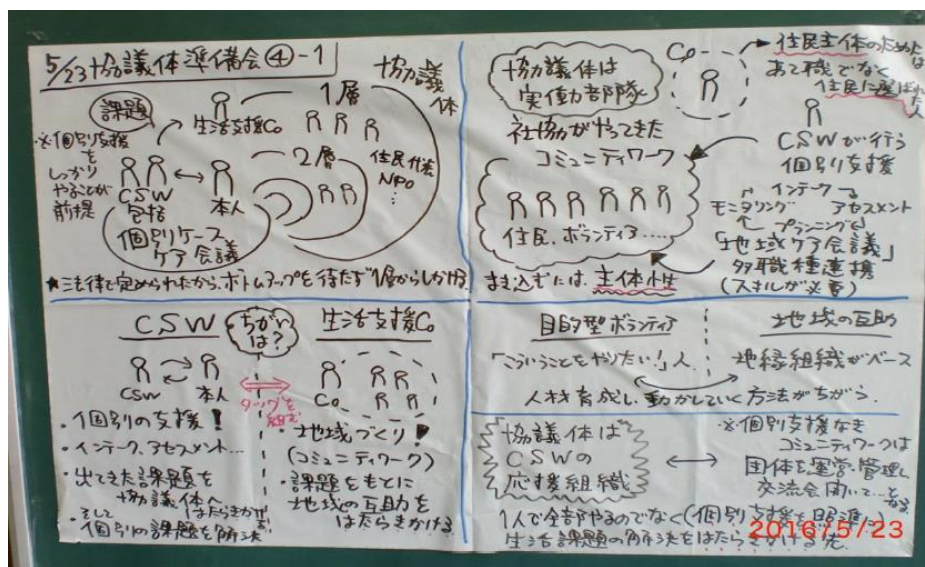
- この取り組みをきっかけに、向島地域では住民による介護予防教室が数ヶ所立ち上がり、社会福祉法人のバスを活用した通院支援についての検討が始まっている。
- さらに、向島地域における取組は他の地域でも横展開されつつあり、3地区において、地域のニーズに合わせた形で「幸せます健康くらぶ」の立ち上げに結びついてきている。これ以外にも、災害時の避難支援といった地域課題に応じた活動を行う団体が、訪問型サービスBを活用したサービス提供を始めるなど、様々な助け合い活動が市内各地で巻き起こり始めている。

(2) 協議体の活動の歩み

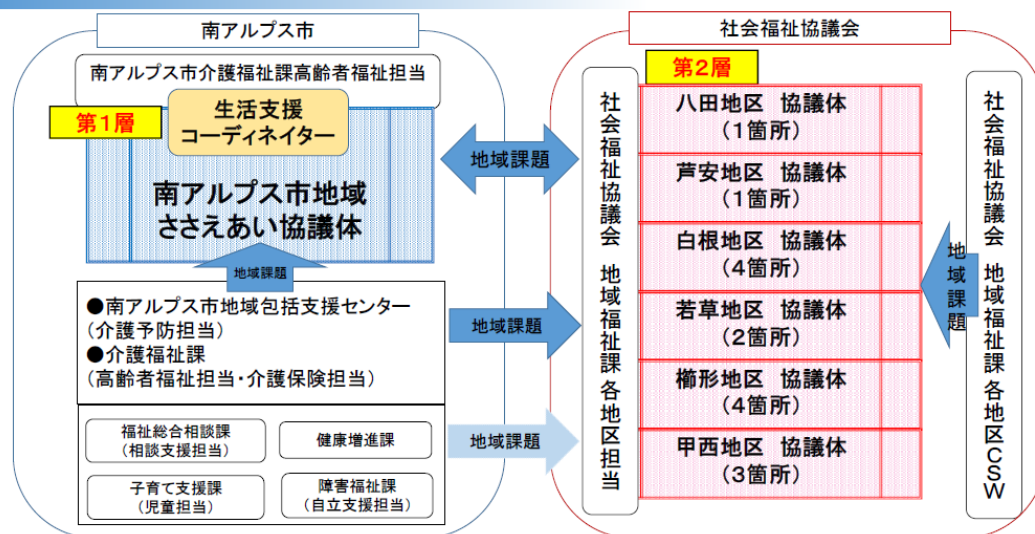
事例 南アルプス市 住民主体で立ち上げた協議体が地域に様々な働きかけを実施

<第1層協議体の発足に向けた検討>

- 南アルプス市では、平成27年4月から体制整備事業に着手し、まず生活支援コーディネーターの配置を行った。
- 初めに福祉部局内で、次に社会福祉協議会も交えて、生活支援コーディネーターや協議体の意義や役割を話し合った。
- 第1層協議体の発足に先駆けて、平成28年8月に住民向け地域フォーラムを開催した。フォーラム後、自分たちは何が出来るか地域ごとに話し合う勉強会を開催し、勉強会に参加した住民とそこで推薦された団体から第1層協議体メンバーを選出した。



南アルプス市 協議体体制図



(出所) 南アルプス市資料

＜協議体における生活支援コーディネーターと市の役割分担＞

- 第1層協議体の運営は、第1層生活支援コーディネーターが中心となっており、市役所は表に出ずにサポート役になることとした。また第2層協議体は、第1層生活支援コーディネーターと社会福祉協議会が連携して運営していくことにした。
- 第1層での協議で、地域のニーズを確認しなければ住民主体で何が出来るのかそもそも検討できないという結論に至ったため、第2層協議体を全圏域で立ち上げる支援を行い、その上で第2層の協議を通じて第1層に求める支援を挙げてもらったことにした。

第1層協議体		第2層協議体		
生活支援コーディネーター	市	生活支援コーディネーター	社会福祉協議会	市
・協議体の運営(コーディネート) ・会議資料の作成 ・メンバーの選定 ・関係者との調整 ・第2層の情報提供	・事務局(会議の進行) ・行政情報の提供 ・地域課題等の提供 ・資料の提供 ・関係部署との調整や連携 ・関係機関との調整	＜立ち上げ準備段階＞ 事前学習会の開催・地区の自治会等への周知		
		・第2層協議体への参加 ・運営や協議内容への助言 ・第1層や他の2層協議体の情報提供	・事務局 ・第2層協議体の運営 ・資料の作成	・協議体設立までの事前学習会への参加 ・情報の提供 ・SCへのサポート



第1層の協議体の運営は、SCが中心。市役所はできるだけ表に出ずサポート役
第2層協議体についても、1層SCが社会福祉協議会と連携し運営

(出所) 南アルプス市資料

＜第2層の立ち上げ＞

- 地域への呼びかけの際には、「将来の自分の身に置き換えてみたときに、ずっと安心してイキイキ自分らしく生活ができるのか」や「地域のつながりの大切さを子供や孫の時代にも伝えていきたい」といったことをキーワードにしている。支えあいの地域づくりについて、必要性を理解すると住民は動き出す。
- コアメンバーがいない地域では第2層協議体説明会で、協議体ができたとしたらどんなことができるのかについて、住民同士で話し合いを行っている。

新規 2層協議体を呼びかけのプロセス

皆さんの暮らす甲西地区が
ずっと安心して暮らせる地域であるために…
みんなで考えてみませんか？

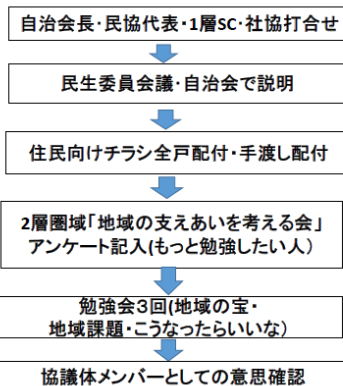
※、全国で住居も行政も一緒になった「新しい地域づくり」(産協が主体となった助け合い活動の推進)が進んでいます。
産協が住み慣れた地域で10年後も20年後も安心して暮らせるため、地域の助け合い・支えあいの地域づくりを推進しています。

将来ごんを「不安」…あきらめますか？
自分様大丈夫…と思うけど距離に感じたらどうしよう
免許を返してしまったら出かせない
年をとったら、畑の管理ができるかな？
独居になったら生活していけるかな？

一人が抱く不安はみんなも不安に思っています。不安をそのままにしないために専合地区のささえあいを考える会を開催いたします。

～ 専合地区・地域のささえあいを考える会 ～
日時 9月10日(日) 午後7時00分～
場所 アミカル
主催 南アルプス市社会福祉協議会、南アルプス市
問合せ 南アルプス市社会福祉協議会 地域課課長
Tel:283-4121 Fax:283-4167

ぜひ前述にも声をかけて一緒に参加してください。
この事業には思い切った助成金の配分もなされています。



(出所) 南アルプス市資料

＜様々な第2層協議体～みんなちがってみんないい～＞

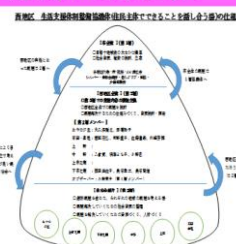
- ① 支えあいの大切さ地域に広げたい
- ② 身近な自治会単位の支えあいの仕組み作り
- ③ だれでも気軽に行ける「居場所+買い物」の開設
- ④ 人口306人の地区で中学生も参加した第2層協議体の取り組み
- ⑤ ニーズ調査を踏まえて、だれでもおいしいコーヒーの飲める喫茶店オープン
- ⑥ 自治会で買い物ツアーの開始
- ⑦ 地域のちょっとした手助け
- ⑧ 隣近所の顔の見える支えあい

① 寸劇で協議体を広める活動



支えあいの地域づくり... 私も参加したい！と感づいてもらいたい

進んでいくと...助け合いは自治会単位だね！まずは、地域の困りごとを聞いてみよう！ ②



③ 昨年9月スタート誰でも気軽に行ける（居場所+買い物）開設 若草北地区（週1回）



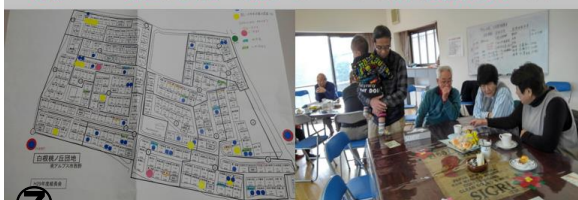
地区にある八百屋さんを集ってお茶を飲んでいる！じゃあ、そんな居場所をもっと増やしたいね・いつの間にかやってくる近所の高齢者

期待してるよ！芦安の若い力 中学生と地域住民との協働 ④



⑤ 桃の丘団地（25年前に出来た新興住宅地） 実は顔も知らない住民も多かった

協議体をきっかけに始まった地域の絆づくり
地域のニーズ調査から「だれでもおいしいコーヒーが飲める喫茶店」オープン



⑦ 地域に手助けが必要としている人がいる。地域にちょっとしたことならできる人がいる。



ある日の協議体メンバーから植木が届いた。近所に声をかけてみよう！

⑥ 甲西落合地区（湯沢自治会で買い物ツアー）



①アンケート調査の結果、買い物に自分でいきたい高齢者のニーズ確認
②関係者で協議（買い物ツアーの実施）

車は社協が提供してくれることとなった。

回を重ねるごとに明るく元気になっていく高齢者、買い物だけじゃないみんなでドライブしながらおしゃべりしながらドライブが楽しい！支援者側も「ありがとう」が嬉しい



⑧ 支えあいの地域づくりってよいことだね！協議体が何をするんじやなくて地域に理解者を増やしたり発想したり支えあいの輪を広げていくことだね！

(3)生活支援コーディネーターの奮闘の日々

コラム「市と生活支援コーディネーターの連携について」(倉敷市)

【生活支援コーディネーターからの立場から】

倉敷市第1層生活支援コーディネーター（倉敷市社会福祉協議会） 松岡 武司

倉敷市では、平成28年度から市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置しています。第1層生活支援コーディネーターとして、市内各所に出向き、いきいきと活躍している地域の皆さんとの出会いの日々に、私自身「やりがい」や「充実感」を感じながら生活支援体制整備事業に取り組んでいます。「やりがい」「充実感」が生まれ、持続している要因の一つとして、市による手厚いバックアップと細やかな心配りが挙げられます。

市社会福祉協議会は、これまでも「福祉のまちづくり」を推進してきましたが、合併による地域性の違いや関係機関との関わりの強弱等が存在し、体制整備事業を推進するためにはこれまで以上に幅広い対象に向けて「支え合いの地域づくり」の意識を醸成し、それをつないでいく必要がありました。

倉敷市は、生活支援コーディネーター配置後に様々な場面で私の「かお」と「役割」をPRする機会を設けてくださり、そこから生まれた新たな出会いや、関係性の芽は、私が知らなかった地域への入り口となり、後の地域づくりの大きな後押しとなりました。行政が後ろ盾になってくださると「コーディネーターの安心感」や「住民からの信頼」が明らかに違うことを何度も実感しました。

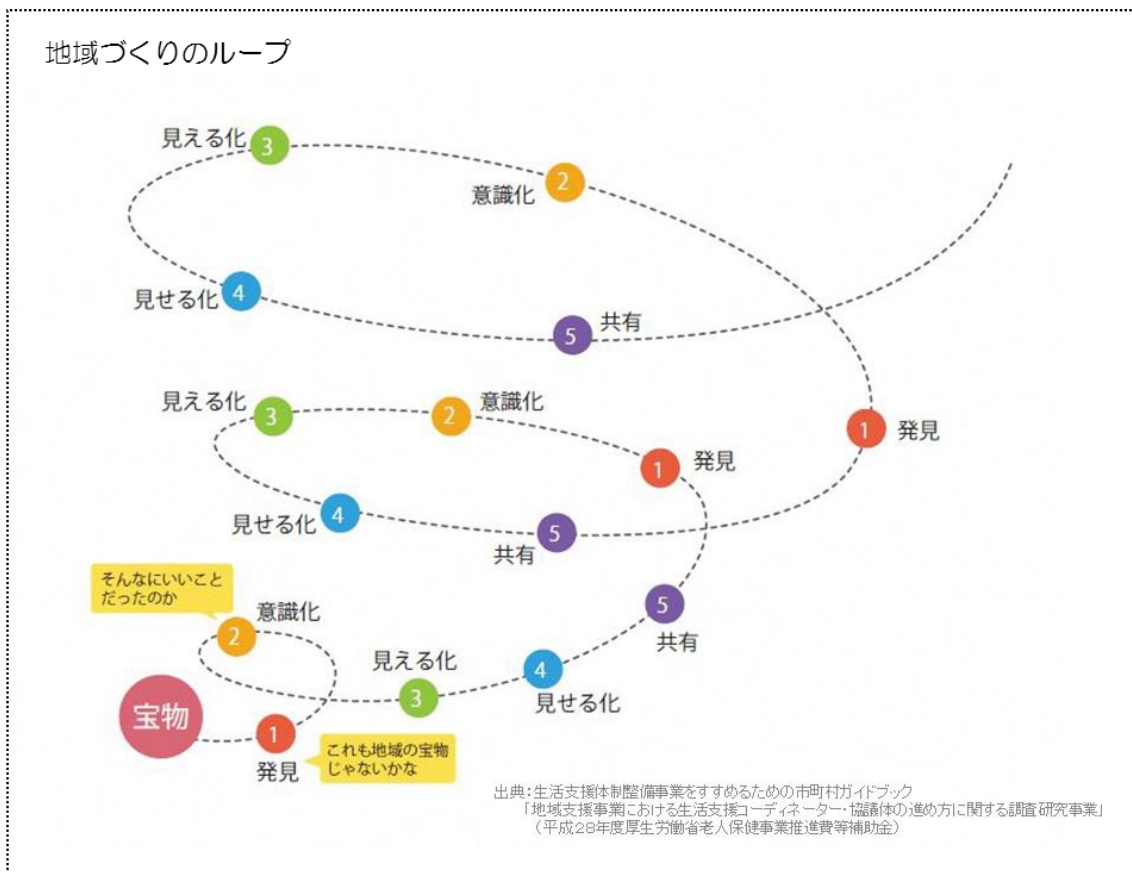
倉敷市では、配置1年目の生活支援コーディネーターに対し、目的意識を持って地域に入っていけるよう、3つの宿題「通いの場ガイドブックの作成」「支え合いのまちづくりフォーラムやサロン交流会の開催」「生活・介護支援サポーターなど担い手の養成」が出されました。この宿題に取り組むことで、地域資源の把握と見える化、支え合い意識の醸成をはかるなどの効果が生まれましたが、何よりもコーディネーター自身が、地域とつながるための養成をねらいとした業務でもありました。

「ガイドブックの作成」を通して、地域の宝物である人や活動とつながる契機となりましたし、「フォーラム等の開催」を通じてコーディネーターの存在と役割を知ってもらうことができました。「担い手養成講座」でも、これから何か始めたいと思う人と最初のスタートラインから関わることができ、現在その担い手と様々な支え合いの取り組みや活躍の場へのつなぎを行っています。

生活支援コーディネーターは「つなぐ」専門職の前段階で地域や関係機関と「つながる」専門職になる必要があり、3つの宿題はそのための大切なプロセスであったと感じています。市と生活支援コーディネーターが、地域づくりという共通のテーマと意思を持ったうえで取り組んだこれまでの過程や成果物は、今の生活支援コーディネーターとしての自信につながっています。

第1層や第2層の生活支援コーディネーターが活躍しやすい基盤を整備してくれている倉敷市の保健福祉局の吉田参与のことを私は勝手に「第0層生活支援コーディネーター」とお呼びしています。吉田参与からの「教えてもらえますか?」「いいですね!」「どう思いますか?」「行ってみませんか?」「資料いただけますか?」「紹介しておきました」という、さりげない寄り添いの言葉と気遣いが、生活支援コーディネーターに元気を与えています。生活支援コーディネーターの情報を頼ってくれ、考えを尊重してくれるという「認められ感」が共有できる関係性は、市とコーディネーターだけでなく、地域住民や関係機関とのつながりづくりにも共通します。

地域が輝くためには、地域住民を中心にしながらも、より多くの人と機関が地域の一人として参画し、立場や所属の垣根を越えてその機能を発揮していく必要があります。一人ひとりの暮らしが輝く「暮らし輝(くらしき)」の実現に向け、コーディネーター自身もさらに地域で輝けるよう、「つなぐ機能」を強化して参ります。



(出所) 倉敷市資料

【市の立場から】

倉敷市保健福祉局 参与 吉田 昌司

倉敷市では、「温もりあふれる健康長寿のまち・倉敷」の実現を目指して、地域包括ケアに向けた取組を推進していますが、その中で、生活支援コーディネーターについては、社会福祉協議会に配置し、住民が主体となった地域づくりを応援してもらっています。

地域づくりは、一般的には、住民の活動に寄り添い、支援していくものであるため、結果が出るまでに一定の時間を要します。そのため地域づくりを応援するコーディネーターの活動についてもすぐには成果が見えにくい、定量化しにくいということがあると考えられます。行政としては、地域づくりを進めるという重要性は理解しつつも、成果が見えにくいコーディネーターの活動に毎年度予算を確保しなければならないといった現実的な問題もあります。

このため、市としてはコーディネーターの役割が地域や市役所の中で定着するまでの間は、意識的に、成果が目に見える形で出る仕掛けが必要だと感じており、委託に際しては工夫をしています。例えば、コーディネーターを配置した平成28年度については、コーディネーターが地域で活動しやすくするとともに、その活動の成果を対外的にアピールできるように、①「通いの場のガイドブックの作成」、②「支え合いまちづくりのフォーラムやサロン交流会の開催」、③「生活・介護支援サポーターの養成など担い手の養成」を3本柱の業務としてお願いしました。特に①・②については、市として高齢者の方の社会参加が介護予防につながるとの認識のもと、ふれあいサロンなど通いの場の充実を図ることとしているので、市の施策ともリンクしています。行政の目線で言えば、コーディネーターの力を借りながら、通いの場を機軸に地域の好事例の把握と見える化を推進し、それらを横展開することを目的に事業を組み立てたということになります。この狙いに対し、コーディネーターは、ガイドブックの作成などの具体的な課題をもちつつ、住民の皆さんが取り組まれている通いの場を地域の宝物として把握し、その意義を理解して多くの人に伝えるように、見える化してくれました。この結果、例えば、これまで十分把握できていなかった通いの場が市内に430か所（平成28年度時点）あることが明らかになり、現在では500か所を超えるなど急増しています。通いの場の内容も、自宅を開放し認知症予防の学習に取り組む、呉服屋の玄関を使って“いきいき百歳体操”を行う、たくさんの男性が集い男の料理を振る舞うなど多様であることが分かりました。これらの業務を進めることで、コーディネーターの知名度があがり、いろんな活動に呼んでもらって、芋づる式に地域の好事例を知るきっかけにもなっています。さらに、コーディネーターの活動が浸透してくると、住民の方々が行う「作戦会議」に呼ばれるケースも増え、さまざまな地域のニーズを聞き、解決のヒントとなるアイデアを提供しています。

このように地域づくりについては、コーディネーターと行政が連携して、地域の宝物を発見して、その社会的な意義を解説しながら活動者を励ましてあげる。フォーラム等で披露する場も作りながら住民の皆さんと共有していく。このプロセスを何度も何度も繰り返すことが重要であり、これを通じて地域の身近な事例を参考にしながら、新たな地域の支え合い活動が生まれていくということではないかと考えています。

このことから、コーディネーターの役割は極めて重要であり、市としては、今後、コーディネーターにこれまで以上に地域を動き回り、地域共生社会も意識して、高齢者だけでなく、障がい者、子どもなども含めて、すべての者が役割をもって活躍できる地域づくりを進めていってほしいと考えています。

倉敷市と生活支援コーディネーターが取り組んだ3本柱の業務

①「通いの場」ガイドブックの作成	②支え合いのまちづくりフォーラム・サロン交流会の開催	③生活・介護支援サポーター養成講座（担い手の養成）の実施
 <p>「通いの場」ガイドブック</p>	 <p>↑支え合いのまちづくりフォーラム</p>  <p>↑サロン交流会</p>	 <p>生活・介護支援サポーター養成講座</p> 
つなぐ効果		
「情報」をつなぐ効果 「人」と「居場所」をつなぐ効果	支え合い意識をつなぐ効果	「担い手」と「活躍の場」をつなぐ効果
つながる効果		
SCが地域の宝物とつながる効果	フォーラムや交流会を通じてSCの役割をPRする効果	養成講座を通じて、担い手とスタートラインから関わり、協働できる効果

(出所) 倉敷市資料

コラム 生活支援コーディネーターの思いや悩み(平成 28 年度アンケート結果より抜粋)

(生活支援コーディネーターの思い)

- 誰もが住みやすい地域になるため、いろんな意見を聞き取りたいと思う。地域で一人でも多くの方の理解と協力が増えてくるといい。
- まずは地域のことを教えてもらう姿勢を大切に、情報を共有していけるネットワークづくりに努めていきたいです。地域の力に寄り添い、地域づくりを進めていく一員として関係性を築いていきたいです。
- これまで市や社協、その他様々な団体が行ってきた活動が、一部の人にしか知られていないように思います。もっと広く、大きく地域の人たちに知ってもらうこと、関心を持ってもらうことが、活動の活性化につながると思います。
- 時間はかかりますが、担い手の活動できる場を作っていきたいと思っています。
- もっと具体的な活動方法や、他の地域のコーディネーターとの横の繋がりができるような研修に参加して学んでいきたい。
- サービスを創出したあとのフォローアップ体制が大事であると考えています。

(生活支援コーディネーターの悩み)

- 生活支援コーディネーターだけが頑張ればよいという風潮が伺える。
- よくわからない事業で何か言っているなくらいにしか思われていない。本当に理解した人は大切なことだと分かってくれるが、それまでに時間がかかりすぎる。
- 住民と専門職間の考え、視点、意識が異なり、お互いが連携していくことの大切さを共有する必要がある。
- 自治体の縦割りの考えでなかなかいろいろなことが進まないの、行政が一丸となり、地域づくりへ協力できる体制をとってほしい。
- 各分野でコーディネート機能が問われている状況を踏まえ、他課の取り組みと切れ目や重なりを確認しながら展開しないと、似たような取り組みを互いが考えていることになる。
- ゴールがあるものではないため具体的にどのように活動して行けばいいのか。どういった方法で地域住民を取り込んでいけるのか、担当者だけで抱えてしまうことが懸念される。
- 高齢化により地域内の担い手を見つけたり、継承していくのが困難になっている。
- サービスの創出は地域住民のニーズから生まれるものであり、こちら側から提案するものではないが、自分たちで地域づくりをしていかななくてはならないことに気づいてもらうことが難しい。
- 私たちは今ある活動をつぶさないようにと考えるが、市はサービスの創設を急いでいる。

(4)市町村における推進チームづくり

事例 高崎市

<体制整備事業の経緯>

- ・ 高崎市は人口約 37 万人の中核市であり取り組みを市全体に浸透させるには時間がかかること、また今後の人口減少も見据えると体制整備事業に早めに着手すべきと考え、平成 27 年度から 3 年計画を立てて進めてきた。
- ・ 地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）の担当する 26 圏域で、第 2 層の立ち上げを進め、今後第 1 層を立ち上げて支え合いの活動を全市的に広げていく。

<市としての推進チーム「コア会議」による状況把握と進め方の検討>



- ・ 着手当初から、地域づくりに長らく取り組んでいる NPO や社会福祉協議会、地域で活動している人たちと一緒に取り組んで進めるべき事業という認識を持っていた。また人口規模が同程度の市の取り組みを知るには、県内に留まらず全国の情報を得て、“高崎市版”の事業の進め方を考えていく必要があった。そこで最初にさわやか福祉財団に相談し、それを契機に平成 27 年度に包括協定を結んだ。
- ・ 市担当者、さわやか福祉財団、地域づくりに実績のある目崎氏と高橋氏（第 1 層生活支援コーディネーター）などが集まり、高崎市で体制整備事業をどのように進めていくと良いかを考えるところから始めた。
- ・ 1 市 6 町村が合併した背景もあり、地域には様々な実情があって必要とされる支え合いの活動はそれぞれ異なることを踏まえ、住民の声に耳を傾け、この事業を活用し住民と共に地域づくりに取り組んでいこうと考えた。そこで、第 1 層よりも第 2 層の立ち上げを先行する方針を決定し、勉強会を行いながら、一人一人が自分のこととして捉えて支え合いの活動に取り組めるよう住民の意識を高めてきた。自分自身が元気であるためにも、できることから始めてお互い様の気持ちで支え合う地域にしていくこと、そのための主体的・自律的・継続的な基盤づくりを目指している。
- ・ 各圏域の進捗状況を共有し、この事業全体の把握・推進を行うのが「コア会議」で、月に 1 回実施し、市担当者、さわやか福祉財団、第 1 層生活支援コーディネーター、市内 NPO 関係者が参加している。
- ・ 第 2 層の立ち上げや運営は、それまでの地域づくりの蓄積があって順調に進むところもあれば、メンバーの真剣さ故に様々な意見や思いがぶつかり合い、慎重に進めてきたところもある。市担当者は、事業担当でない職員と 2 人ペアで全ての第 2 層協議体の会議に出席し、第 2 層の安定化・活性化に向けて各圏域での協議の内容や抱えている課題をコア会議で共有し、地域の状況に応じた対応方法を考えてきた。また、住民の声を施策に反映させるための役割をも担っており、今後はこの重要性が一層高まっていくと考えている。

- この事業にマニュアルや正解はなく、事業に携わる人が同じようにその意義、“高崎市版”の考え方や進め方を理解していないと継続性が担保できない。市職員や社協職員は異動がある前提で、コア会議というチームを核とし、今後の第1層協議体の運営も考えていく方向である。



生活支援体制整備事業の推進体制 (第1層SCの活動)



第1層生活支援コーディネーター【H28.4.1に委嘱】

- 第2層協議体発足のサポート
- 勉強会開催・当日のサポート・事前打ち合わせ
- 第2層協議体への情報提供・アドバイス
- 勉強会、フォーラムでの先行地区活動の紹介
- 第2層協議体情報交換会の企画・実施、第1層協議体設置に向けて第2層との情報共有



(出所) 高崎市資料

<庁内の推進体制の構築>

- 協議体では、多様な地域情報の共有の中で支え合い活動の創出を目指しているため、住民の関心事項を起点とした福祉分野に留まらない議論の広がりが出てくる。過去には、移動サービスに関心のある協議体の会議に地域交通課の職員が参加し、バスの運営状況を伝えるといった取り組みも行われた。
- そこで、「協議体」を担当課以外の市職員にも知ってもらい、関係課に問合せなどがあつた時に連携を取りやすくするねらいで、平成29年8月に全部局の職員を対象とした庁内勉強会を開催した。全課から1名以上の参加を募り、約140名が参加し、さらに各部署での共有をお願いした。
- 介護保険の担当以外の部署も含めて、まちづくりの視点でこの事業を捉え、関係機関との連携を図りながら地域での生活課題の解決に向けた仕組みづくりを加速させていかなければならないと考えている。

コラム「推進チームで柔軟に支え合いの輪を広げるために」

【支え合い推進委員（つなぎ役）として】高崎市第1層生活支援コーディネーター 目崎 智恵子

高崎市は平成27年9月に生活支援体制整備事業に着手。そして平成28年4月に高崎市より第1層生活支援コーディネーターの委嘱を受け、住民主体の支え合いを地域に広げていくための協議体という視点をしっかり持って、仕組みづくりを行うため、立ち上げ当初から常に現場に入りながら、市と一緒に生活支援体制整備事業に取り組んできました。

体制整備事業が開始される以前からNPOとして地域の課題解決に向け、地域住民や企業・医療機関、地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）等と一緒に取り組んでいました。今回の委嘱を受け活動する中で、市との関係性も良く、つねに住民（一人一人が多様な人財）と顔の見える関係で日々楽しくこの事業に関わらせて頂いております。

事業を進める上で、行政・包括・社協そして第1層生活支援コーディネーターが推進チームを作り、地域の中に溶け込み、住民のやる気を引き出したり、盛り上げたりしながら、住民の意思を尊重した支え合いの仕組みづくりをコツコツと進めています。ときには、住民がやる気になるのを待つ事も大切にしてきました。取組み開始から2年半、支え合いの小さな花がひとつひとつ咲いていく様子は、ゆっくりですが、優しくやわらかに、そして時には鮮やかに、市内のあちらこちらに咲き始めています。

地域の支え合いの基盤づくりは、住民の意識を少しずつ変えていくことが一番大切だと思っています。取組みが進むと、社会参加の機会も増え、生きがいやりがいにつながってきています。生活支援コーディネーターは、住民の皆さんと同じ目線で、たくさんの資源と繋がり、黒子となりひとつひとつ活動をつなぎ、積み重ねていく。そんな役割だと思っています。時間はかかるが、きちんと住民と向き合い、あるものは有効活用し、お互いに協力し合う（互助）。そしてないものはどうしたら作れるのか、住民のできる事は何か。行政はそんな住民の活動を事業としてバックアップしながら、いろいろな取組みを柔軟に住民と一緒に創っていく。体制整備事業とはそんな事業だと実感しています。

1市6町村が平成の大合併を経て、2011年に中核市に移行した高崎市ですが、7地域にはそれぞれ異なる事情もあり、必要とされる支援、支え合い活動もそれぞれ。市全体での理解や関係者等の意識合わせには時間がかかる。高崎市は事業の計画当初から、住民主体の支え合い活動を体制整備により生み出す、自分ごととして捉える意識へ。そして主体的・自律的な基盤づくり“地域の人材と社会資源の掘り起こし”できていること・できること探し、地域住民の提言を施策へつなげる仕組みをつくるため、第1層協議体よりも、第2層協議体立ち上げを先行する方針を決め、地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）の担当する地域ごとに26の第2層協議体を立ち上げました。

主体的・自律的・継続的な基盤づくりを継続させていくために、第1層協議体で住民（多様な人）・包括・社協・行政等チームとなり、同じ目的に向かい、定期的に情報共有し、コツコツと積み重ねて行くことが大切だと感じてます。そして生活支援コーディネーターとして、協議体の皆さんと一緒に支え合い仕組みづくりの「つなぎ役」として様々な活動を育んで行きたいと思っております。

市町村職員の思いや悩み(平成 28 年度アンケート結果より抜粋)

(市町村職員の思い)

- 地域の実情、課題についてわかりやすく提示し、新たな取り組みの必要性について説明し、根気強く協議している。
- 立場や活動が異なる地域関係者とともに地域の将来像を考えていくことが重要である。
- 生活支援体制整備事業は、高齢者のみならず、住民すべてを巻き込んでのまちづくりとして取り組むべき事業であると考えられることから、介護保険や高齢者福祉の関係部署だけでなく、庁内の各部署ともっと連携して事業を推進するような体制を整備しなければ、今後、目指すべき地域像の実現は難しいと思う。
- 地域づくりには時間がかかることは承知しているが、目指すべき 2025 年には現在と大きく取り巻く状況が変わっていると思われる。(中略) 時間と人材が足りない恐れがある。そうならないよう、スケジュールを計画的に立てて実行しないといけないと心構えをしている。
- 協議体の自主性を損なわず、協議体と生活支援コーディネーターが主体となって地域づくりに参画できるよう、行政は事務局であるが黒子という意識でサポートしていきたい。

(市町村職員の悩み)

- 生活支援体制整備事業や総合事業という一事業としてではなく、地域包括ケアシステムや地域づくりを進めようとした場合、介護保険や高齢者福祉、地域福祉担当部局のみでは実施することが難しいため、市としてどうしたいのかということを全庁体制で取り組む必要があると思います。
- 高齢者部門から地域づくりにつながるという認識が行政職間でもなかなか理解してもらうのが難しい。生活支援コーディネーターの実践マニュアル等や有効な事例集などの整備があればいいと感じる。
- 体制整備事業だけでなく、在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議等も同時に進める必要があり、行うべきことが多く思うように作業が進まない。
- 行政頼みの意識が強い土地柄で住民主体の取り組みを効果的に仕掛けるにはどうすれば良いのか。
- 生活支援体制の整備については、手探りの状態で事業を進めている。協議体の運営についても課題が多く、今後他市町村の事例や研修会を通じて本事業についての知識を深めていく必要がある。

3. 都道府県域における推進の基本的な考え方

- 第1～2章では体制整備事業のねらいや進め方について解説しました。その中で触れた他の市町村との学び合いや、介護分野に留まらない地域の多様な資源とのネットワークづくり、様々な施策との相乗効果の創出を進めるには、都道府県の役割が大変重要です。
- 地方自治法でも介護保険法でも、都道府県の責務あるいは求められる役割として市町村の支援が掲げられており、都道府県下の各市町村が単独で実施することが難しい取り組みに対し広域的な観点から情報提供や指導・助言をすることが想定されます。体制整備事業においても、同様に市町村の支援が期待されます。
- ただし、体制整備事業には、前述したように地域づくりのベクトルから取り組むべき事業という特徴があります（p17 図表10）。つまり、各市町村を画一的に指導・助言するのではなく、それぞれの市町村の進捗状況や課題を把握し、それに応じた支援を提供することが求められます。
- 本章では、都道府県域における推進が求められる背景や、推進の全体像、それぞれの取り組みの概要を解説します。

(1) 都道府県域における推進の重要性

都道府県は広域的なネットワーク構築とそれを活かした市町村支援を行う

- 地域づくりは時間がかかるものであり、それぞれの市町村は試行錯誤しながら進めています。市町村の取り組み方や直面している課題は一律ではなく、取り組みに多様性があることから、市町村域を越えて生活支援コーディネーター、市町村職員、関係主体同士での知見の共有をうながす、すなわち都道府県域のネットワーク構築を図るのが有効です。
- また取り組み状況の収集・分析・展開、市町村域での解決が難しい課題（複数の制度にまたがる、対象者が限定的など）の集約・対応、他県や全国で活動する専門家との関係構築など、市町村が個別に単独で行うよりも効率的な取り組みは、都道府県が市町村の課題を取りまとめながら推進していく必要があります。
- さらに広域調整の観点からは、上述のネットワークを活用して進捗が遅れている市町村のフォローを行う必要があります。加えて市町村域を越えて広域的に暮らしを支えている資源、具体的には専門職団体（リハビリテーション職など）、交通、商業施設、生活サービスを提供する団体・企業などとの連携は都道府県のイニシアティブが期待されます。

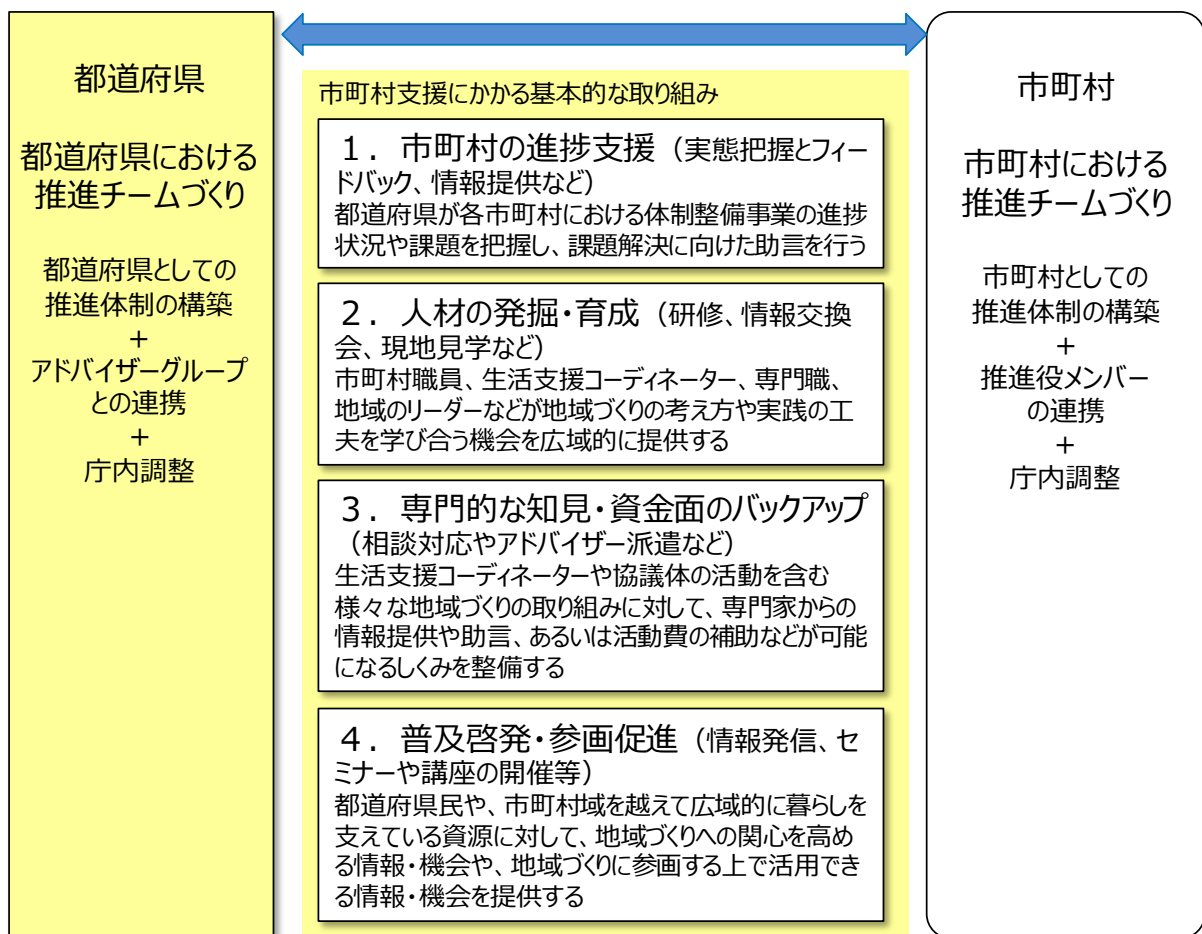
成果や課題を捉えて、次に進むための振り返りの機会を作る

- 体制整備事業は、計画したものを実行して終わるという事業ではありません。事業を通じて得られた成果と課題を、事業の推進のつど把握し、段階を踏んでステップアップするように次々と進化・深化させていくべき事業です。
- このようなステップアップは各市町村が単独でも実施できますが、他の地域の成果や課題を知ることにより、次の段階に向けた検討がしやすくなります。したがって、都道府県には、各市町村の状況を把握して集約した上で、各市町村や関係主体に共有し、各市町村が成果や課題を振り返って次の段階を検討する機会を作る役割も期待されます。

(2) 都道府県域における地域支え合い・生活支援の推進の全体像

- 都道府県域における体制整備事業の推進、すなわち地域支え合い・生活支援の推進の全体像は以下のように整理できます。

図表 13 都道府県域における地域支え合い・生活支援の推進の全体像



都道府県における推進チームを基盤として、市町村支援にかかる取り組みを行う

- 体制整備事業の推進には実践的な内容が求められ、状況の変化に応じた柔軟な見直しが必要なことから、実際に地域で活動している人の知恵を活用していくことが大切です。
- 都道府県としては、体制整備事業を含め、地域包括ケアを推進していくうえで動きやすい推進体制を構築することが求められます。
- その上で地域づくりに関する知見と人的ネットワークを有する中間支援組織、先行して取り組んでいる市町村職員や生活支援コーディネーター、有識者などのアドバイザーとの連携体制を構築し、支援にあたっての活動基盤を作ることが重要です。
- また住民主体の地域づくりが進むほど、おのずと分野を横断した取り組みとなるため、都道府県としても関係部署の調整がより必要となっていきます。
- 本手引きでは、都道府県（行政）としての推進体制の構築、アドバイザーグループとの連携、庁内調整を総称して「都道府県における推進チームづくり」ととらえ、その有効性に着目します。都道府県の担当部署、庁外のアドバイザーグループ、庁内の関係部署が連携することで、市町村の状況をきめ細やかに把握し、課題を集約し、市町村の実態に即した実践的な支援を行うことが期待されます。

刻一刻と変わる実態を把握し、市町村支援の内容を柔軟に見直す

- 各市町村がいま取り組んでいることはそれぞれ異なります。さらに現在の取り組みを通じて状況が変わると、次の取り組みは変わっていきます。一見進んだように見えても停滞したり、ちょっと立ち止まっていると思っていたら一気に進んだりするような躍動があるのが地域づくりの特徴です。
- そのため各市町村への支援にあたっては、多様な課題やステージに応じた「個別対応」と、課題やステージの変遷を捉えてタイミングよく支援策を企画・実施していく「臨機応変さ」が求められます。
- また中長期的な推進の考え方として、「まずは管内の他の市町村にとって参考となるモデルを作って横展開する」、「事業への着手が遅れている市町村に重点的に支援する」、「市町村間の連携を推進する」など様々な選択肢があります。管下市町村の総合的な状況をふまえて推進の考え方を見直していく視点も重要です。

(3) 都道府県における推進チームづくり

都道府県としての推進体制の構築

- 都道府県の高齢・介護部門、地域福祉部門のそれぞれの組織体制や、両部門の連携状況は体制整備事業の推進にあたって大きく影響を与えます。
- 地域包括ケア、地域共生社会、認知症対策など分野をまたいだ取り組みを見据えて、都道府県によっては組織の新設・再編やスタッフの拡充、主管課によるリーダーシップといったアプローチを採る例が見られます。
- 介護保険制度、地域支援事業、体制整備事業といった枠内で担当者だけが単独で取り組むのではなく、担当者が関係部署と調整しやすい環境づくりを行うことが重要です。

都道府県とアドバイザーグループの連携

- 市町村や生活支援コーディネーターの抱える課題の解決を支援するには、具体的な取り組みに関する助言や情報提供、ノウハウを学ぶ機会の提供など、実践的な支援を企画・実施できるアドバイザーグループの存在が欠かせません。
- 都道府県は、アドバイザーとして参画してほしい人や組織に声をかけて、アドバイザーグループが継続的に機能するように働きかける必要があります。
- 都道府県とアドバイザーグループが連携するきっかけとしては、生活支援コーディネーター養成研修やアドバイザー派遣などの支援策を企画する機会が挙げられます。その際、都道府県で全て仕様を決めてしまうのではなく、アドバイザーが有するノウハウや情報を活かし、一緒に考えて動く関係性を作っていくことが大切です。

庁内調整

- 体制整備事業がねらいとする住民主体の地域づくりは、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現と大きく関わりがあります。そのためには様々な部署が調整を図り、地域づくりの方向性を共有しながら市町村を支援することが大変重要です。
- 庁内調整にあたっては、体制整備事業を推進することによる効果（健康寿命の延伸、地域や介護保険制度の持続性の担保など）や、取り組みの遅れが及ぼす悪影響に対する認識を共有し、所管業務の関係性を整理することから着手する必要があります。
- 庁内調整を段階的に進めるには、まずは情報共有の機会を設けるところから始まり、つながりのある団体に情報提供・協力依頼を行う、事業を共同で実施する、出先機関を活用するなど徐々に連携を深めていくと良いでしょう。

都道府県域における推進の取り組み例

- 都道府県における推進チームづくりと、それを基盤とした市町村支援にかかる取り組みの企画・実施は、一朝一夕で進むものではありません。
- 本項では、いくつかの都道府県を取り上げ、都道府県の担当部署やアドバイザー、庁内の関係部署が関わり始めた経緯や、検討や実践の積み重ねの軌跡を辿ります。都道府県域における推進の方法を検討する際にご参照下さい。

事例 群馬県における推進の取り組み

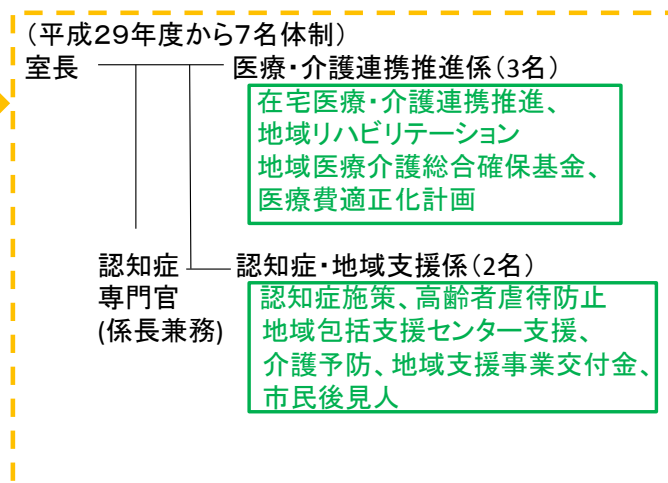
<県の組織体制>

- 平成 27 年度、地域包括ケアの推進を目的として、地域包括ケア推進室を設置した。当初は 4 名体制で発足し、医療・介護連携推進を担当した。
- 平成 29 年度、介護高齢課から認知症・地域支援係業務が移管され、現在は 7 名体制。

群馬県

健康福祉部

- 健康福祉課
- 監査指導課
- 地域包括ケア推進室**
- 医務課
- 介護高齢課
- ...

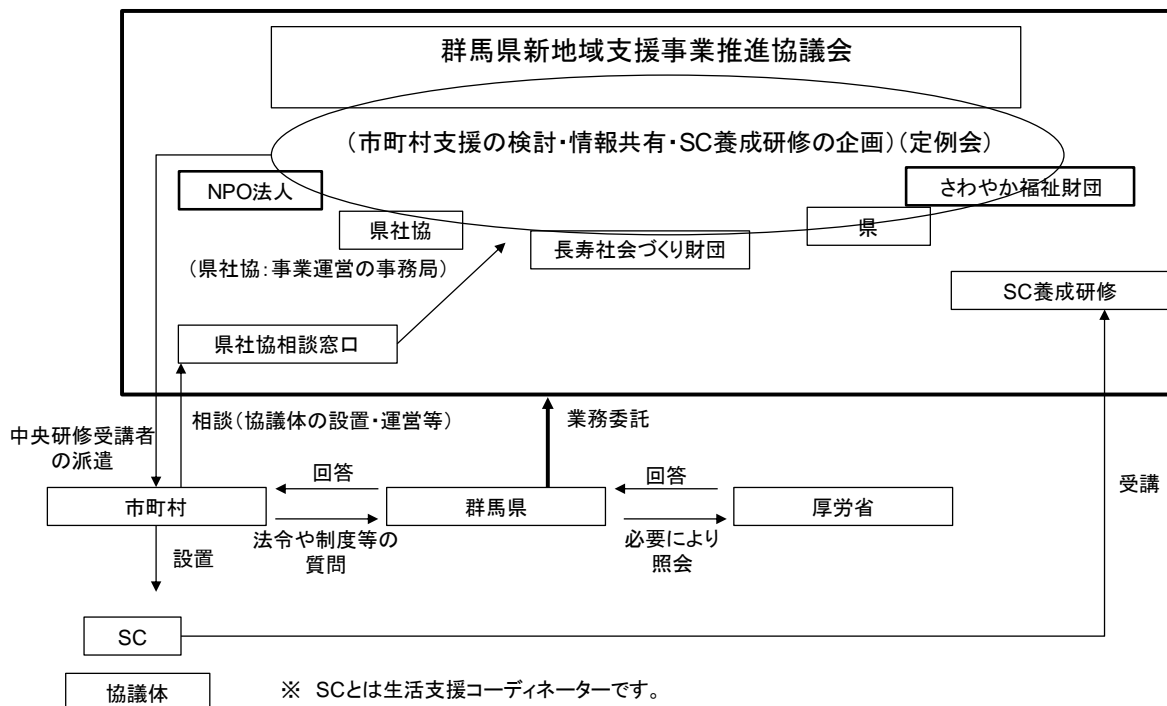


(出所) 群馬県資料

- また、「群馬県地域包括ケア推進に係る庁内連絡会議」を設置し、生活文化スポーツ部（県民生活課）、こども未来部（こども政策課）、県土整備部（住宅政策課）、健康福祉部（健康福祉課、医務課、介護高齢課、保健予防課、障害政策課、薬務課、地域包括ケア推進室）の 4 部 10 課室が参加している。
- 庁内連絡会議は年 4 回開催し、庁内関係各課の視点から効率的・効果的な推進方策の検討や調整等を行っている。

<群馬県新地域支援事業推進協議会の立ち上げの経緯>

- 県及び平成 26 年度開催の中央研修修了者（県社協職員、NPO 職員）で、生活支援コーディネーター養成研修の目的、開催頻度、スケジュールなどについて検討した。（群馬県新地域支援事業推進協議会の前身）。
- 生活支援体制整備事業の実施には、相当の時間を要すること、また、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業が全県で開始されることを踏まえ、早い段階から養成研修を行っていくことが重要であると考えた。
- 平成 27 年 11 月、群馬県社協に「生活支援体制整備支援事業」（相談窓口の設置、中央研修修了者の派遣、生活支援コーディネーター養成研修等企画会議の事務局運営）を委託するのに合わせて「群馬県新地域支援事業推進協議会」（以下、協議会）を発足させた。
- 協議会のねらいは、定期的な情報交換を通じて、県・県社協・中央研修修了者等が共通の認識のもと生活支援体制整備支援事業を推進すること、市町村ごとの課題や悩み事に対してタイムリーな支援を実施すること、単発の支援ではなく継続的な支援を実施することの 3 点である。
- 構成員は、県・県社協・中央研修修了者等であり、群馬県社協が協議会の事務局を担当している。中央研修修了者が新たに加わる場合もあり、メンバーを固定せず緩やかに集まって情報交換を行う形を採っている。



（出所）群馬県資料

<協議会による市町村への個別支援>

- 協議体の編成や生活支援コーディネーターの選定、協議体や生活支援コーディネーターの活動内容などに関して、市町村の進捗状況に合わせた相談対応を行っている。
- 各市町村から寄せられた相談内容は協議会の場で共有し、必要に応じて協議会メンバーを市町村に派遣して支援を行っている。
- 支援が単発で終わったり、支援者が入れ替わったりすることを避けるため、協議会メンバーはそれぞれ特定の市町村の支援を担当し、継続的に関わりを持っている。

<協議会による生活支援コーディネーター養成研修などの企画・実施>

- 協議会に寄せられる相談や個別支援を通じて把握した市町村の課題や進捗状況を踏まえて、協議会メンバーで生活支援コーディネーター養成研修などの企画会議を行っている。
- また、市町村から要請があれば、協議会メンバーを各種研修会の講師・ファシリテーターとして派遣している。

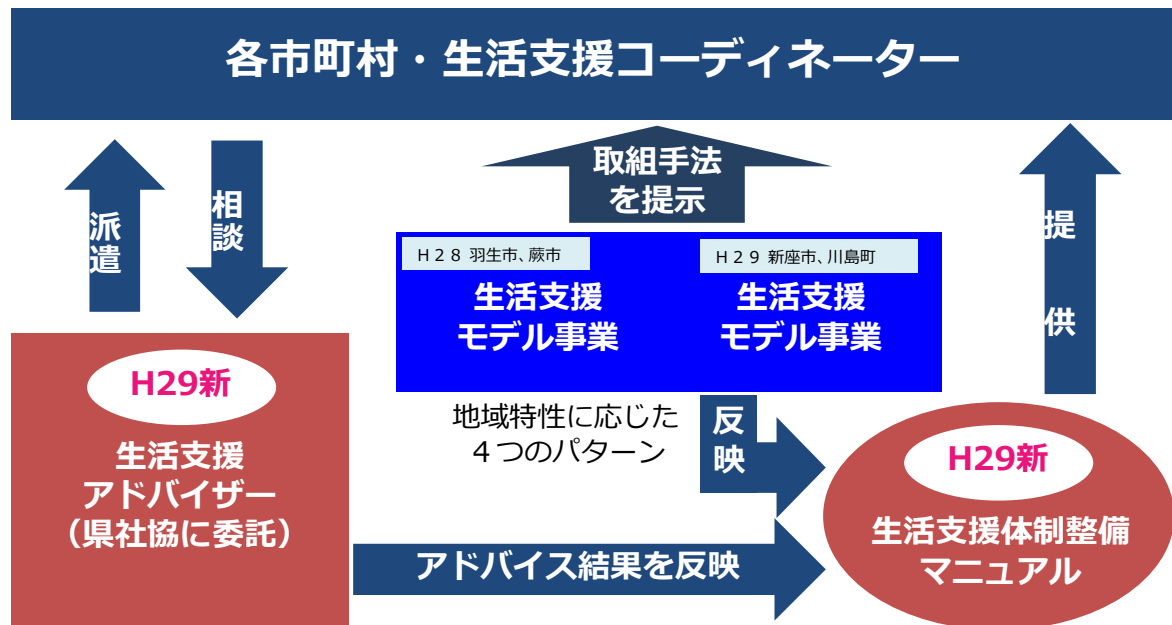
推進チームによる取り組みのポイント



- 体制整備事業において市町村支援を行う際、県職員は従来のやり方では対応しきれないことが多いものです。だからこそ、支援組織との連携をしっかりと取り、都道府県として今何をすべきか、市町村、生活支援コーディネーターは何を求めているか、現場の声を聴くことが最も重要です。
- 県レベルの推進体制を構築することで、タイムリーな研修や支援を企画・実行していくことが可能となります。

事例 埼玉県における推進の取り組み

- ・ 埼玉県の市町村数は 63 であり（全国 3 番目の多さ）、各市町村の規模も大きい。
- ・ 県だけで全市町村に支援を行うことは難しく、埼玉県社会福祉協議会、さわやか福祉財団と連携して市町村支援を行っている。



- 生活支援体制に係る市町村個別支援（（公財）さわやか福祉財団、県の共催）
- 現場視察研修（（公財）さわやか福祉財団、埼玉県社会福祉協議会、県）

（出所）埼玉県資料



<生活支援モデル事業の実施>

- ・ 埼玉県では平成 28 年度から生活支援モデル事業を行っており、事業の企画提案の段階から県担当者と埼玉県社協、さわやか福祉財団の 3 者で検討を重ねている。
- ・ 平成 28 年度は蕨市のモデル事業を埼玉県社協に、羽生市のモデル事業をさわやか福祉財団に委託した。平成 29 年度は新座市のモデル事業を埼玉県社協に、川島町のモデル事業をさわやか福祉財団に委託した。
- ・ 蕨市ではモデル事業の実施に引き続き、平成 29 年度は社協の生活支援アドバイザーによる集中的な支援を行った。モデル事業終了後に自立的に取り組みが進んでいくよう心がけた。

<生活支援アドバイザーによる支援>

- 埼玉県社協が県から生活支援アドバイザー業務を受託し、職員 1 名が専従となり、市町村からの電話相談を受けている。他市町村の状況や生活支援コーディネーターの取り組み、フォーラムや研修の講師派遣などの相談があり、要望に応じて各市町村に出向くこともある。
- フォーラムや研修の講師派遣については、埼玉県社協とさわやか福祉財団と連携して対応している。
- アドバイザー業務を行うことで、各市町村の取り組み状況や具体的な課題などに関する情報が、埼玉県社協とさわやか福祉財団を通じて、県担当者に入ってくるようになった。

推進チームによる取り組みのポイント



- 市町村の状況を把握し支援をしている県社協と、全国規模での活動を通して事例や先進地域とのつながりがあるさわやか福祉財団の力を借りながら 3 人 4 脚で事業を進めています。
- 県からモデル事業や生活支援アドバイザー業務を埼玉県社協とさわやか福祉財団に委託していますが、体制整備事業の推進の支援を丸投げはしていません。日々の打合せには県担当者も参加し、調整が必要な事項は県、県社協、さわやか福祉財団の 3 者で検討を重ねています。

<支援チームの派遣>

- ・ 地域包括ケア全体を支援するために、平成 30 年度から総合支援チームを編成する予定である。総合支援チームは、自立支援、介護予防、生活支援、医療介護連携等の一体的・総合的支援を行うことを目的としており全市町村を対象とする。
- ・ 総合支援チームは、県職員、保健師、栄養口腔の専門家、リハ職、地域づくりの専門家、その他専門的知識等をもつ者で構成される。
- ・ 体制整備事業に関しては、主に「地域づくりの専門家（社会福祉協議会など）」が市町村に関わることを予定している。

地域包括ケア総合支援チームの設置

目的

自立支援・介護予防・生活支援・医介連携の一体的・総合的支援

地域包括ケア総合支援チーム



(出所) 埼玉県資料

事例 新潟県における推進の取り組み

- ・ 新潟県は 30 市町村あり、非常に縦長な地形をしており、都道府県の面積は全国 5 番目の大きさである。
- ・ 平成 2 年に支え合いのしくみづくりアドバイザー河田瑋子氏が有償の助け合いのしくみの「まごころヘルプ」、「地域の茶の間」を立ち上げた。新潟県としてもこのような取り組みを進めていきたいと考え、連携が始まった。

<推進チームの発足>

- ・ 総合事業と体制整備事業を開始するにあたり、さわやか福祉財団のインストラクターの加藤正子氏と支え合いのしくみづくりアドバイザーの河田氏（さわやか福祉財団評議員）から県に対して「一緒に取り組まないか」という提案があった。
- ・ 平成 27 年 6 月にさわやか福祉財団と新潟県の共催で体制整備事業のキックオフ研修を実施した。さわやか福祉財団や河田氏の働きかけもあり、市町村職員、生活支援コーディネーター候補、協議体構成員候補など全市町村から 200 人以上が参加した。

<推進チームの拡大・充実>

- ・ 新潟県では平成 28 年度の後半から助け合い活動の創出に向けた支援に力を入れており、生活支援コーディネーター養成研修においても具体的な助け合い活動の創出方法を学ぶ内容を取り入れた。
- ・ 平成 29 年度は、支え合いのしくみづくりアドバイザー河田氏、さわやか福祉財団、新潟県社協職員、市町村職員、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの職員で構成する生活支援体制整備推進ワーキングを開催し、現場に即し、なおかつ時期に応じた支援内容を検討し、実行につなげている。
- ・ 新潟県では移動支援や常設型の地域の茶の間（共生型常設居場所）などのニーズが高いため、具体的な助け合い活動の創出に向けて、支え合いのしくみづくりアドバイザー河田氏、さわやか福祉財団、全国移動サービスネットワークなどにも協力してもらい、各地での勉強会の開催やアドバイザー派遣などを行っている。

<市町村や関係団体向けの勉強会・会議・研修会の支援>

- ・ 市町村が協議体の構成員の選出や生活支援コーディネーターを選出する際には、さわやか福祉財団と連携し、市町村に出向いて 3 回程度勉強会を実施する。
- ・ その上で、住民の中から協議体の構成員や生活支援コーディネーターを選出するという段階的な支援を行っている。
- ・ 平成 29 年度末にはアドバイザー派遣モデル事業に参加した 9 市町村の報告会を開催し、取組のプロセス等を県全体で共有した。

中間支援組織等と連携して施策を展開するメリット

その1

実践的な研修が実施できる！

その2

住民や現場の担い手の声を施策に反映できる！！

その3

さまざまなネットワークの構築につながる！！！！

前例のない事業なので

**さまざまなネットワークを構築し、
まずは何かやってみることが重要**

(出所) 新潟県資料

推進チームによる取り組みのポイント



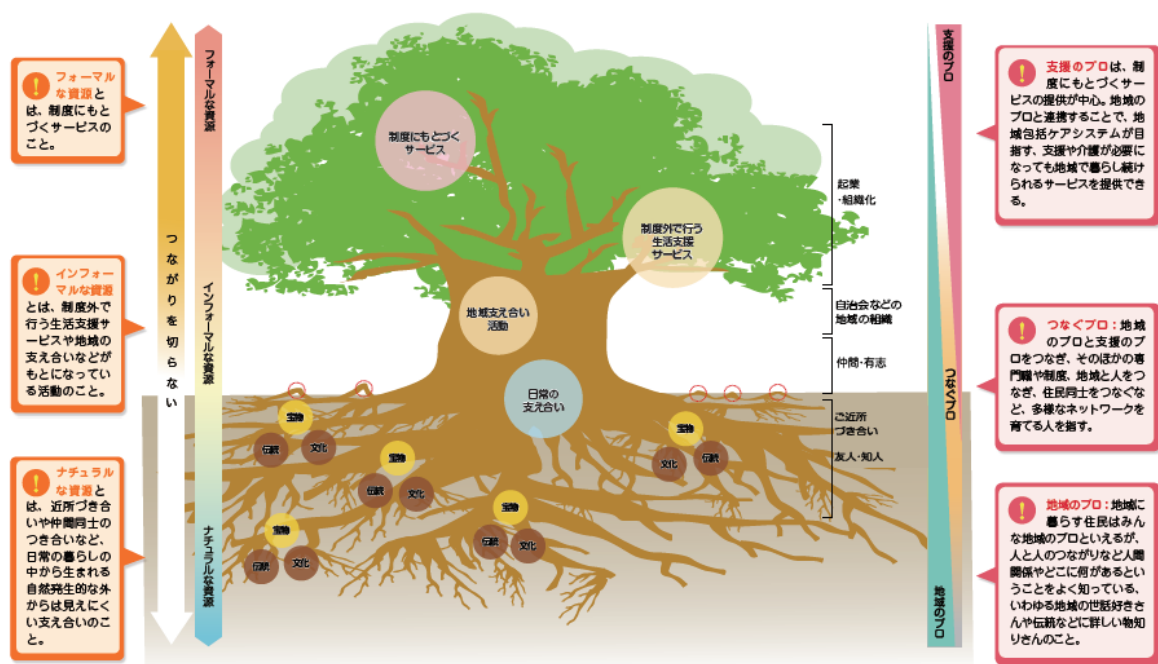
- 様々なサービスや活動を立ち上げた経験がある方を講師として研修を行うことができるため、より実践的な研修を実施することができます。
- 様々な立場の人と推進チームとして事業を進めることで、住民や現場の担い手の声を施策に反映できます。県職員だけで事業を行うのではなく、チームで連携することで住民の共感を得られる施策の展開が可能となります。
- 特に、行政だけで考えていると考えが煮詰まってしまい、現状を打破できない場合が多いものです。外部の人から「こういった考え方もありますよ」「こういった視点が大事ですよ」と伝えてもらい、背中を押してもらおうと動きやすいです。
- 様々な立場の人たちのネットワークの構築を通して、新潟県をどうしていきたいのかということを改めて考える機会となります。

事例 宮城県における推進の取り組み

＜「地域づくりの木」に基づく地域づくりの考え方の浸透＞

- 宮城県では、地域住民の支え合い（互助）をベースとした地域づくりをイメージするため、「地域づくりの木」を使用している。
- 「地域づくりの木」で、地域を支える社会資源は大きく葉・幹・根に分かれており、それぞれフォーマルな資源（制度に基づくサービス）、インフォーマルな資源（制度外サービスや地域の支え合い活動等）、ナチュラルな資源（近所づき合いや趣味のサークル等）に分類されている。各パーツは相互に関連し、基盤となるのは根っこの広がり・奥行きである。
- 宮城県では、「地域づくりの木」で葉や幹が茂るためには、根の部分が大きく広がり葉や幹をしっかり支えていることが必要という認識のもと、高齢者施策の基本計画である「みやぎ高齢者元気プラン」や各種セミナー、研修などを通じて関係者への理解の浸透を図っている。また、外からは見えにくい根の部分を「地域の宝物」と位置づけ、地域の宝物を知ること、見つけ出すことから始め、これを見える化、見せる化し、住民相互で共有するプロセスで地域づくりを進めている。

地域づくりの木

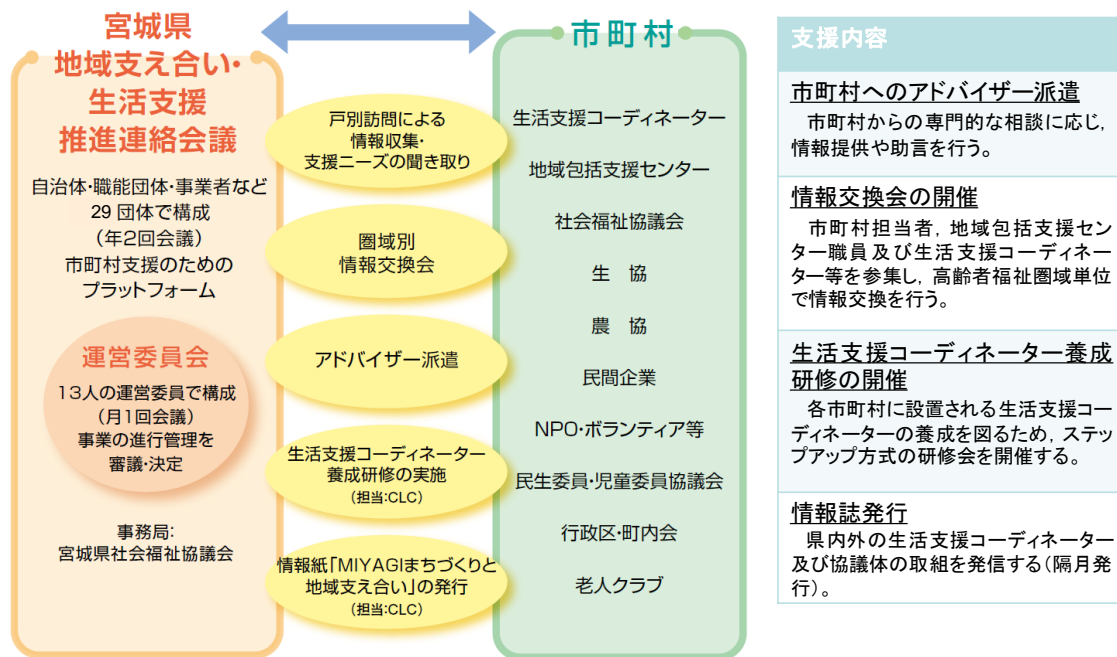


<県レベルの推進体制>

- 宮城県では官民が連携・協働する仕組みとして、平成27年7月に「宮城県地域包括ケア推進協議会」を設立した。地域包括ケア推進協議会には5つの専門委員会が設置されており、その中の1つ「コミュニティ・生活支援専門委員会」が取り組む活動として、「地域支え合いプロジェクト」が位置付けられている。
- 「地域支え合いプロジェクト」に寄与する事業の1つとして平成27年10月に「宮城県地域支え合い・生活支援推進協議会」が設置され、地域の支え合いや生活支援の充実に向けた市町村の取り組みを支援している。県社協が事務局を担っているが、プロジェクトの方針や研修カリキュラムの内容は13人の委員による運営委員会（月1回会議）で策定し、29団体が参加する連絡会議にて周知するという仕組みを採っている。
- 連絡会議は年2回開催しており、県庁の長寿社会政策課や社会福祉課なども参加している。



宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議



※CLC…NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター

(出所) 宮城県資料

<具体的な支援の活動>

① 市町村の情報収集や支援ニーズの聞き取り

- 体制整備事業は、県にとっては自分たちの関与が見えにくい事業であるため、地域の状況は実際に現場に足を運ばないと見えてこない。そのためアドバイザーとともに個別の市町村訪問により情報収集や支援ニーズの聞き取りを行っている。

② アドバイザーの派遣

- 個別の市町村訪問を通して見えてきた支援ニーズに応じて、運営委員会のメンバーをアドバイザーとして派遣している。

③ 圏域別情報交換会の開催

- #### ④ 情報交換会は圏域別に開催している。事前に各市町村から提供を受けた基本情報を取りまとめ、その資料をみながら情報交換を行う形を採っている。

⑤ 生活支援コーディネーター養成研修の企画・実施

- 運営委員会において研修の企画・実施を行っている。生活支援コーディネーター養成研修は基礎編と応用編に分け、テーマごとに複数の講座を設け、受講者のスキルや学びたい内容に応じて研修を受講できるようにしている。

⑥ 「MIYAGI まちづくりと地域支え合い」の発行

- 住民に向けた情報誌「MIYAGI まちづくりと地域支え合い」を2か月に1回発行し、県内外の生活支援コーディネーターや協議体の取り組みについて発信している。

推進チームによる取り組みのポイント

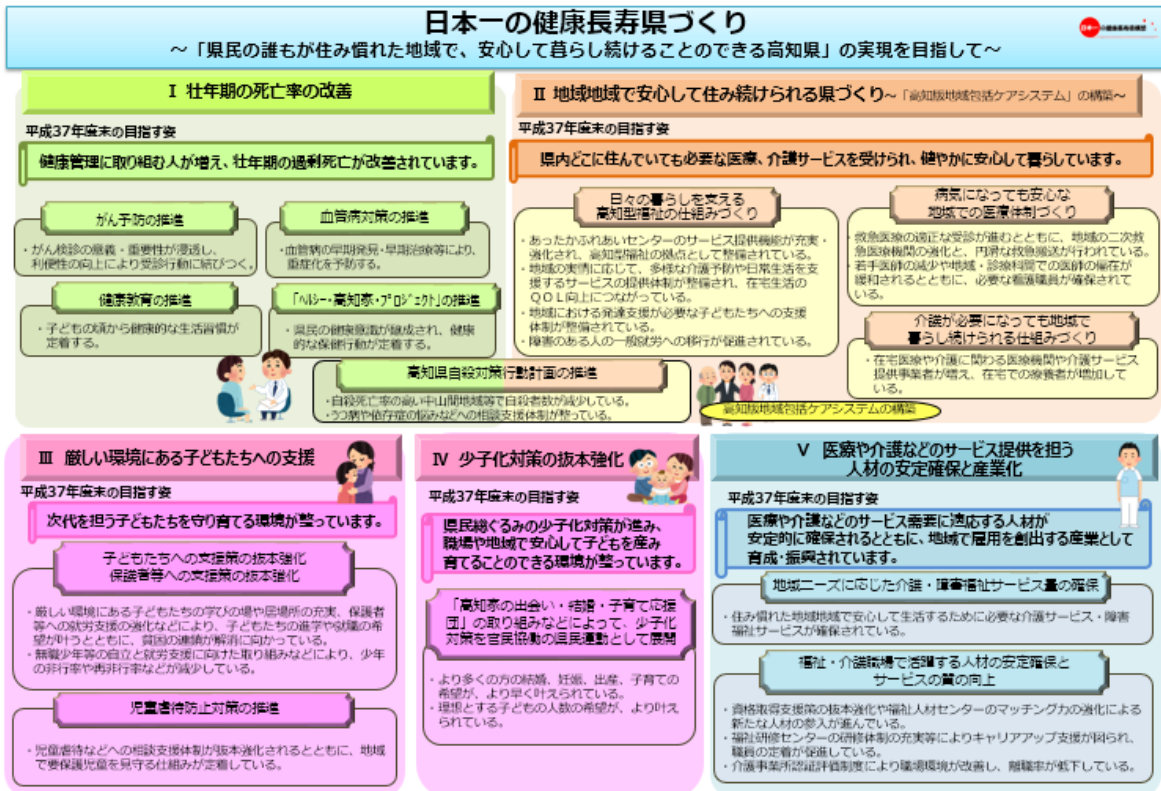


- 体制整備事業は、横軸としての様々な地域づくりの分野における助け合いと、縦軸としての介護保険や個別支援のバランスのよい仕組みを作る事業だと考えている。
- 運営委員に協力してもらいながら市町村への支援を行っている。主役は住民であり、それに寄り添うのが市町村であり、県は側面から支援する役割と考えて取り組んでいる。

事例 高知県における推進の取り組み

<健康長寿県構想やあったかふれあいセンターとの関わり>

- 平成 22 年 2 月に保健、医療、福祉の各分野の課題を分析し、県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県を目指して、「日本一の健康長寿県構想」を策定した。
- その中で、高知型福祉の拠点となる「あったかふれあいセンター」の整備等を進めてきた。平成 28 年度には、これまでに得られた成果と課題を分析し、4 年後、10 年後の目指す姿を明らかにした「第 3 期構想」を策定した。
- 各福祉保健所の地域支援室には、高齢者分野の担当と地域福祉分野の担当があり、情報共有を行いながら体制整備事業や「あったかふれあいセンター」の整備・活用を推進している。



(出所) 高知県資料

<市町村の現状把握>

- 各市町村の実態を把握するために、半年に1回、高知市及び福祉保健所単位（計5圏域）で各市町村の担当職員等に集ってもらい、ヒアリングを行っている。
- また各福祉保健所や県社協が把握している情報なども県担当者に共有されている。

<推進チームによる研修の企画・運営>

- 高知県では、研修の企画は県担当者、県社協、中央研修修了者、大学准教授で行っている。互いが持つ県内の取り組みの情報を共有し、研修内容を検討している。
- 研修は、市町村担当者も参加する形で開催している。生活支援コーディネーターだけに研修を行っても、事業実施の主体である市町村の理解が進まなければ体制整備事業は前進しにくいと考えている。
- 研修終了後には懇親会「飲みにけーしょん」を行っている。体制整備事業は、インフォーマルな場面での関わりも重要であるため、そういった場面を通してつながりを作ることで、困った時にSOSを言い合える関係が徐々に出来ることを期待している。

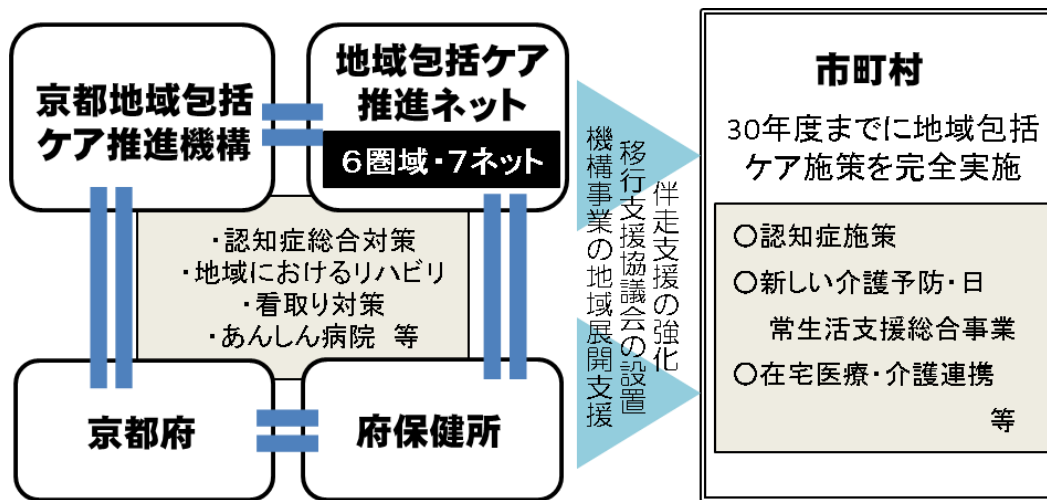
推進チームによる取り組みのポイント



- インフォーマルサポートの分野に長けた人達と連携することで、考え方やノウハウを共有し広めていくことができると考えています。
- 地域でキーパーソンや地元の人向けに説明をする際は、行政以外の外部の方に説明してもらった方がすんなり受け入れてもらえることがあります。そういった点からも様々な人たちとチームを組んで、役割分担をしながら推進していくことが重要です。

事例 保健所のネットワークや地域包括ケア推進機構の専門性を活用(京都府)

- ・ 圏域における医療・介護・福祉・行政の各ネットワークを連携・強化させることにより、市町村の地域包括ケアの推進を支援するため、平成 26 年 6 月に地域包括ケア推進ネットを設置。
- ・ 具体的には、保健所のネットワークと推進機構の専門性をもって市町村を伴走支援する機関を、府内 7 ケ所の保健所の企画調整室内に設置（保健所職員（兼任）及び専任嘱託職員）している。



(出所) 京都府資料

(4) 市町村支援にかかる基本的な取り組み

- 市町村支援にかかる基本的な取り組みは、支援の対象や方法を踏まえて、「市町村の進捗支援」「人材の発掘・育成」「専門的な知見・資金面のバックアップ」「普及啓発・参画促進」の4つが挙げられます。
- ここでは、各取り組みの意義や主な方法を解説します。さらに各取り組みに含まれる支援策の具体例を知りたい場合は第4章を参照して下さい。

市町村の進捗支援

- 市町村支援の取り組みの1つ目は「市町村の進捗支援」、すなわち各市町村における体制整備事業の進捗状況や課題を把握し、課題解決に向けた助言を行うことです。都道府県職員と市町村職員のコミュニケーションを軸としながら、都道府県における推進チームのメンバーがともに進捗支援に関わることで支援の幅が広がります。
- 市町村に対して個別に、かつ臨機応変に支援を行うには、まずは各市町村の実態をよく把握することが出発点となります。協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置といった定点の状況に留まらず、協議体や生活支援コーディネーターの活動の最新の動きや、今後予定している取り組みまで踏み込んで把握し、都道府県と市町村がともに課題の抽出や対応策の検討を行っていく関わり方が重要です。
- 都道府県の役割としては、各市町村の実態把握を行う中で広域調整のニーズを集約することも挙げられます。例えば、市町村の境に住む住民の生活ニーズや対象者が少ないニーズ（高次脳機能障害の支援など）は一市町村での対応が難しいことから、都道府県が調整を図りながら対応策を検討する必要があります。
- 各市町村による取り組みを推進するには、担当者に留まらず管理者クラスや庁内全体での理解が欠かせません。市町村の担当者が動きやすくなるよう、都道府県としてトップセミナーなどを行い、上層部や関係部署の理解を促していくことは有効です。
- また、ある市町村での取り組みの具体例や実践から得られた示唆を整理して他の市町村に情報提供することで、各市町村は今後の取り組みを考える手がかりを得ることができます。そのため都道府県は管下市町村の実態や実践例を取りまとめるとともに、地方厚生（支）局や国、全国で活動する中間支援組織、有識者から情報を収集して、都道府県の内外の情報を市町村にフィードバックする役割が期待されます。

人材の発掘・育成

- 市町村支援の取り組みの2つ目は「人材の発掘・育成」、すなわち市町村職員、生活支援コーディネーター、専門職（地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員、リハビリテーション専門職など）、有識者（地域福祉、地域振興、児童、障害などの分野の研究者や実践者）、地域のリーダー（民生委員、町内会・自治会、NPO職員など）に対して地域づくりの考え方や実践の工夫を学び合う機会を広域的に提供することです。地域づくりは様々な人の思いや働きがあって成り立つものであり、人材の発掘・育成は市町村支援の中核となる取り組みです。
- 特に生活支援コーディネーターを孤立させないよう、生活支援コーディネーター同士や、市町村職員、専門職、有識者、地域のリーダーなど協働先とのネットワーク強化をうながしていく視点が大切です。
- 研修の内容や方法は、研修のねらい、対象者を踏まえて設定する必要があります。初任の市町村職員や生活支援コーディネーターを対象に、それぞれの立場で身につけるべき考え方やスキルの習得を図る場合は、対象者を限定した養成研修を実施します。
- また生活支援コーディネーターの実務に即したスキルアップをうながすフォローアップ研修や、抱えている課題や得てきた経験を共有して相談できる関係づくりを図る情報交換会など、重層的な学びの場を設けることで、立場やスキル、経験の異なる人たちがそれぞれ自分に合った学びの場に参加できます。
- 一方、多様な人・組織が共に取り組むことをうながすため、市町村職員や生活支援コーディネーター、専門職、地域のリーダーなど、様々な立場の人たちが一緒に参加する研修や情報交換会を開催し、お互いの活動への理解を深める機会とするやり方もあります。
- 研修と言うと会議室に集まって講師の話や聞くというイメージになりがちですが、日々実践を重ねている人向けの場合は、グループワークのように自発的な参画や参加者同士の交流をうながす方法を取り入れる、あるいは実際の活動現場の見学を組み合わせると良いでしょう。

専門的な知見・資金面のバックアップ

- 市町村支援の取り組みの3つ目は「専門的な知見・資金面のバックアップ」、すなわち生活支援コーディネーターや協議体の活動を含む様々な地域づくりの取り組みに対して、都道府県やアドバイザーグループが有している情報や広域的なネットワークなどの専門的な知見や各種施策を活かして、専門家からの情報提供や助言といった活動への支援などが可能になるしくみを整備することです。
- バックアップの対象は市町村、生活支援コーディネーター、協議体、支え合いの活動団体など多様です。アドバイザーグループやそのネットワーク先が、地域で開く勉強会やセミナーの講師、日々の実践に関する相談対応・助言、協議体で行う会議やワークショップでのファシリテーションなどを通じて専門的な知見を提供することで、取り組みをよ

り発展させることにつながります。

- 資金面のバックアップとしては、活動拠点の提供（例えば公共施設の活用）、活動拠点の整備やボランティア養成研修の開催、新しい活動のモデル実施への補助などが挙げられます。
- 地域づくりの取り組みにおいてバックアップが必要となる場面は、支援策を企画する際に想定されるものだけとは限りません。またバックアップの方法も、情報やネットワーク・場所・資金の提供、他の施策との調整など、工夫次第で様々なものがあります。そのため現場とよくコミュニケーションを取りながら設計し、かつ状況の変化に柔軟に対応できるようなしくみにしておくことが望まれます。

普及啓発・参画促進

- 市町村支援の取り組みの4つ目は「普及啓発・参画促進」、すなわち都道府県民や、市町村域を越えて広域的に暮らしを支えている資源（都道府県社会福祉協議会、リハビリテーションなどの専門職団体、交通、商業施設、生活サービスを提供する団体・企業など）に対して、市町村と一緒に、地域づくりへの関心を高める情報・機会や地域づくりに参画する上で活用できる情報・機会を提供することです。
- 地域づくりは特定の人・組織が担えるものではありません。住民一人ひとりや地域の暮らしを支える組織が関心を持ち、様々な形で関わられるよう、裾野を広げていく地道な働きかけが大切です。
- 特に都道府県に期待されるのは、市町村域を越えて活動している、地縁や地域福祉に関係する団体、専門職団体、事業者団体、企業などに対して、体制整備事業の意義を伝えて参画をうながすような働きかけを行うことです。関係部局とともに訪問する、地域支え合いや生活支援に関するセミナーを開催する、関心を持つ団体・企業が参加する検討の場を設ける、といった方法があります。特に、団体間の連携ではトップ層の理解が重要になることから、トップ層向けのセミナーを開催する方法もあります。

4. 市町村支援の具体例

- 本章では、都道府県における推進チームが市町村支援の企画を行う際に参照できるよう、各都道府県において現在実施されている支援の具体例や、各都道府県で実施を検討しているアイデアを紹介します。
- なお、それぞれの取り組みは単独で行うことも可能ですが、組み合わせで実施することで対象者に支援策を周知しやすくなったり、効率的な支援が可能になったりする場合があります。市町村職員と生活支援コーディネーターの合同研修を開催している、あるいは活動団体への支援と住民への普及啓発をまとめて一つの事業にしている事例も盛り込んでいますので、組み合わせによる効果や留意点も参考にしてください。

(1) 市町村の進捗支援

実態把握とフィードバック

- 市町村の進捗支援にあたってまず必要なのが実態把握です。実態把握を行う際は、できるだけ機会を見つけて都道府県職員が市町村を訪問して、活動の現場にも足を運び、活動の様子を肌感覚で知ることが大切です。
- 都道府県とアドバイザーがともに市町村を訪問して助言を行うことで、より実践的な支援につなげやすくなります。都道府県とアドバイザーにとっても、市町村への訪問を通じて課題や実践例を共有し、市町村の実態に基づいた支援を企画・実施しやすくなります。
- 都道府県が把握した実態は、各市町村にフィードバックを行い、市町村が自らの取り組みを考える際に活用してもらいましょう。また市町村単独では収集しにくい地域課題・資源に関する情報を都道府県単位で調査して、市町村にフィードバックすることも都道府県ならではの支援と言えます。厚生労働省から提示されている「見える化システム」や「介護サービス情報公表システム」の活用を市町村に対してうながす方法もあります。

事例 県担当者とアドバイザーがともに訪問・助言を実施(宮城県)

- 体制整備事業はトライ&エラーで進んでいく事業という意識で、県担当者とアドバイザーがともに市町村を訪問して助言を行ったり、地域の中に入って住民と意見交換を行ったりしている。
- また訪問・助言を通じて把握した課題や事例を、生活支援コーディネーターなどの研修企画に反映させている。

事例 研修の検討会議メンバーによる情報集約(長野県)

- ・ 県内の取り組みに精通している団体が集まって生活支援コーディネーター養成研修等、各種研修の検討を行っている。検討会議メンバーが定期的集まる際に情報を持ち寄ることで、県としても各市町村の体制整備事業の動向を把握できている。
- ・ 生活支援はもともと多様な取り組みが県内で実施されており、体制整備事業は既に取り組んでいることを再認識して、介護の領域とそれらをリンクさせる事業と捉えている。特に介護部局と既存で活動している社協やNPO 団体では持っている情報が異なるため、各団体が情報を持ち寄って全体を把握することを重視している。

事例 市町村間の情報交換の促進(京都府)

- ・ 市町村の実態把握のため、全市町村に個別訪問の形で意見交換を行っている。
- ・ また体制整備事業を含めた地域支援事業の推進に向けた取組状況を把握し、フィードバックを行うため、市町村間情報交換用シートの集計・配布を行っている。

府内各市の地域支援事業推進に向けた取組状況（市町村間情報交換用）【記載例】

区分	移行時期	生活支援体制			
		地域支え合い推進員		協議体	
		1層	2層	1層	2層
A市	H29. 4	平成29年4月から社協に委託	各包括に配置(H29年4月)	29年度第1層設置(年2回開催予定)	2層のコーディネーターの活動の中で、既存会議も活用した協議体としての位置づけや設置を検討中

総合事業移行									
通所			訪問				一般介護予防	その他	
A型 (緩和基準による通所サービス)	B型 (住民主体の通いの場)	C型 (短期集中予防サービス)	既存型 (現行の介護予防訪問介護相当サービス)	A型 (緩和基準による訪問サービス)	B型 (住民主体の生活援助)	C型 (短期集中予防サービス)			D型 (移動支援)
現行基準を緩和し、利用目的に応じて食事、入浴等を選択する1回1時間以上3時間未満のサービス	介護予防拠点としてモデル事業を市内〇カ所実施	週2～3回専門職が運動指導を行う。	既存事業者で実施	①シルバー人材センターによる生活支援 ②生活支援を担う住民サポーターや生活支援サービス	住民サポーターの研修を行い、モデル事業を実施、検証結果を踏まえ実施予定	専門職による居宅でのアセスメント(相談指導)最大6回(3～6ヶ月)	移動ニーズは高く今後検討	・旧町単位で住民主体の通いの場あり ・1箇所20人程度の参加 ・サポーターを養成 ・一次及び二次予防を一般介護予防事業に移行(H29.4～)	・専門職を含めた個別ケア会議を継続実施。 ・地縁組織が強く助け合いが行われている ・生活支援体制整備事業にて抽出を行った課題に対して、可能なところから地域づくりの視点でサービスの構築に向けて調整中。総合事業メニューの通所B型は、一般高齢者施策と調整しながら実施について検討。

(出所) 京都府資料より日本総研作成

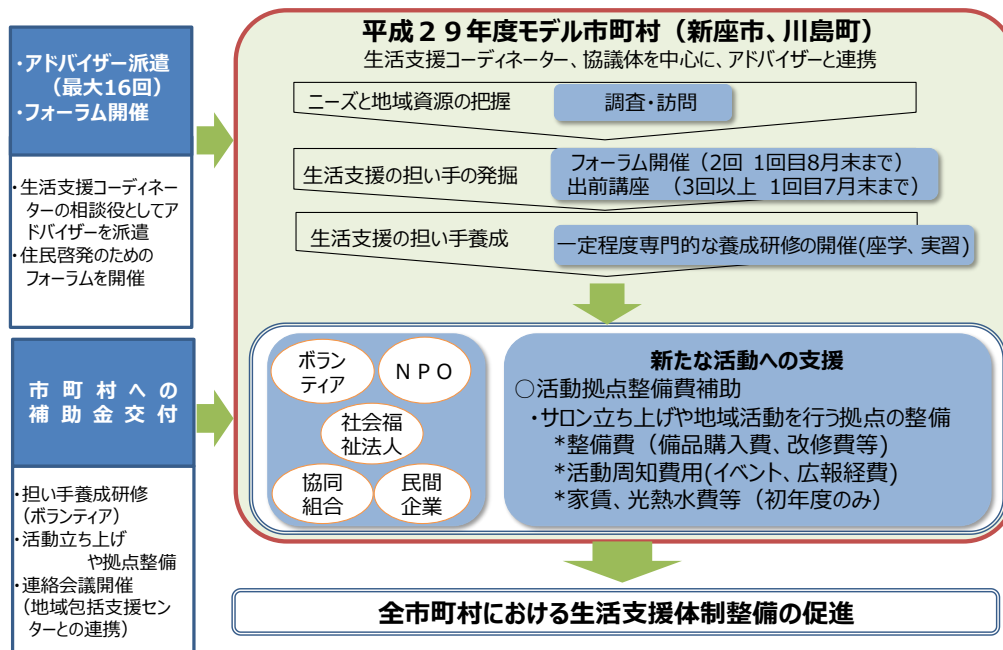
情報提供

- 体制整備事業は柔軟な進め方が可能な分、各市町村は自分たちの進め方を考える際の参考として、どのような考え方に基づいて具体的に何をすればよいのか、実践の具体的な過程を知りたいというニーズを持っています。
- 前述した各市町村の実態のフィードバックも情報提供の一部ですが、都道府県として提供しうる情報はそれだけに留まりません。定点の情報だけでなく、ある地域における取り組みの過程を分析して示唆を出す、すなわち事例研究を経た上で情報提供することが重要です。そうすることで情報を受け取る市町村は、たとえ置かれている状況が異なっても示唆を活用しやすくなります。
- また都道府県の推進メンバーのネットワークを活用して都道府県外の情報を集約・提供することで、自らの都道府県内には無い取り組みも参考にすることができます。さらに体制整備事業に留まらず、地域福祉や他分野での地域づくりの取り組みも参考になります。

事例 生活支援モデル事業(埼玉県)

<経緯>

- 市町村から体制整備事業に関して「どこから手をつけたら良いかわからない」などの意見が寄せられる一方、管轄する市町村数が多いこともあり、個別に市町村へ対応することは限界がある。
- そのためモデル市町村に対して重点的に支援を行い、その過程で得られた結果（具体的な実施手順や取り組み手法）をマニュアルとして取りまとめ、他市町村に情報提供することを目的にモデル事業を実施している。



<事業内容>

- 平成 28 年度から地域包括ケアシステムモデル事業（自立促進、介護予防、生活支援の 3 分野）を実施している。生活支援に関しては、平成 28 年度は羽生市、蕨市、平成 29 年度は新座市、川島町がモデル市町となった。
- モデル事業は、県職員とアドバイザーが各地域の実情に応じて伴走しながら取り組みを進めている。その結果として、ニーズと地域資源の把握、生活支援の担い手の発掘と養成、新たな活動への支援が生まれた。
- 県からの支援としては、アドバイザーを派遣し、住民啓発のためのフォーラムの開催や研修開催の支援、活動の補助などを行っている。
- モデル市町の周辺市町村が刺激を受けて取り組みを始めるなど相乗効果も見られる。

生活支援モデル事業(蕨市)

①生活支援モデル事業成果

- 社協支部を基盤とした拠点機能を持つ高齢者サロンの創出(5地区)
- 社協支部拠点を活用した、有償の生活支援サービス(モデル地区)の創出

社協支部 + 担い手養成講座卒業生 ⇨ 拠点を活用した週1回程度のサロン活動



サロン参加者への見守り活動

ちょっとした生活支援

生活支援コーディネーターのニーズ把握の地域拠点としても活用

地域の様々な人・声が集まり、支援が必要な高齢者を把握できるように

地域の力で解決できるよう、生活支援コーディネーターが相談・支援を行う

②成果達成に向けたアドバイザーの支援

- スケジュール管理⇒市担当者および生活支援コーディネーターとスケジュールを確認し、進捗状況を整理した
- 自立的な取り組みに向けた支援⇒モデル事業終了後も、蕨市が自立的かつ継続的に取り組めるよう、手順の提示など支援した
- 活動やサービス創出・拡充⇒市と市社協の合意形成を図り、具体的な仕組みの提示をした
- 他市視察の企画や調整
- 生活支援担い手養成や協議体の支援⇒企画や情報提供、協議体参加や設置に向けた助言を行った

(出所) 埼玉県社会福祉協議会資料

<成果の共有・活用方法>

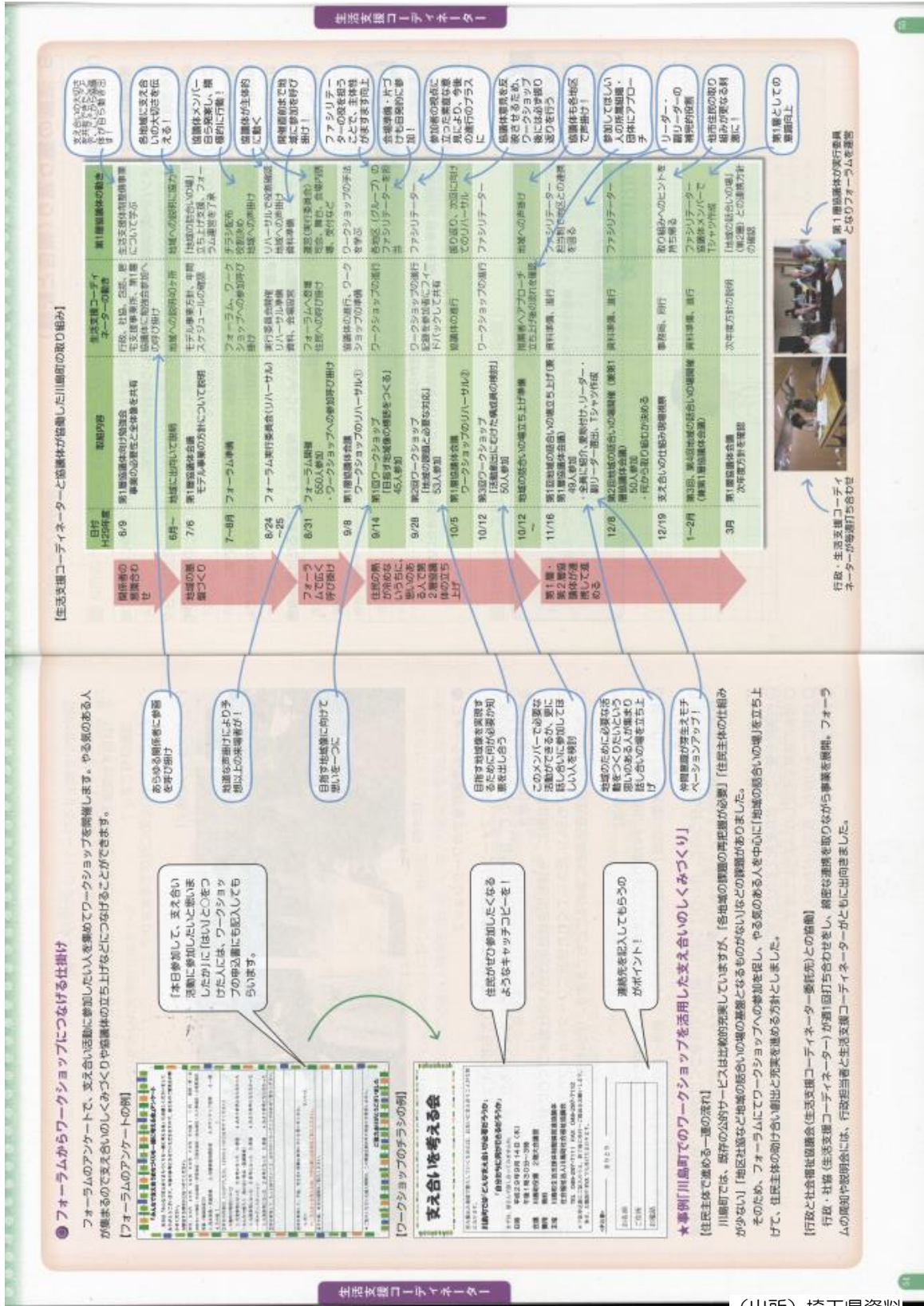
- 埼玉県で実施していた3つのモデル事業の成果報告として、平成30年2月に成果報告会を実施した。報告会ではモデル事業を実施した市町による発表を行い、事業を実施するにあたっての苦労やコツなどを共有した。
- またモデル事業の成果物として「生活支援体制整備『実践』マニュアル～顔の見える関係づくりから始めよう～」を作成し、各市町村に配布した。



(出所) 埼玉県資料

(中身の一例) フォーラムからワークショップにつなげる仕掛け

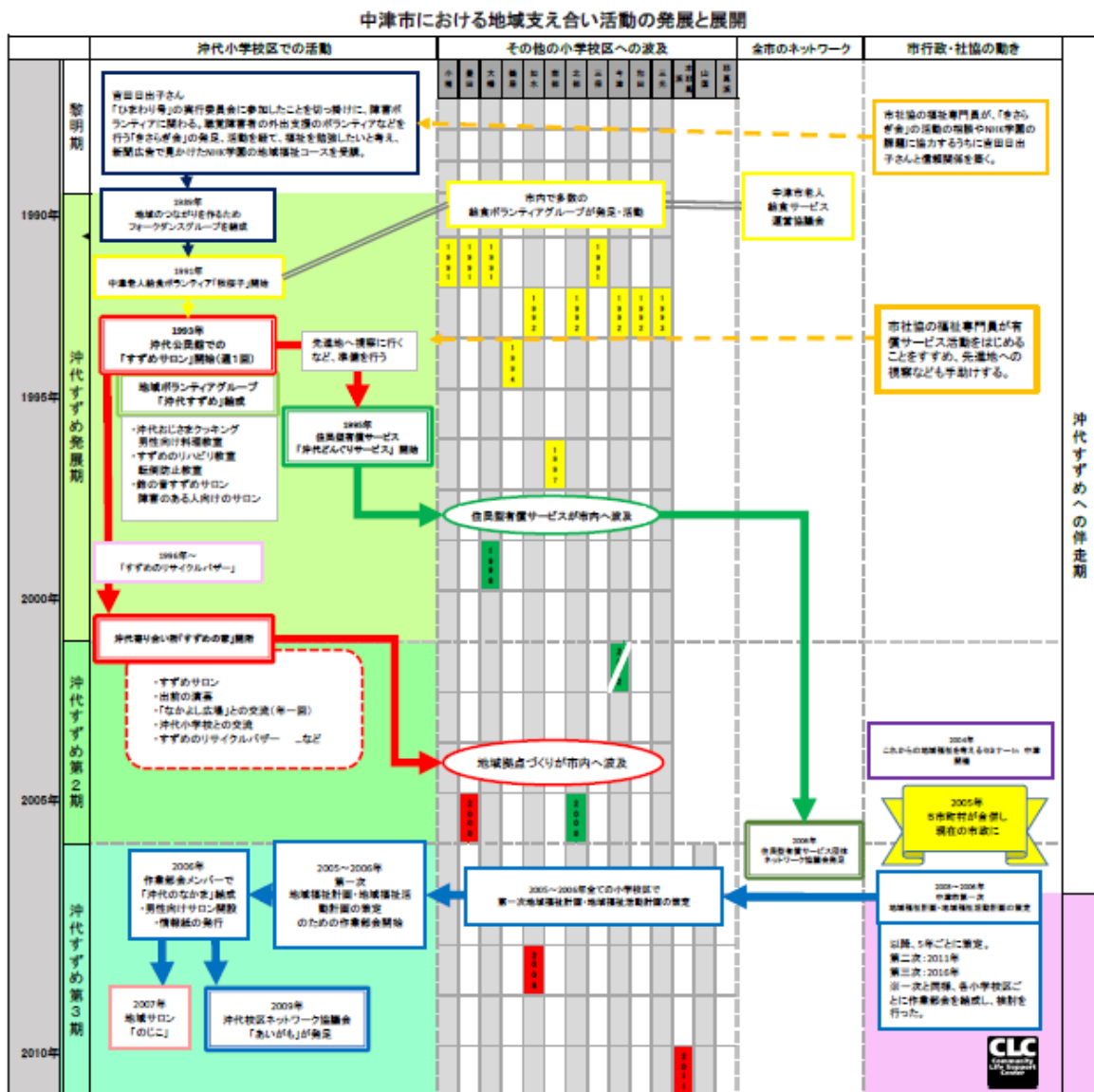
※生活支援コーディネーターと協議体が協働した川島町の取り組みを時系列で紹介



(出所) 埼玉県資料

コラム 長期に渡る地域づくりの経緯の紹介(全国コミュニティライフサポートセンター)

- 大分県中津市のように長期に渡って地域づくりに取り組んでいる事例の紹介を通じて、地域づくりには時間がかかることや、他の地域への波及のイメージを伝えている。
- 中津市では、従来から、旧中津市の11の小学区と4つの旧町村域で、住民主体の地域づくりを進めており、生活支援体制整備事業ではこの圏域を2層と位置付けている。中津市では、こうした圏域で住民が主体となった活動に寄り添い、そのノウハウを生かした全市への波及が進められている。
- 宮城県では、県内外を超えて、こうした先進地の実践を自市町村の実践に活かせるような資料づくりとともに、視察研修や招いての紐解く研修を実施している。



(出所) 全国コミュニティライフサポートセンター資料を一部抜粋 (年表は2017年まで記載している)

トップセミナー

- 「住民主体の地域づくりを介護保険でも応援する」という体制整備事業の特徴は、従来の介護保険という枠だけではとらえきれないもので、市町村の庁内に対して理解をうながしていく必要があります。また様々な施策と相乗効果を生んでいくためには、縦割りになりがちな市町村の庁内の考え方や動き方を変えていく必要があります。これは体制整備事業の担当者一人では困難です。(p26のコラム参照)
- そのため都道府県が各市町村の首長や管理職、生活支援コーディネーターの所属組織の上層部を対象にトップセミナーを開催し、体制整備事業のねらいや特徴への理解を図ることは、市町村の担当者や生活支援コーディネーターにとって心強い支援と言えます。
- また他の市町村からの議会視察の受け入れなども、首長や管理職の関心・理解を高めるきっかけとなります。

事例 連絡会への担当課長クラスの参加を県から働きかけ(群馬県)

- ・ 平成 29 年度に市町村の担当者と市町村社協の担当者を対象とした「担当者（担当課長）連絡会」を開催した。
- ・ 市町村や市町村社協が担当者に任せきりにせず、組織として体制整備事業に取り組むには上席者の理解が必要なことから、連絡会には担当課長クラスも参加するように県から働きかけを行った。

<担当者連絡会の内容>

- ・ 行政説明：地域支援事業（総合事業等）の考え方について
- ・ 情報提供①：生活支援体制整備事業の県内取組状況について
- ・ 情報提供②：生活支援体制整備事業の誤解と推進に向けた留意点
- ・ 情報交換：生活支援体制整備事業の現状・今後について



【担当者（担当課長）連絡会アンケート結果】

- ・ 他自治体の話を聞いて刺激になった
- ・ 専任のSCがいると運営がスムーズになるとの印象を受けた
- ・ 定期的な情報交換会の開催を希望する
- ・ 将来を見据えての協議体の進め方が難しい
- ・ マンパワー不足で苦労している
- ・ 行政・SCに人事異動があり、事業が停滞しないか心配
- ・ 協議体構成員入れ替え時の対応が難しい

（出所）群馬県資料

事例 首長や管理職を対象としたセミナー・研修会の開催(高知県)

- 生活支援コーディネーターや協議体を設置したからといってすぐに成果ができるものではなく、10年くらい時間がかかることを管理職に理解してもらう必要があると考えている。例えば高知市で平成14年に始まった「いきいき百歳体操」も当初の実施箇所は多くなかったが、今では300箇所以上となり、全国にも広がっている。
- 上層部の理解を促すため、平成26年度から毎年度、トップセミナー等を開催している。直近では平成29年1月に各市町村の体制整備事業の担当課長向けに研修会を行い、担当者を含めて多くの方が参加した。体制整備事業は社協に委託する形を採ったとしても行政が関わらなければならないことを伝えるため、丸投げにならないように資料を活用して説明した。

年度	セミナー名	対象者	内容
平成26年度	介護保険制度改革にかかるとップセミナー	県内各市町村長又は副市町村長等	埼玉県和光市保健福祉部長 東内氏の講演、意見交換
平成27年度	介護保険制度改革にかかるとップセミナー		三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 岩名氏の講演、意見交換
平成28年度	生活支援体制整備事業推進研修会「わがまちの生活支援体制の整備に向けて」		<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人さわやか福祉財団 長瀬氏の講演 茨城県常陸大宮市における「協議体編成」の事例報告
平成29年度	第7期介護保険事業計画の策定に向けた担当課長研修会	体制整備事業の担当課長	<ul style="list-style-type: none"> 「地域包括ケアシステムって、結局何をすること? -「8文字」で答える地域包括ケアシステム 「地域マネジメント」は「場」が命 「在宅医療・介護連携推進事業」が協議会作ってそこでストップするのはなぜか?+ ショートグループディスカッション 「総合事業・整備事業」はなぜそんなに難しいのか?+ ショートグループディスカッション

(出所) 高知県資料

事例 生活支援コーディネーターの上司を対象とした研修の開催(宮城県)

- 生活支援コーディネーターが地域に入り込んで活動を行うには、所属組織、特に上司や同僚の理解が重要であるという課題認識に基づいて、2017年度に市町村担当者や生活支援コーディネーターの上長を対象とした「特別研修」を新設した。
- 「生活支援コーディネーターの上長の役割と実際」と題して、市町村担当者や受託団体の上長（事務局長やセンター長、部課係長など）が、生活支援コーディネーターの業務の実際に触れながら、事業内容の共有と上長の役割を確認した。

(2) 人材の発掘・育成

市町村職員向け研修

- 体制整備事業は守備範囲が幅広い、進め方の柔軟性が高い、住民側のベクトルから考えて動く、そして様々な施策と相乗効果を生んでいく必要があります。そのため範囲や仕様が明確な業務を行うことが多い市町村職員にとっては、最初は戸惑いも多い仕事です。また市町村職員は定期的に異動することから、市町村職員に対して体制整備事業の基本的な考え方や特性の理解をうながす研修が必要です。
- 研修の際は、初任の市町村職員に対して総合事業・体制整備事業の考え方の理解をうながすための教材があるので活用すると良いでしょう（図表 14）。
- 市町村職員に限定した研修とは別に、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターなどと一緒に参加する研修を行うことで、市町村職員にとって生活支援コーディネーターの活動や悩みを理解し、協働する関係を築くきっかけになります。

図表 14 総合事業・体制整備事業の考え方の理解をうながすための自治体職員向け教材(抜粋)

4-2. “なじみの関係”を大切にした地域づくり-実践編-

cut	イメージ・スクリプト
1	<p>“なじみの関係”を大切にされた地域づくり -実践編-</p> <p>メインタイトル SE</p>
2	<p>地域づくりにおける行政の役割</p> <p>地域課題の気付きを生むための“土壌づくり”</p> <p>住民がやる気になった時の“全力応援”</p> <p>地域づくりにおける行政の役割は、地域課題に気付くための土壌づくりと、住民がやる気になった時の全力応援です。では、どのような方法があるか、具体的に見ていきましょう。</p>

助け合いが育まれるプロセス

つながる

住民同士の気付きが共有

きづく

地域課題の把握が行く

うまれる

住民がやる気になった時の活動が生まれる

地域課題の気付きを生むための
“土壌づくり”

住民がやる気になるまで
とにかく待つ

住民がやる気になった時の
“全力応援”

“やりたいからやる”

住民主体の原則を貫く

これに対し、行政はどのように関わればよいでしょうか。ポイントは、はじめの「土壌づくり」と住民がやる気になった時の「全力応援」です。

土壌づくりとは、地域課題に気づきかけをつくるための取組です。サロンのような住民が集まる場をつくるのもいいですし、そこに地域の状況を伝えるのもよいでしょう。

全力応援とは、住民がやる気になった時に支援することです。例えば、活動の仲間を募集するためにチラシの作成を支援するのでもいいでしょう。また、活動のことを地域に発信していけば、関心をもつ人が現れ新しい「つながり」となり、好循環が生まれます。

土壌づくりと全力応援の間、行政はとにかく待つことです。住民がやる気になる前に「助け合い」活動をやった方がいいなどと行政から呼びかけてしまうと、「行政からふって来た仕事」となり、長続きしません。あくまでも、“やりたいからやる”という住民主体の原則を貫くことが重要です。

事例 市町村職員等を対象とした第2層協議体立ち上げセミナーの開催(埼玉県)

- 第2層協議体の設置に向けて「第2層協議体立ち上げセミナー」を開催し、市町村職員に加えて生活支援コーディネーターや社協職員なども参加した。
- セミナーでは協議体立ち上げのプロセスや立ち上げ方法の紹介を行った。平成29年度は2回開催し、近隣市町村による取り組み事例の紹介も行った。
- 事前に全参加者に取り組み状況シート(課題と工夫)の提出を依頼し、それらをすべて冊子にまとめて当日の配布資料として、グループワークやセミナー後の取り組みに活かしてもらう形とした。
- グループワークは人口規模が同程度の市町村毎のグループとした。取組状況の共有に留まらず、今後自分たちの地域でどういった方針・方向性で体制整備事業を進めていくか話し合い、計画表として取りまとめるワークを行った。

第2層協議体立ち上げセミナー(第2回) 事前課題 (平成30年1月開催)
第2層協議体設置・活動計画表(期間:平成30年1月から平成31年3月まで)

事前課題 様式1

総合事業 実施年	H 年 月	市町村名	署名又は 所属名	受講者氏名	第1層・第2層・行政
・第2層圏域数:()・圏域単位:()例中学校圏域、小学校圏域、地域包括圏域、地域福祉圏域など ・第2層SC数:()人 H29年12月までに配置済み人数()人					

取組項目	H30年1月から	実施月を記入してください。幅やセルの数はアレンジしてください。				H31年3月まで
第2層協議体(未設置) (細目例) ①第2層協議体の設置 ②第2層SCの選任 ③協議体メンバーの選出 ④第2層協議体による取組等						
第2層協議体設置済み (細目例) ①第2層協議体の再編 ②助け合い割出にむけた取組み ③主体形成に向けた取組 ④ケア会議との係わり ④モチベーションの向上策 ⑤第1層との連携 ⑥課題としていることへの方策等						

各細目は、(細目例)を参考に市町村でアレンジして記載してください。
選任予定の方は、今後の事業の予定を確認の上、記入してください。

(出所) 埼玉県資料

第2層協議体立ち上げセミナー事前課題①(代表者記載)

自治体の取組状況について

自治体名		記入日				
記入者名		所属・役職等				
総人口		高齢者数	高齢化率			
		専任者数	専任者率			
協議体	第1層	エリア	市町村全域	その他→		
		設置	予定数	すべて済	一部設置済の場合 (右欄にその数)⇒	未設置
		実施	最初に設置した年月			
	第2層	エリア	市町村全域	その他→		
		設置	予定数	すべて済	一部設置済の場合 (右欄にその数)⇒	未設置
		実施	最初に設置した年月			
構成員(候補者)の主な団体名、人数等		[既存協議体を活用する場合は団体の組織名および人数等]				
生活支援 コーディネーター	第1層	エリア	全域	その他→		
		選任	予定数	すべて済	一部選任済の場合 (右欄にその数)⇒	未選任
		配置	最初に選任した年月			
	第2層	エリア	全域	その他→		
		選任	予定数	すべて済	一部選任済の場合 (右欄にその数)⇒	未選任
		配置	最初に選任した年月			
所属、人数等						
生活支援コーディネーター・協議体構成員の決め方(または予定している方法)						
生活支援体制整備事業の主な取り組み状況と今後の予定		①高ぶつくり・設置選任について、②ニーズと社会資源の把握・担い手づくり、③助け合いの創出・地域課題解決の視点から記載してください				
総合事業の主な取り組み状況と今後の予定						

※第1層・第2層に加えて、1, 5層など独自の設置をしている場合は、運営欄を併せて入力してください

第2層協議体立ち上げセミナー 事前課題②(各自記載)

第2層取り組みについての課題と工夫

自治体名: _____ 所属: _____
 担当: 行政・SC(第1層・第2層)・その他() _____
 氏名: _____

○ 各項目について、それぞれの立場から、課題とそれに対して工夫しているところ等を御記載ください。

① 高ぶつくり・設置選任について

① 協議体の設置について(設置済みの場合は設置過程での課題等、一部設置済の場合は残りの設置の課題等、未設置の場合は設置に向けた課題等について記載)

課題	工夫
----	----

② 第2層生活支援コーディネーターの配置について (第2層SCにおいては自身の活動の課題等を記載)

課題	工夫
----	----

② ニーズと社会資源の把握・担い手づくりについて (第2層の取り組みの視点から記載ください)

【課題】

【工夫】

③ 助け合いの創出(サービス開発)・地域課題の解決 (第2層の取り組みの視点から記載ください)

【課題】

【工夫】

④ 上記(1)～(3)の課題解決にむけ、必要・有効と思う支援は何ですか。

⑤ 第1層、第2層の連携について

【課題】

【工夫】

⑥ その他自由記入欄

(出所) さわやか福祉財団資料

事例 圏域学習会(保健所圏域)の開催(京都府)

- 平成 28 年度は市町村担当者会議、生活支援・介護予防サービスを提供するための「協議体」設置に係る研修という別々の取り組みを実施していたが、平成 29 年度はより地域の実情に合わせるため生活支援コーディネーター、市町村担当者、社会福祉協議会、地域包括支援センターを交えた 4 者による圏域学習会(保健所圏域)を一部の圏域で開催した。

生活支援コーディネーター向け研修

- 生活支援コーディネーターが地域で多様なつながりや支え合いを保ち、また育むための活動を実践していくにあたり、体制整備事業等の制度や地域支援に対する理解や、活動の具体的な方法の習得を図る機会が、生活支援コーディネーター向け研修です。
- 生活支援コーディネーター向け研修としてまず挙げられるのは初任者や任命予定者を対象とした養成研修です。地域の状況や、生活支援コーディネーターのバックグラウンド（介護・福祉関連の資格を持っているなど）が多様であることから、階層的なプログラムにする、グループワークのグループ分けの際に考慮するなどの工夫を取り入れることが研修の効果を高める上で重要です。
- 現任の生活支援コーディネーターが増えてきた段階では、実務に即したスキルアップをうながすフォローアップ研修の重要性が高まります。都道府県とアドバイザーグループは市町村の実態をふまえ、現任者に必要な研修内容を検討していく必要があります。
- 参加者に事前の振り返りをうながすとともに、研修の企画側が参加者の課題を把握する目的で、事前課題を取り入れると効果的です。また参加者自身の課題の解決をグループで検討し、研修の期間中または終了後の実践・振り返りをうながす（アクションラーニング）といった実践者向けの研修手法を活用すると良いでしょう。
- 研修の企画にあたっては対象者の実践における課題に照らして修得目標を設定し、その達成に向けてカリキュラムを組み立てます。また、より緩やかな実践者の学び合いの場としては、後述する情報交換会も有効です。研修と情報交換会を組み合わせると同日に開催するといった方法を採用している都道府県もあります。
- また、前述の市町村職員向け研修と同様、生活支援コーディネーターに限定した研修とは別に、市町村職員や専門職などと一緒に参加する研修を行うことは、互いの業務を理解し、協働する関係を築くきっかけになります。
- 研修を活用して実態把握をするためにも、都道府県職員は研修や休憩時間中に生活支援コーディネーターと積極的に交流して活動の状況を肌感覚で知るとともに、研修で使ったツール（事前課題、グループワークの結果、事後アンケートなど）を保存して分析に活用しましょう。

事例 実務における課題を踏まえた研修の企画(大阪府)

- 生活支援コーディネーターのその時々の実務上の課題を踏まえて、各年度の研修内容を企画している。2017年度の生活支援コーディネーター養成研修は、全体研修（1回）と情報交換会（3回）から成り、公益財団法人さわやか福祉財団との共催で開催した。
- 全体研修は「身近な好事例や当事者間の率直な意見交換を通じて、生活支援コーディネーターの役割を改めて考える機会を提供すること」をねらいとした。参加者は生活支援コーディネーター（現任者及び候補者）がメインだが、協議体メンバーや市町村職員も参加できるようにした。申込時に実務における課題認識を記述してもらい、研修における講演内容や質疑応答に活かしている。
- 事例紹介を行う地域は、関係者からの情報提供と事例紹介、市町村への直接の聞き取りを踏まえて選んだ。

生活支援コーディネーター養成研修【全体研修】の内容（3時間 15分）

講演：公益財団法人さわやか福祉財団 土屋幸己氏

「生活支援コーディネーターの役割と実践」

事例紹介：1. 枚方市

「元気づくり・地域づくりプロジェクトの取り組みについて」

2. 阪南市

「阪南市での支え合い活動につて」

3. 講師、事例紹介者とのセッション

4. 参加者との質疑応答



(出所) 大阪府資料

事例 グループワークの運営方法の工夫(高知県)

- 生活支援コーディネーターフォローアップ研修は、市町村職員も参加できる方法を採用している。
- 研修中のグループワークは生活支援コーディネーターと市町村職員で別々のグループに分けて実施したところ、グループ内は同じ立場同士のため、思いを率直に発言できた。
- また地域内だと直接言いにくいことも、「グループで話し合った結果」として全体で共有することで、互いの立場への理解が深まった。

時間	内容
9:50~10:00	開会・オリエンテーション
10:00~11:30 (90分)	I 講義 テーマ「生活支援コーディネーターに必要な地域の見方・入り方」 地域に出かけて住民の暮らしぶり聞き(まざる) そこからつながりや支え合いの営みを知る(見つける)など 生活支援コーディネーターが日常の営みを活かし、広げていく 方法を全国の実践事例等を参考にしながら学びます。 講師：特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘氏
11:30~12:00 (30分)	II 情報交換 ワークをとおして質疑・応答
12:00~13:00	【休憩】
13:00~14:20 (80分)	III 演習① 「地域のかくれん資源を見つけ出せ」
14:20~14:30	【休憩】
14:30~15:00 (30分)	IV 講義 テーマ「住民の力が発揮される協働の場づくり」 地域の住民とともにワイワイガヤガヤ話し合いながら、お互いの関係をつむいでいく場である協働体。これは住民や関係機関がひとつとなる場でもあります。住民の目標に立った協働の場づくりの考え方について学びます。 講師：特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘氏
15:00~15:45 (45分)	V 演習② 「あなたが考える協働の場とは」
15:45~16:00	VI まとめ
16:00	閉会

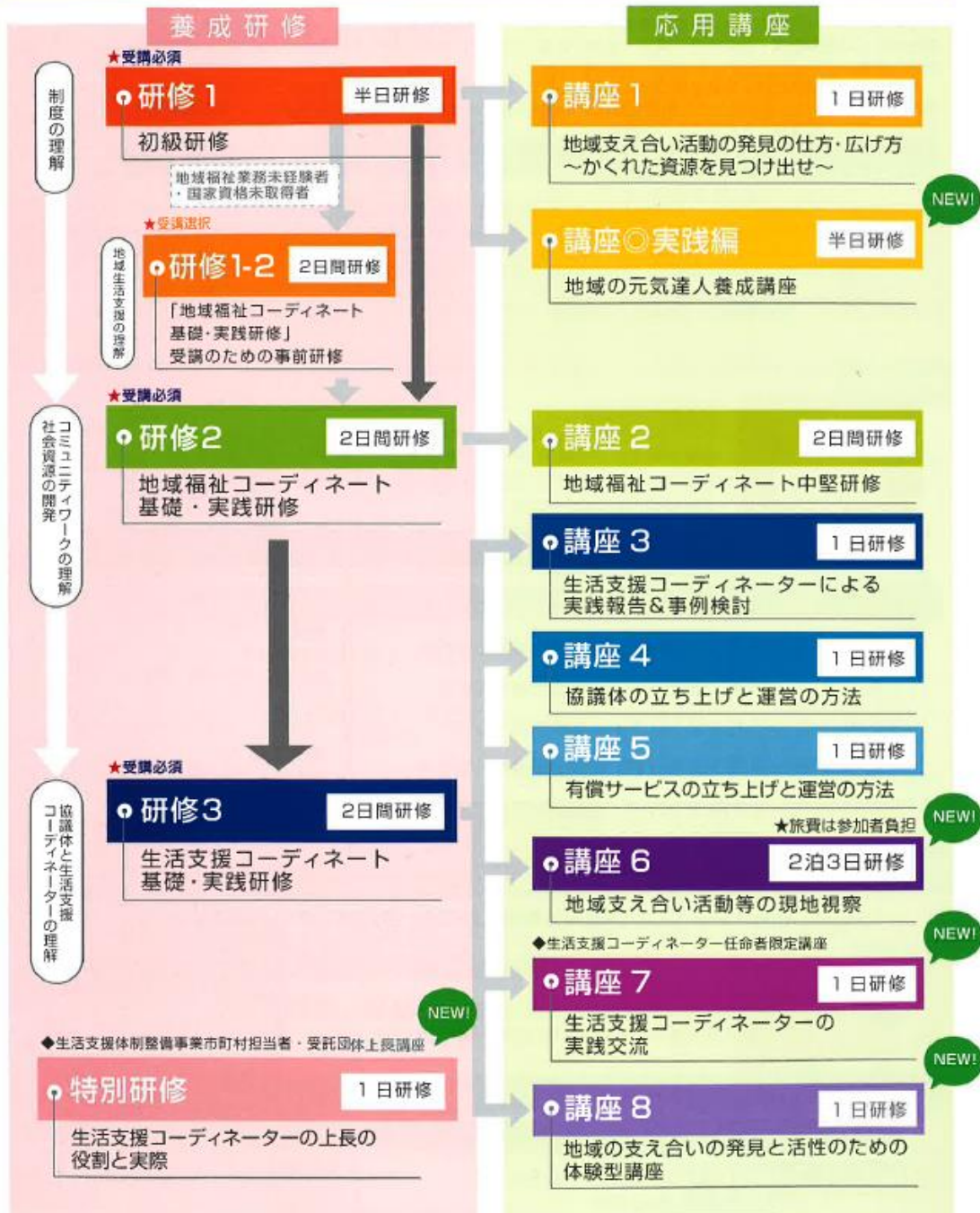


(出所) 高知県資料

事例 ステップアップ形式で学べる重層的な研修(宮城県)

- 生活支援コーディネーターのみを対象とするのではなく、住民や専門職も一緒に受講して、チームで暮らしやすい地域づくりが進められる体制づくりを目指している。
- 受講者のバックグラウンドの多様性や、修了後の役割、実践者の新たな学習ニーズを踏まえ、ステップアップ形式で学べる重層的な研修体系を組んでいる。

平成29年度 宮城県生活支援コーディネーター養成研修+応用講座 体系図



(出所) 宮城県資料

- 2017年度は、生活支援コーディネーターが抱える課題を踏まえ、養成研修で1つ、応用講座で3つのプログラムを新設した。
- 新設したプログラムのうち、モデル地域での取り組みを実際に見ながら学ぶ体験型の「講座8 地域の支え合いの発見と活性のための体験型講座」を以下で紹介する。

(体験型講座について)

- 体制整備事業の取り組みの全過程を体験することをねらいとしている。モデル地域の大和町で住民の話し合いや、地域でのつながり(宝物)の発表会を開催するのと並行して、受講者はその様子を実際に見て具体的な取り組み方法を学ぶという二重構造の方式を採っている。

大和町民の支えあい活動を 発掘&発表する1年

—2017年度 町の取り組み—

8/18 第1回プロジェクト会議

事業説明や高橋誠一教授による講話のほか、生活支援コーディネーターが活動を報告し、町地域包括支援センターの出前講座「後世につなぐ知恵袋」の取り組みについて共有。

8/29 行政区長対象の説明会

講話のポイント
○介護保険改正で、機能別単位の介護予防から、本人の社会参加による介護予防へ転換
○本人が役割をもって多様なつながりを維持できる地域づくりを
参加者の声
○支え合い活動が大切なことは理解しているが、地域での親しさもある。介護の発案が大切だと思う。

10/4 第1回大和町高齢者支え合い研修会
～今こそ地域の支えあいでござる～

講話のポイント
○社会がつながることや、役割をもって活動することは、この上ない介護予防である
○事業化・数値化されていない、本町の「支えあい」に自発的アプローチ
○健康長寿のために、肉料理を食べることが大切である
参加者の声
○支え合い活動が「お宝」を生み出す呼び水になる、というお話を、目からウロコでした。
○将来、自分も「支えられる側」になることを意識に入れて、今後の活動を行っていききたい。
○一人ひとりの交流に「生きがい」を感じられる支えあいが生まれるようにしていきたい。

10/30 第2回大和町高齢者支え合い研修会
～今こそ地域の支えあいでござる～

講話のポイント
○日頃の何気ない活動も、意味づけをすると「地域の宝物」に昇格する!
○「向こう三軒両隣」こそ、私たちが欲している本物の支えあい!
参加者の声
○自分の地域のお宝探しをこれからしていきたい。
○お互いに気にかけて合える地域にしていきたい。
○自分たちが、年を取ったときに住みやすく、仲間同士で支え合っている地域になるまで手づくりのを行っていくことがわかった。

12/14 第2回プロジェクト会議

事業の進捗、今後の計画と準備を確認。

12/14 住民発表会の開催!

2018年 1/12

大和町では、2017年度に生活支援体制整備事業を開始しました。地域の文化・伝統を継承しつつ住民が交流する、つどいの場や支えあい活動を大切にするために、保健福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会でプロジェクトチームを立ち上げました。アドバイザーとして宮城県長寿社会政策課と有識者(東北福祉大学教授・高橋誠一さん)に協力をいただき、研修会や出前講座を通して、すでにある地域の活動を住民とともに掘り起こしました。その経緯を、ここで紹介します。

なお、この取り組みは、宮城県の「地域の支え合いの発見と活性のための体験型講座」のモデル市町村として、実施しました。

(出所) 宮城県・大和町・大和町社会福祉協議会 資料

事例 生活支援コーディネーター養成研修と「地域への入り方・資源の探し方」支援(沖縄県)

- ・ 2016年度から「沖縄県生活支援コーディネーター養成研修等事業」は、宮城県の研究体系を一部取り入れて実施している（CLCが沖縄県より受託）
- ・ 同事業のメニューの一つとして「生活支援コーディネーター試行的派遣事業」が用意された。これは、福島県昭和村の生活支援コーディネーターとして活動した実績を持つCLC職員が、本来の担当業務（地域資源に関する取材など）の経験も生かしつつ、市町村の生活支援コーディネーターやその候補者、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センターの担当者らとともに実際に地域に入り、高齢者の暮らしぶりや様々な住民活動を踏査し、取材するもの。
- ・ 生活支援コーディネーター試行的派遣事業の狙いは、生活支援体制整備の関係者らに「地域にどう入っていくべきか」「地域の資源とは具体的にどのようなものを指すのか」「資源はどうやって発見していくのか」「発見した資源をどのように生活支援体制整備に取り込み、活用していくべきか」について、理解を深めてもらうことにある
- ・ 派遣先は、市町村の要望を受けて県が決定する。16年度は国頭村、17年度は渡名喜村に派遣。18年度は、2か所程度への派遣が検討されている。
- ・ 派遣先決定後、事前に現地の生活支援コーディネーターをはじめ生活支援体制整備の担当者らと面談し、踏査と取材の手法、その対象とすべき地域の個人や団体などについて、十分に認識の共有を図る。
- ・ 派遣期間は1か所当たり5～7日前後。最終日に成果報告会を開く。報告会には現地の関係者や住民、他市町村の生活支援体制整備担当者らに参加してもらい、情報と知見を共有する。

(踏査・取材の留意事項)

- ・ 同事業で行う踏査と取材は、その性質上、一般住民、特に高齢者の日常の暮らしの場に入っていくことが多くなる。そこで、相手に警戒や不信の念、無用な緊張を持たせぬよう最大限の配慮が必要となる。
- ・ 具体的には、取材に赴く人数は多くて3人、できれば2人程度に留めること、相手が勧めてくれる飲食物はすべてありがたくいただくこと、あくまでもこちらが「教えてもらう立場」として謙虚な姿勢で接することなど（※いわゆる「視察」とはまったく違う活動であり、大人数で押しかけることは控えなければならない。
- ・ また、例えば介護の専門職は、その業務上の習性から自らを「支える側」、相手を「支えられる側」と定置してしまいがちだが、その場合、相手もそれに合わせた構えを取ってしまうため、日常の暮らしぶりなどはなかなか見えてこないようである)



(上写真) = 試行的に派遣された生活支援コーディネーターのCLC職員(左端)。国頭村辺野喜区の共同店に集う高齢者の「ゆんたく」(おしゃべり、お茶飲み)に交ぜてもらっている様子。買い物の弱者対策だけではない共同店の「集いの場」としての存在意義や、ゆんたくを通して自然に育まれる日常の見守り・支え合いなどを、何気ない会話のなかから浮かび上がらせる。この踏査と取材のプロセスそのものが、同行した村の生活支援体制整備担当者や取材対象の地域住民らに「高齢になっても暮らしやすい地域」についての理解をうながす。



(左写真) = 国頭村での踏査・取材の成果報告会。村役場や村地域包括支援センターの職員のほか、他市町村の生活支援コーディネーターなど生活支援体制整備の関係者も集まり、報告を踏まえて意見交換などを行った。計約20人が参加。

(出所) 沖縄県資料

情報交換会

- 生活支援コーディネーターや市町村職員などがお互いの取り組みや課題を共有し、取り組みのヒントを得て、相談できるネットワークづくりを図る場が情報交換会です。研修と比べて緩やかな仕立てで、ネットワークづくりに重きを置いている点が特徴です。
- 研修で紹介される事例は概して取り組みの蓄積が豊かなところであり、体制整備事業に着手し始めたばかりでハードルを高くとらえている人は「自分たちには無理」と受け止めてしまいがちです。そこで講師・先進事例側から参加者に教えるという構図ではなく、同じ立場で試行錯誤している参加者同士が失敗談も含めて課題や工夫を共有し、日々の実践を学び合うことで、参加者に「自分たちにも出来そう」「同じような失敗をしないように気をつけよう」「次の取り組みに活かそう」といったヒントを得てもらうことをねらいとしています。
- 開催方法としては、都道府県から働きかけて都道府県全域や都道府県内のブロック毎に行う方法に加えて、各地域の生活支援コーディネーターが自主的に実施するのをうながしたり、場の提供や広報などを支援したりする方法もあります。
- 必ずしも会議形式にこだわらず、現場見学を組み合わせるとお互いの活動を見学しあう方法も良いでしょう。また終了後の懇親会（インフォーマルな場）も交流を深めるうえでは大切です。

事例 進捗を踏まえたグループ分け(宮城県)

- 年に2回程度、県内各所で情報交換会を開催し、市町村職員や生活支援コーディネーターなどが参加している。
- 回を重ねる毎に意見交換を活発にする工夫を取り入れている。最初は机を口の字型にしたが生活支援コーディネーターの発言が少なかった。同じ市町村の行政職員と生活支援コーディネーターを別のグループに配置する、体制整備事業の進捗や人口規模に留意してグループを編成するなど、課題の共有や議論が進みやすい方法を考えながら行っている。

2017年度 第2回情報交換会を開催しました



11月9日(木) 縣北部会場(県登米合同庁舎)
79人参加

宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議では、今年度2回目の情報交換会を県内3か所で実施しました。運営委員による基調講演のあと、グループごとに現状や課題について活発な意見交換が行われ、行政担当者や生活支援コーディネーターなど216人の参加がありました。意見交換の中で出された課題や工夫について、一部を紹介します。

全会場で共通して確認できたこと

- 生活支援コーディネーターは、積極的に地域へ出向き、住民の方々との関係づくりや、地域で行われている活動の意味づけをし、見える化をして伝えていくことが重要な役割であること。
- 生活支援コーディネーターを孤立させないためには、行政や関係機関、受託組織内部がともにコーディネーターの役割を含めたこの事業について共通認識をもつことが必要であること。



10月26日(木) 縣南部会場(県大河原合同庁舎)
57人参加

(出所)「住み慣れた地域で暮らし続けるためのお宝探し情報紙 MIYAGI まちづくりと地域支え合い vol.13」より一部抜粋

事例 テーマ別の「本音で語ろう！情報交換会」(大阪府)

- 平成 29 年度は生活支援コーディネーターを対象に、さわやか福祉財団と大阪府の共催でテーマ別の情報交換会を開催した。
- テーマは生活支援コーディネーターから寄せられることの多い課題を取り上げた。各回のテーマは以下の通り。参加者は自身が課題に感じている、または関心のあるテーマを選んで参加する方式とした。
 - 第 1 回：「もう一度整理してみよう 生活支援コーディネーターの役割（具体的な活動内容、第 1 層と第 2 層との関係、地域との信頼関係の構築、他機関との連携）」
 - 第 2 回：「協議体の基盤づくり（協議体立ち上げのステップ、協議体のあり方、協議体活動の進め方と活動）」
 - 第 3 回：「地域ニーズの掘り起こし、担い手の創出（地域ニーズの掘り起こし方法、担い手の確保、養成、発掘、創出）」
- 各回の定員は 30 名。終了後に懇親会を開催して交流を深めてもらった。



(出所) 大阪府資料

事例 アピールカードを活用した情報交換(長野県)

- 生活支援コーディネーターや市町村職員と、生活支援サービスの提供主体となりうるNPO・宅幼老所などが双方の取り組みについて情報交換を行い、生活支援体制の充実を図るきっかけとするため、「生活支援コーディネーターネットワーク研修」を行っている。
- 参加者が記入する「わたしの活動 アピールカード」を活用して参加者間の情報交換を促している。カードの様式は、生活支援コーディネーター用、行政・包括・社協用、宅幼老所・NPO用の3種類を用意している。

あなたの取組・活動・今後取り組んでいきたいことを教えてください！
わたしの活動 アピールカード (生活支援 Co Ver.)

記入者氏名	市町村名	所属名
住所	〒	
電話番号	F A X	電子メール

◆生活支援コーディネーターとしての活動として取り組んでいること、今後取り組んでいきたいことについて詳しく記入してください。

地域自慢 (一言で！)	
生活支援コーディネーターとして配置された日	平成 年 月 日
地域アセスメントで見えてきた地域に必要なもの。 地域アセスメントの際に気を付けていること。	
生活支援コーディネーターとして取り組んでいること。	
これまで取組みの中でうまくいったこと。 (他のコーディネーター等に紹介したいこと)。	
取組み中での課題。 (他のコーディネーター等からアドバイスをもらいたいこと)。	
これからつづけていきたい体制・サービス。 それに向けて連携したい人。	

どんな取り組みでもOKです！
現時点での取り組み状況や、悩んでいることなど、自由にお書きください！
参考資料等がありましたら、併せて提供してください(km□m)。

※市町村に複数の生活支援コーディネーターが配置されている場合には、一人ずつ作成してください。
※ご記入いただいた内容は、情報交換の参考資料として、情報交換会当日参加者に配布します。

あなた市町村の取組・活動・今後取り組んでいきたいことを教えてください！
わたしの活動 アピールカード (行政・包括・社協 Ver.)

記入者氏名	市町村名	所属名
住所	〒	
電話番号	F A X	電子メール

◆市町村、地域包括支援センター、社協等で、安心して生活できる地域づくりのために取り組んでいること、それに向けて不足している資源、今後の方針・予定等をご記入ください。]

市町村自慢 (一言で！)					
新しい総合事業 開始年月日	年月日	生活支援体制整備 事業開始年月日	年月日	生活支援コーディネーターの配置の有無	有 無
生活支援サービス提供体制の把握状況やネットワークづくりなどの取組み、力を入れている業務等。					
地域の中で行われている取組(各団体によるものを含む)の中で、他地域に紹介したい取組。					
市町村のなかで不足している生活支援サービス、もっと欲しいと考えている資源 宅幼老所、NPO等と連携したい取組。					
今後の方針・ 展望・予定。					

どんな取り組みでもOKです！
現時点での取り組み状況や、悩んでいることなど、自由にお書きください！
参考資料等がありましたら、併せて提供してください(km□m)。

※ご記入いただいた内容は、情報交換の参考資料として、情報交換会当日参加者に配布します。

(出所) 長野県資料

事例 県内のブロック毎の開催(茨城県)

- 全県を対象とした養成研修のグループワークでは、各地域の個別の課題を話すのがなかなか難しい。そこで近隣市町村同士、小規模での意見交換会が有効と考えて、平成29年12月にモデル的に県北地域の6市町を対象に会合を開催した。
- 市町職員と生活支援コーディネーターが集まって意見交換を行ったところ、きめ細やかに課題や意見を共有できて好評だった。
- その後、県と茨城県新地域支援推進協議会の共催で、県内の残る6ブロックでの意見交換会を開催し、事例の共有や課題に対する助言などを行った。また、個別支援が必要と思われた市町村へは、後日、訪問して助言等を行っている。
- 今後、生活支援コーディネーターを孤立させないためのネットワーク構築が必要であるとともに、ブロックの実情を踏まえた研修会の開催などについても柔軟に実施していきたいと考えている。



(出所) 茨城県資料

今後取り組みたい支援策(都道府県アンケート調査より)

- 生活支援コーディネーターの意見交換会の開催：市町村での生活支援体制の充実が図られるよう、地域の支え合い活動を支援しているNPO職員などのアドバイザーを県内の圏域ごとに開催する意見交換会へ派遣する。

現地見学

- 実際の取り組みを目で見て、現地で担い手と意見交換をすることは、具体的な工夫を学び、自らの取り組みの改善点に気づく機会として大変有効です。
- 研修の前後や合間にプログラムの一環として行う方法や、研修とは別に住民など多様な人が参加する「現地見学ツアー」として行う方法があります。都道府県が企画するほか、市町村や生活支援コーディネーターが他の地域を見学したいと要望した時に、都道府県の調整機能を活かして行き先を推薦したり連絡を取り持ったりする関わり方もあります。
- 遠方にあるなどの理由で現地を訪れるのが難しい場合は、現地見学の代わりに、現地から来てもらうやり方（研修で実践報告をしてもらうなど）や動画の活用も検討しましょう。

事例 研修のフォローアップとしてバスツアーを実施(埼玉県)

- 生活支援コーディネーター養成研修のフォローアップの位置づけで、さわやか福祉財団、埼玉県社協、埼玉県の三者主催でバスツアーを実施している。
- 市町村からの要望を踏まえて、県社協が視察先をリストアップし、三者で相談しながら地縁、有償ボランティア、居場所が入るように企画・運営を行っている。

概要

- 公益財団法人さわやか福祉財団、埼玉県社会福祉協議会、埼玉県の3者共催で実施。
- 実際に現場で活動する方から直接話を伺い、各市町村で支え合い活動の創出・充実を図る。
- 平成29年度は、3日程を設定し、それぞれ特徴の異なる3か所の活動の視察を実施。

平成29年度実施状況

A日程（県南部） ◇ 12名参加	・公民館でのサロン活動・支え合い活動（富士見市） ・団地内での多世代交流・支え合い活動（狭山市） ・空き家を利用したサロン・有償サービス（日高市）
B日程（県中部） ◇ 9名参加	・通いの場と生活支援サービスの拠点（羽生市） ・町立の介護予防施設（吉見町） ・空き家を利用した多世代サロン活動（川島町）
C日程（県東部） ◇ 8名参加	・団地内で在宅医療機関と連携した生活支援サービス（幸手市） ・遺贈された一軒家を活用したサロン・通所B型（草加市） ・非会員制での有償ボランティアサービス（川口市）

（出所）埼玉県資料

専門職や地域のリーダーを対象とした研修

- 生活支援コーディネーターのような「つなぎ役」は、第1章で紹介したように地域包括支援センターの職員、地域福祉コーディネーター、社会福祉協議会の地域担当職員、福祉分野以外のまちづくりのコーディネーターといった様々な専門職などが同じく担っています。生活支援コーディネーター以外の「つなぎ役」のスキルアップや、互いの連携をうながすことは、地域づくりの推進につながります。
- また介護が必要になっても地域とのつながりが保たれ、地域の中で暮らし続けられるには、住民主体の場・支援と専門職主体の場・支援の連携が重要です。そのためには介護・医療・福祉分野の専門職であるケアマネジャー、リハビリテーション専門職、病院の医療ソーシャルワーカー（MSW）、地域で活動するリーダー（民生委員、町内会・自治会など）といった人たちが、住民主体の支え合い活動をはじめとした多様な資源や、体制整備事業について理解を深める機会を提供する必要があります。

事例 地域包括支援センター職員や活動の担い手を対象とした研修(山形県)

- 地域支援事業に関連して以下の研修を開催し、生活支援コーディネーターに加えて、地域包括支援センター職員が支え合いの地域づくりや生活支援活動について理解を深める機会を提供している。

	地域包括支援センター初任職員研修	高齢者生きがいづくり・生活支援活動入門講座	生活支援コーディネーター情報交換会	地域包括支援センター現任職員研修	高齢者生きがいづくり・生活支援活動実践講座	生活支援コーディネーター等スキルアップ研修	住民主体の支え合いの地域づくり研修会	フォローアップ研修
内容	地域包括支援センターの役割や業務内容等基礎知識	高齢化社会の現状や、生きがいづくり・生活支援活動の必要性等	各地の取組みと課題を出し合い、情報交換を行う	対応力向上、地域診断の方法・課題抽出の手法の習得	生きがいづくり・生活支援活動を実施するための運営能力や企画立案能力の習得	地域での課題抽出と課題解決を目的とした協議体の運営能力の向上	地域共生社会を見据えた支え合いの地域づくりの理解	実践講座以降の活動事例と課題について解決策を検討
場所・時期	山形市 6月22日(木) ・23日(金)	山形市 7月22日(土) 米沢市 7月23日(日) 新庄市 7月29日(土) 庄内町 7月30日(日)	山形市 8月17日(木) 新庄市 8月18日(金)	山形市 8月23日(水) 9月22日(金) 10月27日(金)	山形市 8月～11月 庄内町 8月～10月	山形市 12月5日(火) ・6日(水)	山形市 1月16日(火)	山形市 3月1日(木) 庄内町 3月8日(木)
包括職員	→			→			→	
行政	→							
生活支援コーディネーター		→						
一般住民		→			→			→

(出所) 山形県資料

(3) 専門的な知見・資金面のバックアップ

相談対応やアドバイザー派遣

- 生活支援コーディネーターや協議体メンバーが活動を進める中では、勉強会やセミナーで取り組みのコツや他地域の事例を教えてほしい、日々の実践に関して助言がほしい、協議体で行う会議やワークショップで外部の人にファシリテーションをしてほしいといった場面がたびたび登場します。
- こういった要望に応えるしくみとして、相談対応やアドバイザー派遣は有効です。都道府県の推進チームに参加しているアドバイザーグループのメンバーが、電話やメールで相談に応じたり、現場に足を運んで情報提供や助言を行います。
- 都道府県の役割としては、まずは協力してもらえるアドバイザーグループを組成することがあります。その上で、市町村からの依頼でアドバイザーを紹介するだけでなく、進捗が遅れている市町村に対してアドバイザーの活用を提案することも大切です。

事例 研修時にアドバイザーの一覧を配布(長野県)

- 生活支援コーディネーターや行政職員の研修の際に、研修の講師を含めたアドバイザーの一覧を配布し、相談したい場合に直接コンタクトを取れるようにしている。
- アドバイザーの連絡先に加えて日頃の活動分野を記載しており、アドバイザーの得意領域が伝わるようにしている。体制整備事業の課題は幅広いため、強みの異なる複数のアドバイザーを揃えて対応している。
- 県はアドバイザーの紹介を行い、派遣予算費用は市町村が負担する方式を採用している。

所属	氏名	連絡先	日頃の活動分野
			中央研修内容以外で伝達可能な事項等
所属法人等の名称			日頃の活動分野などを記載

(出所) 長野県資料

事例 アドバイザー派遣・事例集作成・事例報告会等への支援をセットで実施(高知県)

- 中山間地域の3自治体に対して、全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）に委託して、地縁などこれまでの活動を活かした生活支援体制整備時の実施の支援を行っている。
- 今年度の事業で実施した内容を、中山間地域での生活支援体制整備事業の実施事例として事例集に取りまとめる予定である。平成28年度のCLCが発行したテキストに、県内の具体的な事例を差し込んだ形をイメージしている。事例集は県内の社協や市町村、コーディネーター向けに配布する予定である。

生活支援体制整備事業を進めるために

高知県

2018年3月
発行：高知県地域福祉推進協議会
編集：全国コミュニティライフサポートセンター
デザイン：中野 幸太郎

【高州郡高橋町】
県中西部に位置。地勢的には中山間地から山間地への移行地域とされる。仁淀川・高野川・藤原川が合流する盆地の平野部を中心市街地を形成。人口6761人、世帯数2809世帯、高齢化率44.7%（2018年2月末時点）。生活支援体制整備の実施時期（予定）→2018年4月

【高岡郡佐川町】
県中西部に位置。町域は1954～55年（昭和29～30年）に合併した旧町村単位の5地区（佐川、斗賀野、尾川、高岩、加茂）に大別される。人口1万3048人、世帯数6102世帯、高齢化率37.9%（2018年2月末時点）。生活支援体制整備の実施時期（予定）→2018年4月

【香川郡仁淀川町】
県北西部、仁淀川上流域の山間部に位置する。2005年に旧高岡郡池川町および高川村と高岡郡都仁堂村が合併し、現在の仁淀川町となった。人口6508人、世帯数3025世帯、高齢化率53.6%（2018年2月末時点）。生活支援体制整備の実施時期（予定）→2018年4月

1 なぜ地域づくりが大切なのですか？01-02p
2 地域づくりは、何から始めたらいいのですか？03-06p
3 地域づくりのなかで、生活支援をどう進めたらいいですか？07-10p
4 話し合いをどのように進めたらいいのですか？11-14p

高知県 CLC

(出所) 高知県資料

コラム アドバイザーとしての関わり(さわやか福祉財団)

体制整備事業では、皆で共に考えるプロセスを共有し、共感を育み、助け合いの推進につなげていくという地道な作業、従来とはまったく違う進め方が、市町村に求められます。

この事業のアドバイザーは、いわば地域づくりへの道案内役といえます。ただし、選ぶ道はいくつもあります。関連知識や制度の内容理解はもちろんのこと、絆づくり・助け合いづくりの視点から選択のコツをアドバイスし、自分たちで考えていくためのヒントとなる実践例やノウハウ・プログラムを例示していきます。進む道の課題を整理し、目標を明確にして取り組みを支援します。関わり方としては、都道府県のアドバイザー制度による総合的な支援から、実践アドバイザーとして、都道府県・市町村の実情に合った形で個別に対応する支援など様々あります。以下は主な参考例です。

(1) 都道府県レベルでの戦略づくりと実践の支援

生活支援コーディネーター・協議体の効果的な取り組み支援を目的に、年間を通じて必要な内容やその実施時期・対象の検討、具体的なプログラム内容作成など、全市町村への推進体制強化の取り組みを計画の段階から総合支援

(2) 生活支援コーディネーターや市町村職員・関係者向けの研修等の支援

生活支援コーディネーター養成研修・フォローアップ研修、市町村担当職員・管理職向け研修、情報交換会、助け合い視察ツアー、協議体関係者への勉強会や庁内連携会議の開催等を支援

(3) 住民への働きかけ支援

制度理解や地域参加を働きかける住民フォーラム及び勉強会を組み合わせたプログラムの提供、県域でモデルとなるワークショップ企画・実践等の支援

(4) 活動・サービスの立ち上げや運営の支援

居場所(集いの場)、無償・有償ボランティア活動、地縁での近隣活動等、地域で必要な助け合いの活動について、設立・運営手法を含む勉強会・講座の支援

【3つの段階を意識した進め方】

地域づくりというと、「漠然としていて何にどう手を付ければよいかわからない」という声をよく聞きます。体制整備事業を活用して地域づくりを進めるには、市町村の取り組み状況を大きく3つの段階(ステップ)に整理して考えることが大変有効です。

①基盤整備(第1層・第2層生活支援コーディネーター・協議体の基盤づくり)

②ニーズと担い手の掘り起こしとコーディネート(地域資源の把握とマッチング等)

③生活支援コーディネーター・協議体による地域の課題解決(助け合いの創出・充実、ネットワーク)です。それぞれの段階に照らして実情を把握し、課題を整理し、展開する目標を明確にして取り組みます。

最初の基盤づくりから、いかに住民が参加した形になっているかが、将来に向けての助け合いづくりに大きく影響していきます。時間がかかる取り組みだからこそ、目指す目標をしっかりと見据え、そして、住民の皆さん自らが参加したい、楽しいと思えるような働きかけの工夫を共に考えながら実施しています。

中間支援組織を柔軟に活用して、都道府県の市町村支援の取り組みにぜひ役立てていただければと考えます。「このまちに住んでいて良かった」、そんな笑顔が全国に広がることが、アドバイザーの役割を担う中間支援組織の一番の喜びです。

(公益財団法人さわやか福祉財団理事長 清水 肇子)

コラム アドバイザーとしての関わり(全国コミュニティライフサポートセンター)

まずは、その市町村がこれまで積み上げてきた取り組みを見聞きしながら、行政の担当者や生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とのコミュニケーションを深めるとともに、自治会長・行政区長、民生委員など地域の住民リーダーから活動状況を聞いたり、高齢者サロンや介護予防教室などに参加する住民のふだんの暮らしぶりに触れたりするところから、市町村や地域、住民との関わりは始まる。

そこで気づかされることは、生活支援体制整備事業が始まるずっと以前から、自分の市町村、自分の暮らす地域、自分たち自身の暮らしを豊かにするため、多様な取り組みがなされてきたことだ。その意味で、生活支援体制整備事業で何か真新しいことを始めるのではなく、これまでの暮らしぶりや活動・事業で、既に気に掛け合ったり、見守り合ったり、支え合ったりといった住民同士の関係が築かれていて、そのなかで住民相互の「生活支援」も行われていることに気づけるよう取り組みの「意味づけ」をしたり、それを「共有」することで意味が理解できるよう「意識化」を図ったりしている。

比較的容易にこれらを進める手法として、住民の暮らしぶりを発見して（「ないもの・できていないこと⇒課題探し」ではなく「あるもの・できていること⇒お宝探し」）、それを広報紙などの印刷物で「見える化」して、発表会などを通じて「見せる化」する「お宝探し講座＋お宝発表会」を開催する市町村が、全国で広がっている。こうした一連の講座・発表会は、参加した住民や関係者が、生活支援コーディネーターの役割や協議体の意味と意義を共有する場にもなっている。

（参考）Youtube 宮城県山元町発! 『お宝探しからはじまる地域づくり実践ガイド』

宝物自慢大会の開催マニュアル（宮城県山元町）

http://www.clc-japan.com/research/2016_01.html

（特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター
理事長 池田 昌弘）

活動団体への支援

- 支え合いに取り組む活動団体の立ち上げや継続的な運営にあたっては、広報や会議の運営方法などのノウハウが不足していることが課題となる場合があり、担い手・場所・資金の確保や活動の強化などが必要となります。
- このような活動団体の運営基盤強化は、都道府県圏域における幅広い人的資源を強みとして、推進チームの活動や施策を活かしながら取り組むことが効果的です。新しく支援を立ち上げるだけでなく、活動団体が既存の支援を知って活用できるように情報を整理して提供することも重要です。
- 支援の方法としては、資金面に限らず、活動団体と中間支援組織や活動団体同士のネットワーク構築、住民への普及啓発をうながす方法もあるので、活動団体のニーズをとらえながら支援方法の選択肢を広げたり集約していくと良いでしょう。

事例 東京ホームタウンプロジェクト(東京都)

- 東京ホームタウンプロジェクト（事業名：多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進）は、地域包括ケアシステムの構築に資する住民主体の地域づくりを支援する事業。東京都、認定NPO法人サービスグラント、NPO法人コミュニティビジネスサポートセンター、株式会社エンパブリック、東京都社会福祉協議会が連携して実施している。
- 支援内容としては、「地域福祉団体の運営基盤強化（プロボノ活用）」と、「担い手・活動の創出支援（行政・社協・包括などへのセミナー・伴走支援）」が柱となっている。



目的 東京の強みである活発な企業活動、豊富な経験と知識を持った多くの人たちの力を活用し、地域包括ケアシステムの構築に資する「地域貢献活動」を活性化

取組

1 地域福祉団体の運営基盤強化

ビジネススキルや専門知識を活かしたボランティア活動である「プロボノ」により、地域貢献活動を展開している団体に対し、運営活動面からの支援を提供

- ・長期プロジェクト（3～6か月）
- ・短期プロジェクト（1日）

2 新たな担い手・活動の創出に向けた支援

地域福祉の担い手や新たな活動を創出するため、各地域において中間支援を行う区市町村、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の取組を支援

- ・セミナーの開催
- ・伴走支援の実施（個別相談10地区、現地訪問支援5地区（重複あり））

3 Webサイトによる情報発信

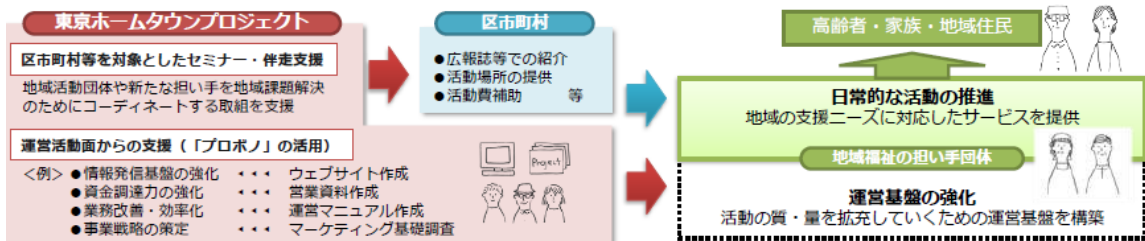
NPO法人や元気な高齢者など多様な主体による地域貢献活動の情報を発信

- 進捗状況をリアルタイムに更新、課題解決のモデルケースを提示
- 幅広い世代や多様な分野の人が興味を持てるコンテンツ

4 総括イベントの開催

東京ホームタウンプロジェクトの取組のうち、特に優れた事例を紹介するなど、本事業の成果を発信

企業人や元気な高齢者に対し、広く地域貢献活動への参加のきっかけを提供

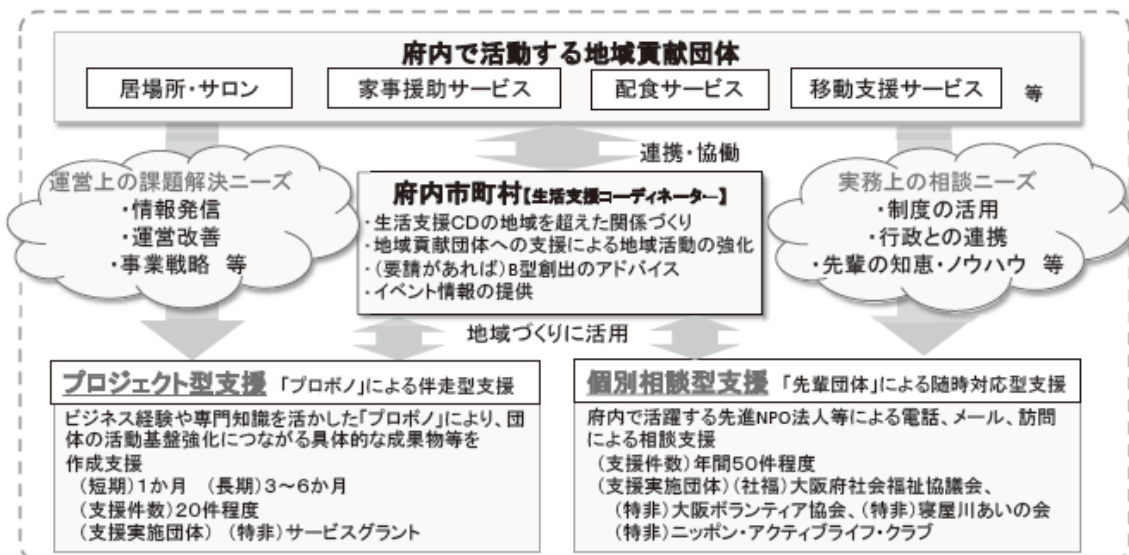


（出所）東京都資料

事例 住民主体の活動を立ち上げるための相談窓口の設置(大阪府)

- 大阪府では若手からシニアまでオール大阪で住民主体(支え合い)による地域包括ケアシステムの構築を目指すプロジェクト「大阪ええまちプロジェクト」を実施している。
- 具体的には、地域で「住民主体型サービス」の創出に向けて取り組もうとする地域貢献団体に対して「プロジェクト型支援」と「個別相談型支援」を行っている。
 - 「プロジェクト型支援」では、ビジネスの経験や専門知識を生かしたプロボノ(仕事上で得た知識や経験、技能を、社会貢献のため提供するボランティア)による伴走型の支援を行っている。
 - 「個別相談型支援」では、大阪府内で活動している先進 NPO 法人等による個別の電話やメール、訪問での相談を行っている。

大阪ええまちプロジェクト～住民主体型サービスの創出支援～



(出所) 大阪府資料

補助制度

- 市町村、生活支援コーディネーター、協議体、支え合いの活動団体などが取り組みを行う際、運営資金を必要とする場合があります。特に活動拠点の整備や活動のモデル実施などの新しい取り組みは、設備投資やノウハウを蓄積するまでの試行錯誤があることから、経済的な支援を必要とします。
- その際、都道府県として、そのような取り組みを創出したり、他の地域に横展開したりする取り組みが必要と判断すれば自ら補助制度を設ける方法があります。その他、資金以外にも現物を提供する（例えば公共施設の活用）、国の制度で活用できそうなものを紹介する方法もあります。

事例 モデル事業における研修・会議開催や拠点整備などに対する補助(埼玉県)

- 研修・会議開催や拠点整備などに対する補助として、1市町村あたり約600万円の補助金を出している。用途は体制整備事業の推進に役立つものであれば特に規定はしておらず、各市町村が判断している。
- モデル事業を行った川島町では、参加者のモチベーションアップ及び結束を固めるねらいで小学校圏域の住民グループ(第2層協議体相当)毎に色の異なるTシャツを作った。平成29年度最終回の「地域の話し合いの場」では、全参加者がTシャツを着用し、一体感のある話し合いとなった。



(出所) 埼玉県資料

今後取り組みたい支援策(都道府県アンケート調査より)

- 自立支援型通いの場普及事業：専門職による住民主体の通いの場における総合的な介護予防プログラムを作成・実践する。
- 高齢者等生活支援サービス基盤整備事業：県内に地域住民が主体となって運営する生活支援・介護予防のための居場所づくりを支援するための立ち上げ資金を補助する。また、運営する担い手を養成するとともに、生活支援コーディネーターのスキルアップを図る。
- 高齢化の進行及び認知症免許返納者などに対する移動外出支援策
- 通所への参加が自立で困難な者のための住民互助による通所付添活動の普及促進：モデル市町村へのアドバイスを中間支援組織と連携して実施

(4) 普及啓発・参画促進

情報誌や Web による情報発信

- 日常の支え合いや支え合い活動、生活支援コーディネーターや協議体、市町村などの活動内容や工夫は、実践を重ねる毎に積み重なっていきます。その情報をタイムリーに発信し、同じような悩みを抱えている、あるいは新たな活動を検討している人たちに共有することで、すぐに実践に活用できます。
- 活動を見える化してまとまった形で伝えることは、活動に携わる人にとって自分たちの活動の振り返り・評価につながります。また新たな参画のきっかけにもなります。
- 情報誌や Web などのツール作成は個々の市町村や活動団体にとって負担が大きいことから、都道府県が推進チームと連携しながら取りまとめる、ツールの雛形を提供する、情報を各自が掲載できるウェブサイトを用意するといった支援を行うと良いでしょう。

事例 多様な主体による活動の情報発信(東京都)

- 元気な高齢者や企業に務める人などに対して地域貢献活動に参加するきっかけを提供するため、多様な主体による地域貢献活動の情報をウェブサイトで発信している。
- 幅広い世代や多様な分野の人が興味を持てるコンテンツにするとともに、進捗状況をリアルタイムに更新している。

東京都福祉保健局
いくつになっても、いきいきと暮らせるまちをつくる
東京ホームタウンプロジェクト
TOKYO=HOMETOWN PROJECT

サイトマップ | 都庁総合トップ
お問い合わせ

文字サイズ 大 中 小

東京ホームタウンプロジェクトとは プログラム紹介 参加するには? 支援実績 東京まちかど通信

東京ホームタウンプロジェクトとは?
コンテンツは、有効なセキュリティ証明書により署名されていないため、ブロックされました。

2025年の東京をつくる
東京ホームタウンSTORY

東京ホームタウンプロジェクトの支援先、参加者、協力団体などを紹介します。

高齢者に安心と生きがいを届ける地域コミュニティとつながる商店街

大田区 マーケティング基礎調査
新橋区 マーケティング基礎調査

東京の地域づくりの知恵と出会いが集合!
東京ホームタウン大学
東京ホームタウンプロジェクト2017年度総括イベント
2.24 2018 明治学院大学 白金キャンパス 要事前参加 無料 山崎亮氏

最新情報
2018.02.23 音声読み上げシステム一時利用停止のお知らせ
2018.01.31 「お元気さん通信」VOL.14を更新しました。
2018.01.17 「お元気さん通信」VOL.13を更新しました。
> 最新情報一覧へ

Facebookページ 「いいね!」をお願いします!

東京まちかど通信
わたしの時間

http://hometown.metro.tokyo.jp 東京ホームタウン 検索

(出所) 東京ホームタウンプロジェクト ウェブサイト

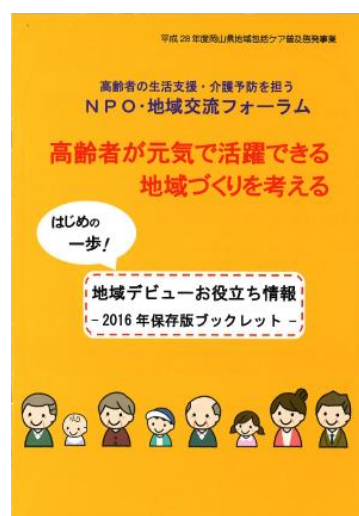
事例 通いの場や地域デビューお役立ち情報を紹介するブックレットの作成(岡山県)

- 体制整備事業はイメージが抽象的になりがちだが、その状態で会議やワークショップを行っても議論が空中戦となり、結論が出ないことが懸念される。そのため県としては市町村や住民、関係団体に対して、県内に実在する活動を紹介することで具体的なイメージを持ってもらうことを重視している。
- 具体的には、高齢者の生活支援・介護予防を担う NPO・地域交流フォーラムと連動させて、県内に存在する通いの場や地域デビューお役立ち情報を紹介するブックレットや、NPO などが活動発表を行うフォーラムを映した DVD の作成・配布を行っている。

<通いの場の紹介ブックレット>



<地域デビューお役立ち情報のブックレット>



<高齢者の生活支援・介護予防を担う NPO・地域交流フォーラム 動画 DVD・資料 CD-R>



(出所) 岡山県資料

事例 情報誌「MIYAGI まちづくりと地域支え合い」の発行(宮城県)

- 宮城県内外の生活支援コーディネーター及び協議体の取り組みを発信しながら、住民や専門職・関係機関の意識を高め、最後まで住み慣れた地域で暮らし続ける社会づくりを目指して、「MIYAGI まちづくりと地域支え合い」を2015年11月に創刊。
- 県内市町村の情報のほか、県外の情報、生活支援コーディネーターの仕事と工夫の実際、情報交換会の報告などを掲載している。

※バックナンバーは下記からダウンロード可能

http://www.clc-japan.com/sasaeai_m/index.html



(紙面の一例)



(出所) 全国コミュニティライフサポートセンター(事業委託先)ウェブサイト

セミナーや講座の開催

- 住民主体の支え合い、地域づくりを推進するには、限られた人だけが関わるのではなく、より多くの住民や多様な人・組織が趣旨に共感し、参画する人・組織の輪が広がるような働きかけを行っていくことが重要です。
- 都道府県民としての住民や、市町村域を越えて活動している専門職団体、事業者団体、企業などに対しては、市町村と協力しつつ都道府県としてもセミナーや講座を開催し、参画するきっかけを増やしていくことが望まれます。

事例 介護予防交流フォーラムや市民公開講座の開催(岡山県)

- 岡山県では多様な担い手の参画促進を目的に、県民向けフォーラムを毎年度開催している。このフォーラムは県内の NPO 団体で実行委員会を組織し、企画・運営に参加する方式で実施している。
- 実行委員会を組成することで、生活支援や介護予防の活動を行う NPO の県内のネットワーク化につながっているほか、新たに活動を始める団体の立ち上げ等へのアドバイスを行うなどの動きが出ている。
- NPO が機動的に動くことにより、生活支援コーディネーターや協議体の弱い部分（実践経験が乏しいため具体的な助言ができないなど）のサポートにつながっている。
- 県民全体に意識を持ってもらったり働きかけたりするのは県の仕事であり、県が県内全体の住民活動の土壌を整えることで、市町村はそれぞれの地域での活動を展開しやすくなると考えている。



(出所) 岡山県資料

事例 アクティブシニア向けセミナーの開催(北海道)

- 団塊の世代を中心とした元気で活力のある高齢者等が、地域社会に積極的に参加できるよう、助け合い活動やネットワークづくり等を内容とするセミナーを開催している。総合事業の「多様なサービス」の担い手として活躍できるきっかけづくりを目指している。
- 道から道社協に委託して実施している。平成 28 年度は全道 12 ヶ所で開催し、2,060 名が参加した。
- 講師は、道社協職員、さわやか福祉財団インストラクター、各総合振興局の社会福祉課職員が担当している。

5. 体制整備事業の推進に役立つ豆知識

- 本章では、主な助け合い活動・生活サービスの概要や、体制整備事業に関する文献・ウェブサイトなどを取りまとめて紹介します。

(1) 助け合い活動・生活サービスの基礎知識

出所：シリーズ 住民住体の生活支援サービスマニュアル〈全7巻〉（2015年9月～2016年4月発行・全国社会福祉協議会）

見守り支援活動

第2巻 身近な地域での見守り支援活動（2015年12月発行・全国社会福祉協議会 地域福祉部 編）

見守り支援活動とは？

- 見守り支援活動とは、身近な地域の中で住民同士が訪問や声かけ、ちょっとした手伝い等を行うものです。自然発生的なご近所同士の声のかけ合い、気づかひを、より取り組みやすく、一歩踏み込んだ支え合いにするために、必要最低限のルールや仕組みを決めて取り組むもので、助け合い活動の基本形ともいえます。
- 見守り支援活動では、あらかじめ支援を必要としている人、見守りを頼みたい人を特定し、担当する担い手（活動者）を決めて、声かけや安否確認を行ったり必要に応じて簡単な手伝い等を行ったりします。見守り支援活動は、対象となる本人の同意の上で行われることが大前提であり、「見守り支援台帳」「お互いさまカード」などとして本人の同意のもとに整備し、管理する取り組みも行われています。
- 見守り支援活動は、住民が主体となってすすめるものですが、担い手が安心してより効果的な活動ができるよう、専門職や専門機関と連携し、ネットワークを作って取り組むことが重要です。

図2 ● 助け合いによる見守り支援活動

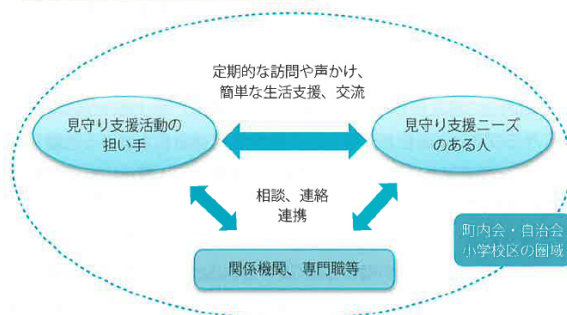
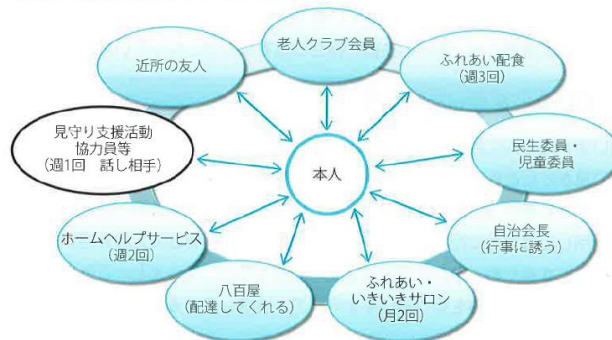


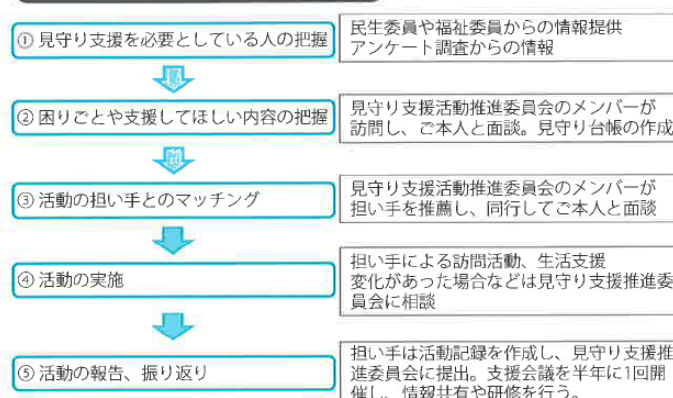
図 5 ● 見守り支援のネットワーク



立ち上げの流れ

- 見守り支援活動は、町内会・自治会や小学区のような小地域圏域で行われることが多く、ニーズの把握もこうした身近な地域をベースに行うことが効果的です。
- 活動の開始にあたって、地域にどのような課題があり、どのような活動が必要とされているのか、見守り支援活動を通してどのような地域づくりをしていくのかを話し合い、めざす姿を仲間と共有することが重要となります。
- 見守り支援活動をすすめる体制は、地域の状況に合わせてつくっていく必要があります。既存の組織が担う場合もあれば、既存組織に所属する有志がボランティアグループを新たに組織して活動体制をつくる場合もあります。NPO、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設等が支援体制を取ることもあります。同じ地域で、見守り活動を行っている団体やサロンを行っているグループと十分に連携して支援にあたっていくことが大切です。
- 見守り支援の活動を具体的に実施するため、活動の流れや活動の進め方に関するルール、役割分担などを決めます。最初から完全な形ではなくても、すこしずつ改善していけば良いです。見守り支援活動の担い手の確保は、活動を構想する段階から並行して取り組みます。
- アンケート調査や訪問聞き取り調査等を通して、見守り活動のニーズ把握を行います。それぞれの人の状況を具体的に把握して、個別の見守り方法を検討していくことが必要となります。

図 12 ● 見守り支援活動の流れ (例)



見守り支援活動のポイント

- 見守り支援活動はあくまでも住民同士の「お互いさま」の活動であることを基本に、専門サービスにゆだねることは、他のサービスにつなぐなど、無理のない範囲で取り組んでいくことが大切です。
- 見守り支援活動を継続的なものにしていくためには、個々の活動だけではなく、そこでの気付きや情報、経験をもち寄り地域の課題として話し合う場をつくることがとても大切です。こうした場での情報の共有や話し合いを通じて、担い手だけではなく活動に関わる関係者の意識やスキルの向上が図られるとともに、地域での住民主体のささえ合いに関する共通認識がつけられ、対応力も上がっていきます。
- 地域には、助け合い活動を行う様々な団体や組織があり、見守り支援活動の実施にあたっては、それらの団体などと連携することがあります。また、民生委員や児童委員といった、福祉ニーズや福祉活動に対して深い知識、見識を持った人もいます。お互いに協力してより効果的な連携方法を考えていくことが求められます。

さらに詳しく知るには？

住民主体の生活支援サービスマニュアル

第2巻「身近な地域での見守り支援活動」

著 者：全国社会福祉協議会 地域福祉部 編

発 行：全国社会福祉協議会

発行年月：2015年12月



居場所・サロンづくり

第3巻 居場所・サロンづくり（2016年3月発行・公益財団法人さわやか福祉財団 編）

居場所・サロンとは？

- 「居場所・サロン」とは、地域の人々が交流を目的として集まる場所のことです。「居場所」というのは、人が気兼ねなく自分を開放してくつろげる場所、あるいは、自分がそこに居るということを誰からも認められている場所という意味です。「サロン」は全国社会福祉協議会が平成6年に「ふれあい・いきいきサロン」を提案した時から使ってきた表現で、人が楽しみを求めて交流する場所という点に重点があります。「居場所・サロン」に該当するものとしては、「通いの場」、「コミュニティカフェ」などがあります。
- 「居場所・サロン」は人が交流するための活動の「場所」です。その「場所」は、交流目的専用には用いられる必要はなく、集会所や公民館、多目的ホールのように、一定日時に交流目的に使用されるものであれば、それ以外の目的に使用される場所であっても「居場所・サロン」になります。また、「居場所・サロン」の運営者に資格は必要ありません。
- 戦後の経済発展や住まいの変化、人口構造や家族構成の変化に伴い、かつてあった近隣で助け合う関係や、人と人とのつながりがどの地域においても希薄になっていきました。そういった社会において、高齢者の孤立や孤独死などの問題も起こり始めたことから、地域の支え合いを広げて、みんなで受け入れあい助け合う地域をつくるために、「居場所・サロン」づくりが始まりました。
- 「居場所・サロン」は地域性や始めたい人の希望により、形も取り組む内容も様々です。さらに「居場所・サロン」を訪れる人によって、進化していくところもあります。

立ち上げの流れ

- 「居場所・サロン」の立ち上げにあたっては、「ひと」、「もの」、「おかね」、「情報」の4点から多様な事例を参考に検討します。「あなたの行きたい場所はどんな居場所ですか？」実はそこから考えてみることも大切です。次にその居場所は、誰を対象としたどんな「居場所・サロン」なのか、何のためかという「理念」を考え、中核になる仲間と共有します。
- 計画を過度に考えすぎないように、「ひと」、「もの（場所・物品等）」が決まったら「まずは集まってみよう」と始めてみるのも一つの方法です。始めることによって、いろいろな人が情報や得意分野をもって集まります。「こんなことがやってみたい」「これを使ってほしい」など、来ている人の声や智慧や力を活かしていくと活動が広がっていきます。集まる人から「ひと」、「もの」、「おかね」、「情報」と集めていくこともできます。
- 事務局については、資金管理など運営に透明性をもち、地域の信頼を得られるようにすることが重要ですが、必要以上に手間はかけず、来た人たちが居心地よく過ごせることをリーダーと中核メンバーは心がけて運営していくことが大切です。
- 実際に「居心地の良さ」を実感してもらえることが大切です。「また行ってみたい」「ま

たあの人に会いたい」「行ってみるといいよ」とリピーターが増えていきます。

- 運営して行く上で必要なものは購入することもできますが、地域住民や地域の企業などに目的等をしっかり伝え、必要な物品を提供してもらえないかどうか、呼びかけてみるのも一つの方法です。地域みんなの「居場所・サロン」であることを周知することにつながり、地域住民や企業の参加協力など、応援者が増え、継続した運営につながるきっかけになります。

居場所・サロンのポイント

- 様々な人たちが自由に入出入りする「居場所・サロン」を運営していくうえで、約束事も（ルール）も必要になりますが、なるべく最小限にすることが、参加者の心を自由にし、より人と人との心地よい関係をつくることにつながります。
- 「居場所・サロン」では、「お客様にしないこと」、誰もが助け・助けられている状態、お互いさまの対等な関係をつくるのが大切です。「いない人のうわさ話をしない」「プライバシーを聞き出さない」「あの人だれという目つきをしない」など、「仲良しクラブ」にせず、居心地の良い空気感をつくるのが大切です。このフラットな関係性は、人と人とが出会い、気かけ合う、助け合う活動を生み出します。高齢者の介護予防にとどまらず、障がい者の社会性の向上、高齢者等の精神的自立やいきがづくり、引きこもりや孤独氏の予防、子ども的人間力向上、商店街の活性化、安全・安心な町づくりなどさまざまな助け合い活動が生まれることが期待できます。

さらに詳しく知るには？

シリーズ「住民主体の生活支援サービスマニュアル」
第3巻 居場所・サロンづくり
著 者：公益財団法人 さわやか福祉財団 編
発 行：全国社会福祉協議会
発行年月：2016年3月



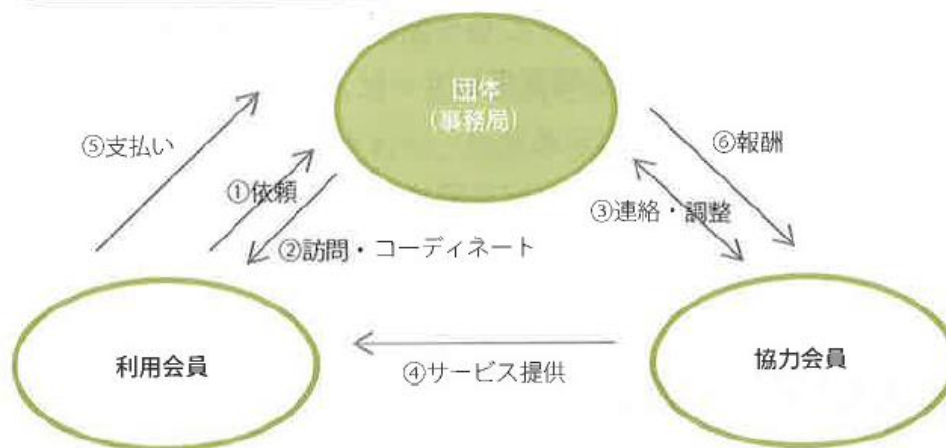
訪問型サービス

第4巻 訪問型サービス（住民参加型在宅福祉サービス）（2016年3月発行・住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会 編）

訪問型サービスとは？

- 住民主体の訪問型サービスは、住民が参加して、地域で支援を必要とする人に対して生活支援を行う地域福祉活動です。
- サービスの内容は、主に自宅に訪問して行う、掃除や片付け、洗濯、食事作りなどのお手伝い、介護、話し相手や見守り、外出の付き添いや買い物の支援などがですが、介護保険制度をはじめ、既存の制度やサービスでは補いきれない住民の多様なニーズにきめ細やかに対応できることが特徴です。
- 住民主体の訪問型サービスでは、多くの場合、会員制度をとっています。サービスの利用者（利用会員）だけでなく、担い手（協力会員）も共に会員となっているのが特徴です。住民同士が「助けられたり、助けたり」というお互いさまの関係性をつくることをねらいとしています。
- 訪問型サービスは、小規模なボランティアグループ、地区社会福祉協議会等の地縁を基盤にした組織、NPO法人、社会福祉協議会や生活共同組合、農業共同組合を母体にした組織など、様々な形の組織によって運営されています。
- 運営団体が、利用会員から利用したいサービスについて連絡を受けると、団体のスタッフの一員である「コーディネーター」が利用会員を訪問するなどして、必要なサービスの内容や日時を確認し、サービスを行うことができる協力会員に連絡をとります。協力会員が承諾すると、マッチングが成立し、協力会員は利用会員に対して決められたサービスを提供します。利用者はサービスを利用した時間によって料金を支払い、協力会員は提供したサービスに応じて報酬を受けとります。まったくの無償ではなく、一定程度の費用を負担することにより、気兼ねなくサービスを利用することができます。

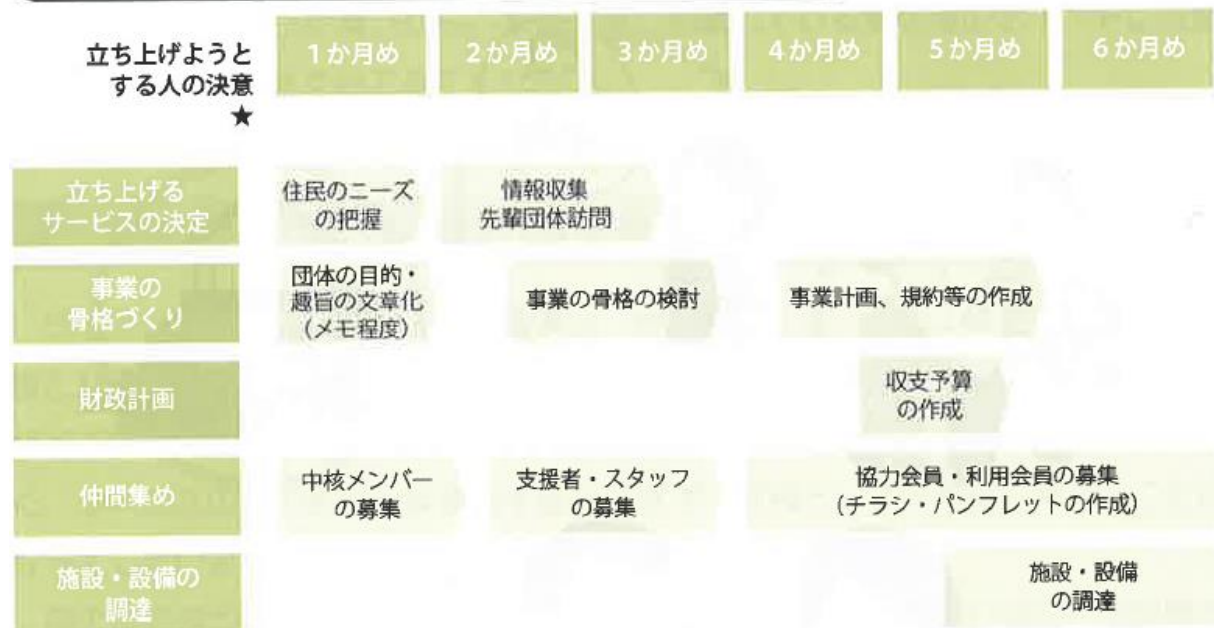
図表1 ● サービスとお金の流れ



立ち上げの流れ

- 住民参加型の訪問サービスの立ち上げは、提供するサービスの決定、事業の骨格づくり、財政計画、仲間集め、施設・設備の調達という項目ごとに考えると、スムーズに企画がすすみ、漏れなく準備をすすめることができます。

図表5 ● 訪問型サービスの団体を立ち上げる流れのめやす



- 住民主体の訪問型サービスの立ち上げにおいては、ニーズの把握と中核メンバーの募集が第一歩となります。地域のニーズは、地域の特性（人口の規模、都市部か地方か、気候等）によって異なります。誰か一人のニーズは、地域の他の人にとってのニーズであることも多くあります。「地域の課題を何とかしたい」と思っている人を何人か集め、それぞれが知っているニーズを出し合えば地域全体のニーズも見えてきます。具体的なニーズが見えることで賛同する仲間が集まり、そのメンバーの知見からまた別のニーズを発見するというように、ニーズの把握とメンバー集めは並行して行います。
- 地域にすでにあるサービスを調べたり、既存の団体から直接話を聞いたりすることも有効です。サービスを立ち上げ・継続していくうえで、先輩団体としての立場から教わったり、連携・協力してサービスを提供するきっかけにもなります。
- 要支援・要介護者の状況や介護保険サービスの提供状況、新しい総合事業への取り組み、地域福祉計画など、自治体や社会福祉協議会の支援状況も調べておきます。特に地域包括ケアシステムに対する考え方などは住民主体の訪問型サービスにも大きく影響します。

住民参加型の訪問サービスのポイント

- 住民参加型の訪問サービスの立ち上げにあたって、最も大切な要素は仲間集めです。目の前の協力会員だけでなく、地域の住民から広く担い手を見出し、住民同士が協力して上手にサービスを提供していく工夫が不可欠です。
- 活動をはじめて2～3年経つと、地域の人々が直面している課題も少しずつ変化します。従って、現在の利用会員の声はもちろんのこと、サービスを利用していない地域の人々の声もできる限り把握し、地域にある課題の発見に努めることが重要です。
- 「思い」を実現するためには、利用会員に対して継続的にサービスを提供できなくてはなりません。団体を運営していくにあたっては、「思い」を持ち続ける一方で、仕組みを維持・継続していくという冷静な経営視点を持つことが重要です。

さらに詳しく知るには？

シリーズ「住民主体の生活支援サービスマニュアル」
第4巻 訪問型サービス（住民参加型在宅福祉サービス）
著 者：住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会 編
発 行：全国社会福祉協議会
発行年月：2016年3月



食事サービス

第5巻 食事サービス（2016年4月発行・一般社団法人 全国老人給食協会の編）

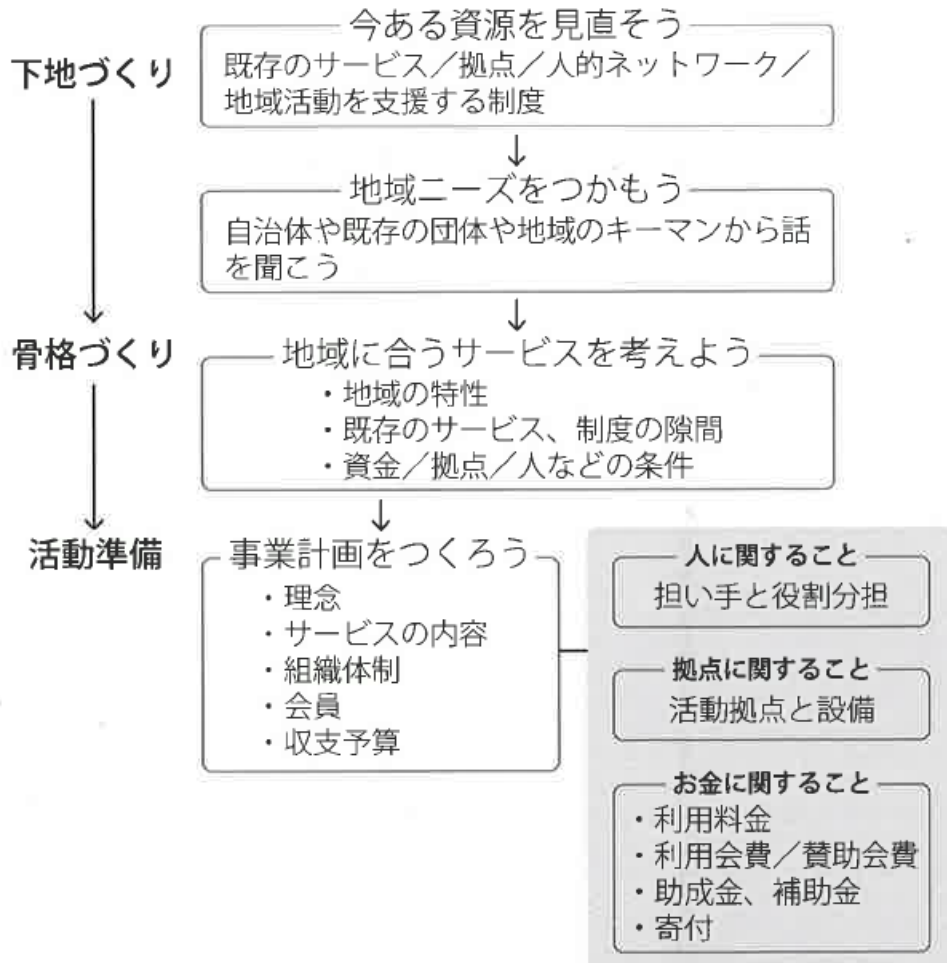
食事サービスとは？

- 食事サービスは、高齢や障害、病気といった事情により食生活に困っている人や、一人暮らしで人との交流の機会が少ない人が住み慣れた地域で在宅生活を続けられるように、地域住民が「食べること」を中心に支援を行う助け合い活動です。任意団体や NPO 法人、社会福祉協議会や社会福祉法人などによって各地で取り組まれています。
- 地域で行われる食事サービスは、一般的な市場サービスのように「サービス提供者」と「利用者」との関係が固定的でないのが特徴です。調理技術がない人でも、小学生から高齢者までそのどこかに楽しく参加でき、配膳やお茶入れなど自分ができることで利用者側も担い手になることができます。担い手だった人が高齢になって利用者になるなど、活動を通じて地域で長い付き合いの人間関係ができるのもこの活動のメリットです。
- 食事サービスは、集会所などの施設に集まって一緒に食べる「会食サービス」と、利用者の家まで食事を届ける「配食サービス」の二つに大分されます。そのほか、食事に加えて介護予防のためのプログラムを提供するミニデイサービスやサロン、調理の技術のない高齢男性などを対象とした料理教室、気が向いたときに居場所として利用できる「コミュニティレストラン」の取り組みも増えています。

立ち上げの流れ

- 食事サービスの立ち上げにあたっては、まずサービスを始める地域の資源を調べ、地域ニーズが把握できると、やろうとすることの形が見えてきます。事業の骨格が決まったら、組織体制づくり、施設や設備の調達、財政計画と具体的に準備をすすめた後、利用者募集や献立調理、配達など運営面での整備を経てサービスがスタートします。
- 地域のニーズは、行政や社会福祉協議会の窓口、民生委員・児童委員や町会、自治会等の地縁型組織、支え合い活動のボランティアグループや NPO が把握している困りごとからつかむことができます。行政は統計等のデータを作成していることが多く、必要とされているサービスを、定量的に優先順位をつけ把握することができます。
- 地域の資源とニーズからサービスのおおまかな骨格が決まったら、具体的な事業計画を作ります。事業計画は、何を、どのように、誰が提供するのか、そして収支の見通しなど、実現可能な具体的な計画を立てることが重要です。

図表7 ● サービス開始までのながれ



- 食事サービスには「調理・配達などの直接サービス提供に関わる部門」（サービス部門・活動スタッフ）と「スタッフの管理、利用者のサービス受付等間接的にサービス提供を支援する部門」（管理部門・事務局）の二つの部門があります。質の高いサービス提供のためにはこの二つがバランスよく機能する必要があります。多くのマンパワーが必要な活動なので、地域に働きかけて活動をいっしょに担う仲間としてボランティアに参加してもらおう工夫をします。

食事サービスのポイント

- 食事サービスは、地域での「お互いさま」という支え合いの気持ちを基盤に、食の支援を必要とする利用者と、地域のために活動したい担い手を結びつけるしくみです。地域内での出会いが積み重なることで、地域のきずなが強まり、見守りや防災など地域全体として取り組むべき基盤づくりにもつながっていきます。
- 食事サービスは、調理や配達・回数、献立の作成など、住民・市民が自分の経験やスキルに合わせて様々な関わり方ができる活動です。高齢者の参加は、担い手自身の老化予防や介護予防としても効果的です。

- 食事サービスでは、食品の衛生管理も大変重要です。一人ひとりが食品衛生を理解し、食中毒、食品事故を起こさないという自覚をもって行動することが必要です。
- 利用者状況調査は安否確認のために大変重要です。担当ケアマネジャーや家族などの緊急連絡先、持病の有無、アレルギーや嚥下障害など食事の内容に関わることを聞き取り、不在時の対応方法などを協議して記録しておきます。重大な個人情報が含まれるので、調査票の取り扱いは十分注意するようにします。

さらに詳しく知るには？

シリーズ「住民主体の生活支援サービスマニュアル」

第5巻 食事サービス

著 者：一般社団法人 全国老人配食協力会 編

発 行：全国社会福祉協議会

発行年月：2016年4月



移動・外出支援

第6巻 移動・外出支援（住民参加型在宅福祉サービス）（2015年10月発行・一般社団法人 全国移動サービスネットワーク 編）

移動・外出支援活動とは？

- 移動サービスは、何らかの理由により移動に困難をともなう人、公共交通機関を使用するのが困難な人に対して、車両を使って外出の支援を行うサービスであり、地域住民による、地域住民のための、車両を使った移動支援の活動を、「移動・外出支援」と呼びます。支援の対象は、外出に困難を感じている高齢者や障がい者のほか、ベビーカーを押しての移動や、人ごみが苦手な知的障がい者や精神障がい者、マイカーを持っていない等の「移動困難者」「移動制約者」になります。
- 移動・外出支援の利用者、料金、車両、しくみ等は多様です。地理的条件や地域住民のニーズに合わせ、できる人が集まって地域にある資源を活用しながらいろいろな仕組みを作り出しています。
- 移動・外出を困難にする様々な要因を取り除くため、移動・外出支援にはきめ細かく、費用負担を抑えながら対応することが求められます。住民参加型の活動は、身近なニーズを把握するという点、柔軟に変化していけるという点、すでにある社会資源を活用することで費用負担を抑えるという点のいずれにも長けています。

移動・外出支援活動の類型

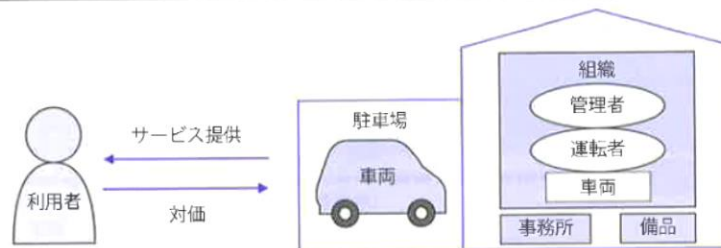
- 移動・外出支援活動の類型は、道路運送法に基づいて整理すると6つの類型に分けることができます。

①完全無償型	利用者が「運送の対価」を金銭的にまったく負担しない状態。もしくは物品や地域通貨・時間預託制度のポイント等のように金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物等により運送の対価を負担する形態。有償の運送に該当しないため、道路運送法上の許可や登録は不要。
②無償運送型	ガソリン代等の実費程度を利用者に負担してもらう形態。送迎にあたって他にも道路通行料、駐車場料金等が発生する場合は、実費の費用として利用者の負担に含んで構わない。有償の運送に該当しないため、道路運送法上の許可や登録は不要。
③介護・家事身辺援助等のサービスとの一体型	介護や家事身辺援助等の有償サービスが提供されていて、そのサービスのなかに車両を使った送迎も含まれている状態。有償の運送に該当しないため、道路運送法上の許可や登録は不要。
④サロン送迎型	主となるサービスに付随して利用者から運送の対価を得ずに行う送迎。有償の運送に該当しないため、道路運送法上の許可や登録は不要。
⑤福祉有償運送型	対象者を介助が必要な高齢者や障がい者に限定し、対価は営利に至らない範囲で、NPO や社会福祉法人等の非営利法人や法人格をもたないものの一定の要件を備えた団体のみが、道路運送法79条による登録をして行う運送。
⑥公共交通空白地有償運送型	交通が不便な地域で、主に住民向けに、対価は営利に至らない範囲で、NPO や社会福祉法人等の非営利法人や法人格をもたないものの一定の要件を備えた団体のみが、道路運送法79条による登録をして行う運送。

立ち上げの流れ

- サービスの種類ごとに手続きやサービス提供に必要な人・物の要件が異なります。
- 「完全無償」と「無償運送」、「サロン送迎」、「介護・家事身辺援助等のサービスの一体型」は、運営協議会での合意や運輸支局への登録といった手続きは不要となります。そのため、準備状況に合わせて速やかに活動を開始することができます。また、組織や管理者、運転者に要件はありません。
- 「福祉有償運送」と「公共交通空白地有償運送」では、まず市町村に有償運送を行いたい旨を相談、運営協議会を開催し協議することを求めます。運営協議会が開催され合意が得られたら運輸支局（もしくは市町村・都道府県）に申請をして登録、それから有償運送の開始となります。また、組織、管理者および運転者に要件があります。

図5 ● サービス立ち上げにあたって必要となる人・物の全体像



移動・外出支援のポイント

- 移動・外出支援は、幅広い関係者に参加意識をもってもらうことが必要です。利用する人、活動を担う人、活動を支援する人が活動の必要性や目的を共有しなければ、少しいことで活動が揺らぎ、維持・継続が難しくなります。
- サービスの軸足は常に生活課題・ニーズに置き、移動・外出に困っている人の生活実態や課題を受け止めて発信することは、支援する人を増やすうえで大変重要です。
- 移動・外出支援はコストがかかる活動です。最初から多くの対象者やサービス内容を設定すると、人・物・お金に無理が生じて運営が立ち行かなくなる場合があります。逆に絞りすぎると潜在的な移動のニーズにはこたえられないこともあります。立ち上げ期は無理せず小さく生んで、2年くらいのスパンで事業を計画したら、あとは走りながら考えることも重要です。

さらに詳しく知るには？

シリーズ「住民主体の生活支援サービスマニュアル」

第6巻 移動・外出支援

著者：NPO法人 全国移動サービスネットワーク 編

発行：全国社会福祉協議会

発行年月：2015年10月

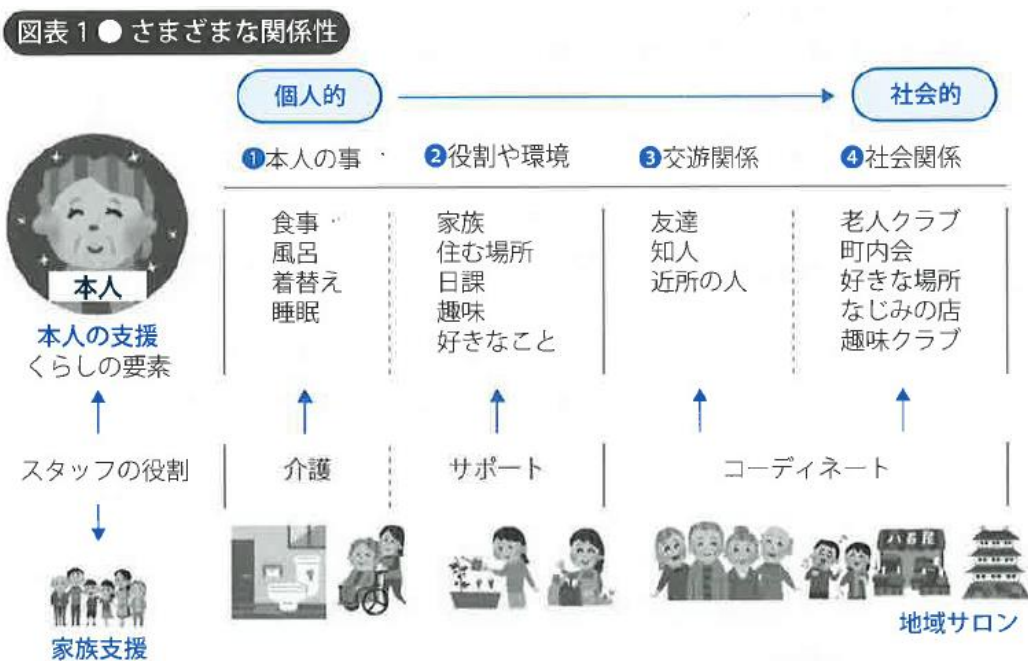


宅老所

第7巻 宅老所（2016年6月発行・宅老所・グループホーム全国ネットワーク 編）

宅老所とは？

- 宅老所は、民家などを活用し、家庭的な雰囲気のなかで、一人ひとりの生活リズムに合わせた柔軟なケアを行っている小規模な福祉拠点です。単に高齢者を預ける場所としてではなく、自宅のような雰囲気で暮らしてほしいという願いをこめて「宅老所」と呼ばれるようになりました。
- 宅老所は、お年寄りや家族の思いに向き合い、寄り添うなかで、その暮らしを連続的に支援しています。一人ひとりの生活を24時間365日連続して支えるために、一つの活動が中心になって、必要に応じて形を変えて「柔軟なケア」を提供しています。



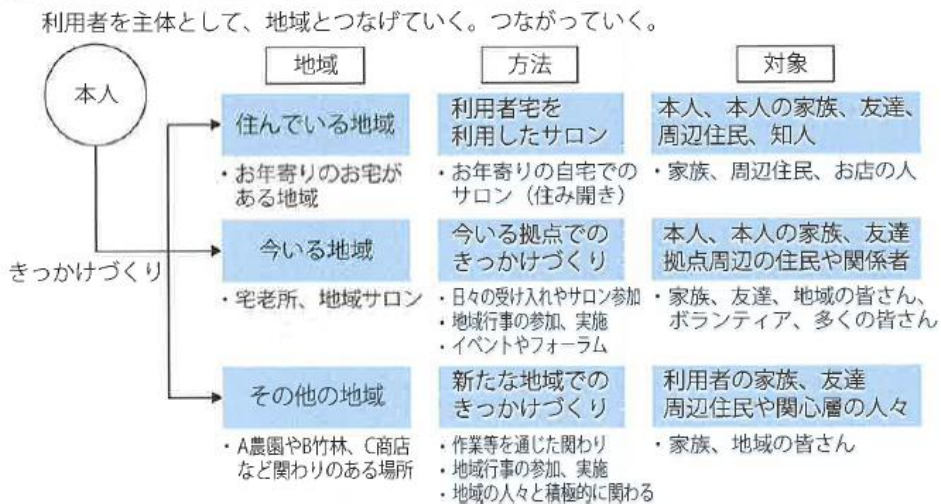
立ち上げの流れ

- 宅老所の立ち上げにあたっては、具体的な高齢者等を思い浮かべ、その人が地域で暮らし続けるために、どのような活動が必要なのかを考えることから始めます。お年寄りの自宅でサロンを開催したり、地域の広場でバザーを開いてみるなど、地域の人たちが関係性をもつきっかけをつくることでもいいのです。
- 宅老所の立ち上げにあたっては、自分のイメージしている活動にあった活動場所を確保します。物件を借りる場合は、賃料、建物の形状、立地、大家さんや近隣の理解などの要素を考える必要があります。
- 開設する場所や時期が決まったら、早い時期に近隣への挨拶をすることが大切です。地域の人たちとのつながりをつくることで、本人と地域の人たちの交流が生まれ、宅老所

の外でも充実した生活を送ってもらうことができます。

- 仲間集めにおいては、最初は活動の考え方が合意できる気心の通じた仲間から始める場合が多いですが、新しく人材を募集するときは、めざすケアの方向を明確にし、それにふさわしい人物増のイメージを持つことが求められます。気持ちよく働いてもらうための労働条件を整備することも大切です。

図表9 ● 一人ひとりを思い浮かべて活動を考えよう



宅老所のポイント

- 多くの宅老所は、少人数のスタッフで運営しているので、スタッフ間のチームワークが重要です。宅老所が掲げる考え方・理念をスタッフ全員で共有することとともに、リーダーはスタッフ間の良好な関係づくり、風通しのよい雰囲気維持を心がけます。
- 宅老所の原点は、あくまで「一人ひとりのニーズに応えることから出発する」です。介護保険制度ありきで支援を考えるのではなく、本人や地域に必要なとされる支援とは何かを先に考えます。制度と制度外の支援を上手に組み合わせられると、宅老所の理念と運営を両立しやすくなります。

さらに詳しく知るには？

シリーズ「住民主体の生活支援サービスマニュアル」

第7巻 宅老所

著者：宅老所・グループホーム全国ネットワーク 編

発行：全国社会福祉協議会

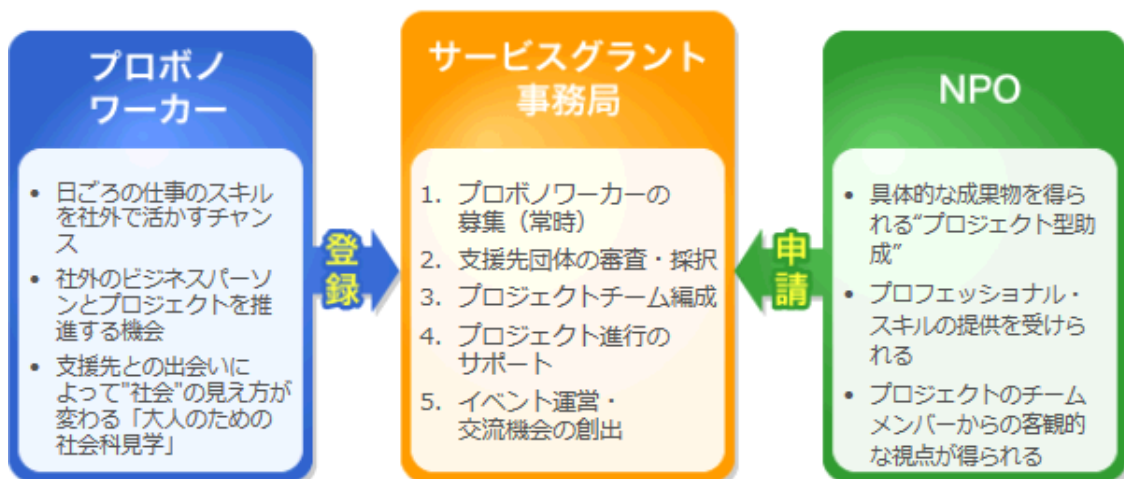
発行年月：2016年6月



プロボノ

プロボノとは？

- プロボノとは、仕事で培った経験・スキルを活かした社会貢献活動のことで、「公共善のために」を意味するラテン語「Pro Bono Publico」を語源とする言葉です。一般的スキルによるボランティア以上に、地域の団体・NPO の組織内部に踏み込んで、事業戦略やマーケティング戦略などの組織の基盤構築によりコミットするボランティアのスタイルで、一定の成果を生み出すまで継続的なコミットメントを行います。
- プロボノは支援を受ける地域の団体・NPO と、スキルを通じて支援を提供するボランティアである「プロボノワーカー」によって成立します。非営利と営利という相異なるバックグラウンドにある両者が会うことで、地域の団体・NPO にとっては活動基盤の強化となり、プロボノワーカーにとっては地域づくりに参加するきっかけを得られます。
- プロボノのプロジェクトが円滑に進むには、地域の団体・NPO のニーズを踏まえて支援プログラムを企画すること、プロボノワーカーが参加しやすい方法（チームで取り組む、活動期間・時間が決まっている、関わる範囲と成果物が明確であるなど）を用意すること、すなわち「マッチング機能」が重要です。



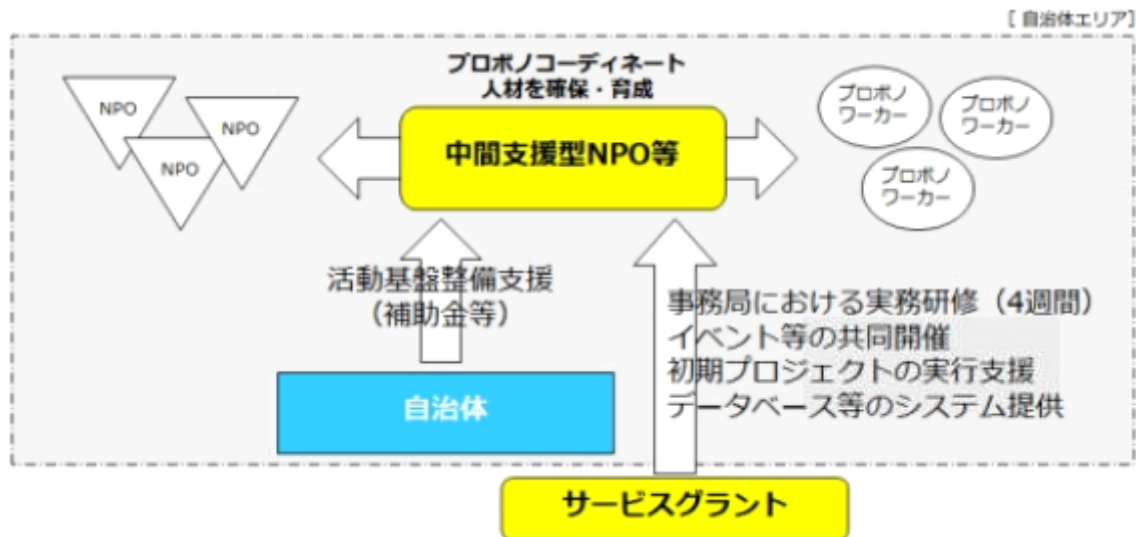
（出所）認定NPO法人サービスグラント ウェブサイト

プロボノと地域づくりの関わり

- プロボノは、自治体から見ると、ビジネススキルや企業での実務経験を持つ市民が地域づくりの新たな協働パートナーになる仕掛けとして捉えることができます。サービスグラントで活動するプロボノワーカーの場合、約半数がボランティア未経験者、社会人経験6～15年の人約半数であり、地域福祉や地域づくりの活動とこれまで接点のない現役世代の参画をうながすきっかけとしても有効です。
- 地域の団体・NPO は、ボランティアを集めたい、多くの人に活動を知ってもらいたい、取り組みを見直したいなど、運営に関する様々な課題を有しており、プロボノによる支

援によって、運営基盤の強化につながることを期待できます。

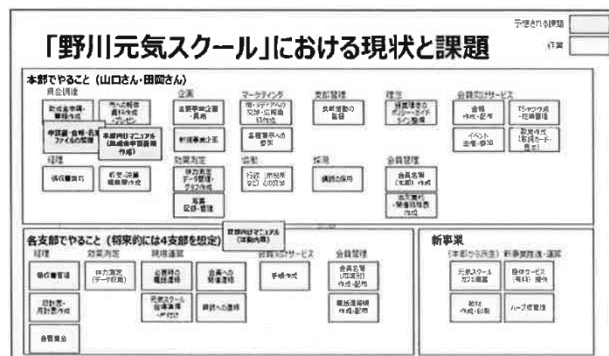
- 非営利組織とプロボノワーカーとが協働する「プロジェクト型助成」を提供している認定NPO法人サービスグラントでは、プロボノと自治体の新しい協働に取り組んでおり、同NPOが事務局を置く首都圏・関西圏以外においても、各地域の中間支援型NPOがコーディネート機能を果たすことで地域づくりにおいてプロボノを活用することができます。



地域の団体の支援事例「元気スクールグループ」(狛江市)

課題：高齢住民を対象とした転倒予防体操教室で、現在の2グループから増設を目指しているが、現状、運營業務は80代の団体代表+1名で担当している状況。

今後の担い手の育成、本部・支部での業務分担計画等を早急に進めるため、聞き取りによって業務の棚卸しと「見える化」を行った。また団体内で無理のない運営をしていけるように考えた業務分担案と、検討すべき課題をプロボノワーカーのチームから提示した。



さらに詳しく知るには？

認定NPO法人サービスグラント ウェブサイト

<http://servicegrant.or.jp/>



「プロボノー新しい社会貢献新しい働き方」

(2011年)(認定NPO法人サービスグラント代表理事 嵯峨生馬 著)

(2) 体制整備事業の理解に役立つ情報源

厚生労働省ウェブサイト

介護予防・日常生活支援総合事業

事業のガイドライン、市町村向け研修資料、介護予防や生活支援サービスに関する事例を掲載。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

生活支援コーディネーターの育成に関する資料や、保険外サービス活用ガイドブックを掲載。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/

体制整備事業の制度や基本的な進め方を知りたい



生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体が取り組む新しい地域づくり【基本編】

（平成 30 年 2 月）

（公益財団法人さわやか福祉財団）



“助け合い”を広めるための介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業の活用・運用のあり方に関する提言書

（平成 29 年 8 月）

（新総合事業研究 住民主体の生活支援推進研究会）

（公益財団法人さわやか福祉財団）



さあ、やろう

生活支援コーディネーターと協議体の取り組みを考える情報誌

（平成 30 年 2 月）

（公益財団法人さわやか福祉財団）



生活支援体制整備事業をすすめるための市町村ガイドブック～生活支援コーディネーターと協議体の活動と運営（平成 28 年度）（特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター）



MIYAGI まちづくりと地域支え合い パンフレット

発行日：2017 年 7 月 14 日 第 3 版発行

編集：宮城地域支え合い・生活支援推進連絡会議

発行：特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター

URL：http://www.clc-japan.com/sasaeai_m/index.html



MIYAGI まちづくりと地域支え合い

発行日：隔月刊

編集：宮城地域支え合い・生活支援推進連絡会議

発行：特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター

URL：http://www.clc-japan.com/sasaeai_m/index.html



生活支援コーディネーター養成テキスト（平成 28 年 2 月）（【監修】吉田昌司、【編著】高橋誠一、大坂純、志水田鶴子、藤井博志、平野隆之）（特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター）



改正介護保険における「新しい地域支援事業」の生活支援コーディネーターと協議体（平成 27 年 7 月）（【監修】吉田昌司、【編著】高橋誠一、大坂純、志水田鶴子）（特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター）



地域支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の進め方に関する調査研究事業報告書（平成 28 年度）（特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター）



マンガでわかる 生活支援コーディネーターのための地域支え合いの見つけ方・活かし方（平成 28 年 10 月）（特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター）



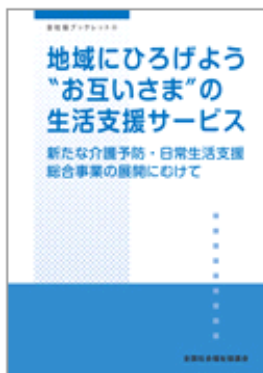
高齢者の活躍と暮らしを応援する地域づくりのヒント集（平成 28 年度）（日本総合研究所）



〈地域包括ケアシステム構築における広域的な支援のあり方〉都道府県はいかにして市町村を支援すべきか(平成 28 年度)(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング)

**助け合い活動・生活サービスの内容や運営方法を知りたい
新地域支援構想会議の構成団体の発行者**

- 「住民主体の生活支援サービスマニュアル」(平成 27～28 年)(発行：社会福祉法人全国社会福祉協議会)
- 第 1 巻 助け合いによる生活支援を広げるために ～住民主体の地域づくり～ (新地域支援構想会議 編)
- 第 2 巻 身近な地域での見守り支援活動 (社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部 編)
- 第 3 巻 居場所・サロンづくり (公益財団法人さわやか福祉財団 編)
- 第 4 巻 訪問型サービス(住民参加型在宅福祉サービス)(住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会 編)
- 第 5 巻 食事サービス (一般社団法人全国老人給食協力会 編)
- 第 6 巻 移動・外出支援 (特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク 編)
- 第 7 巻 宅老所 (宅老所・グループホーム全国ネットワーク 編)



「全社協ブックレット(4) 地域にひろげよう“お互いさま”の生活支援サービス ～新たな介護予防・日常生活支援総合事業の展開にむけて～」(平成 27 年 1 月)(社会福祉法人全国社会福祉協議会)



新地域支援 助け合い活動創出ブック【改訂版】～足りない助け合い活動の創出とネットワークづくり～ (改訂：平成 27 年 6 月)(公益財団法人さわやか福祉財団)

http://www.sawayakazaidan.or.jp/new_community_support_project/support_book.html

6. 参考資料

(1) 本調査研究の概要

検討の背景とねらい

- 地域の実情に応じて体制整備事業を実施する市町村や生活支援コーディネーター等に対して、課題に応じた多様な支援を都道府県域で提供する体制を構築することを目指して本調査研究事業を実施した。
- 具体的には、都道府県域での体制整備事業の推進に携わる都道府県とアドバイザー（中間支援組織、市町村、生活支援コーディネーター、有識者など）、すなわち「都道府県における推進チーム」に関わる人を主な対象として、本手引きの提示や研修会の開催を通じて、推進にあたっての工夫や留意点を提示することとした。

本調査研究の方法

研究会での討議（全4回）

（研究会 委員）（五十音順・敬称略） ○印は委員長

池田 昌弘 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長

金子 直史 埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 課長

清水 肇子 公益財団法人さわやか福祉財団 理事長

○諏訪 徹 日本大学 文理学部社会福祉学科 教授

中沢 豊 松戸市 福祉長寿部 介護制度改革課 課長、松戸市 第1層生活支援コーディネーター

永田 祐 同志社大学 社会学部 准教授

平井 庸元 社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部 副部長

松岡 武司 倉敷市 第1層生活支援コーディネーター

目崎 智恵子 高崎市 第1層生活支援コーディネーター

（事務局）

山崎 香織 株式会社日本総合研究所 創発戦略センター マネジャー

齊木 大 株式会社日本総合研究所 創発戦略センター シニアスペシャリスト

辻本 まりえ 株式会社日本総合研究所 創発戦略センター コンサルタント

（オブザーバー）

谷内 一夫 厚生労働省 老健局 振興課 課長補佐

三政 貴秀 厚生労働省 老健局 振興課 地域包括ケア推進係

秋山 椋祐 厚生労働省 老健局 振興課 地域包括ケア推進係

都道府県アンケート調査

●目的

生活支援体制整備事業にかかる市町村への支援体制及び市町村への支援内容を把握すること

●方法

アンケート調査（アンケート調査票（エクセルファイル）の発送・回収）

●対象

都道府県の生活支援体制整備事業担当部署

●調査期間

平成 29 年 11 月 22 日（水）～平成 29 年 12 月 12 日（火）

●回収結果

41 件（回収率 87.2%）

都道府県インタビュー調査

●目的

生活支援体制整備事業にかかる市町村への支援体制及び市町村への支援内容を把握すること

●方法

訪問インタビュー調査

●対象

都道府県の生活支援体制整備事業担当部署

（北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、長野県、大阪府、岡山県、高知県）

●調査期間

平成 29 年 8 月～平成 30 年 2 月

研修会の開催

●日時 平成 30 年 2 月 7 日（水） 10:00～16:30

●会場 建築会館ホール（東京都港区芝 5 丁目 26 番 20 号）

●対象

- ・都道府県の生活支援体制整備事業の担当者、関連部署の担当者
- ・都道府県と連携して生活支援体制事業の推進に関わっている方（中間支援組織の担当者、市町村職員、生活支援コーディネーター、学識経験者等）

●参加者数 200 名

・都道府県推進チーム：166 名（都道府県 54 名、中間支援組織 45 名、市町村職員 29 名、生活支援コーディネーター 25 名、その他 13 名）

・講演者・パネリスト：12 名

・関係団体、厚生労働省、地方厚生局：22 名

●プログラム

10:00 開会、本日の流れの説明

<第一部> レクチャー及び実践例紹介

10:05 生活支援体制整備事業の推進にあたって都道府県・連携先に期待される役割
諏訪 徹 氏（本調査研究事業 研究会 委員長）

10:20 生活支援体制整備事業について
厚生労働省 老健局 振興課

10:35 都道府県と連携先による取り組み事例

<群馬県>

原田 尚史 氏（群馬県 健康福祉部 地域包括ケア推進室 主事）

山田 真喜子 氏（社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 地域福祉課 副主幹）

<埼玉県>

金子 直史 氏（埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 課長）

鈴木 隆夫 氏（社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 地域福祉部長）

<新潟県>

本間 淑之 氏（新潟県 福祉保健部 高齢福祉保健課）

鶴山 芳子 氏（公益財団法人さわやか福祉財団 理事）

河田 瑠子 氏（支え合いのしくみづくりアドバイザー）

<第二部> パネルディスカッション

13:10 パネルディスカッション

<パネリスト>

金子 直史 氏（埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 課長）

清水 肇子 氏（公益財団法人さわやか福祉財団 理事長）

諏訪 徹氏（日本大学 文理学部社会福祉学科 教授）

中沢 豊 氏（松戸市 福祉長寿部 介護制度改革課 課長）

松岡 武司 氏（倉敷市 第1層生活支援コーディネーター、
社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会）

目崎 智恵子 氏（高崎市 第1層生活支援コーディネーター）

オブザーバー：厚生労働省 老健局 振興課

進行：株式会社日本総合研究所 シニアスペシャリスト 齊木 大

<第三部> 情報交換会

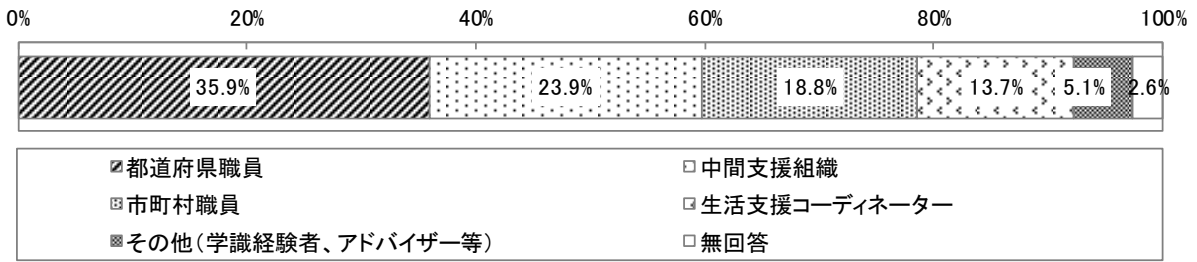
14:35 情報交換会

- ・都道府県の取り組み紹介資料に基づき、グループ毎に情報共有を行う。
- ・都道府県の推進チーム毎に集まって研修会で得た気づきを共有し、今後の取り組みを話し合う。

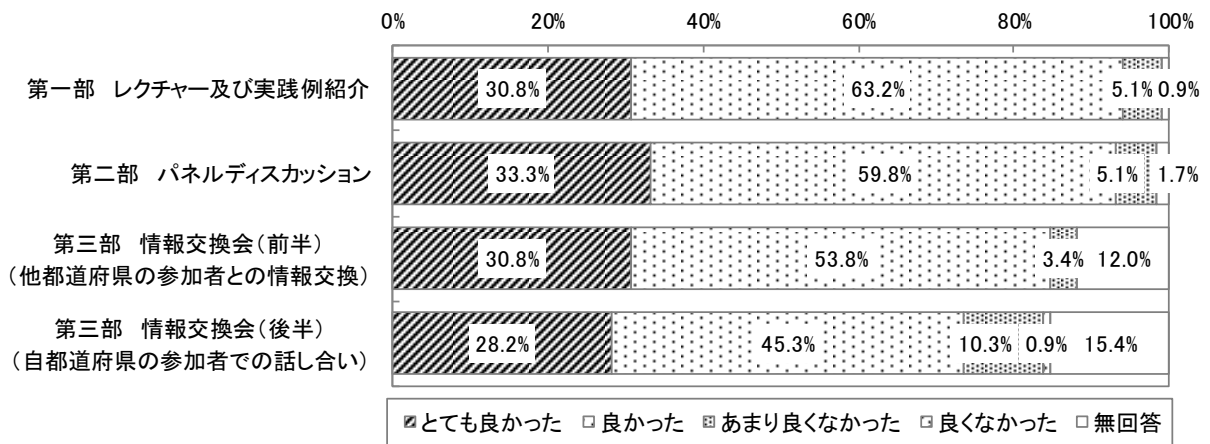
16:00 閉会挨拶 諏訪 徹氏

16:05 フリータイム（16:30 閉会）

●参加者アンケート結果 (n=117)
(参加者について)



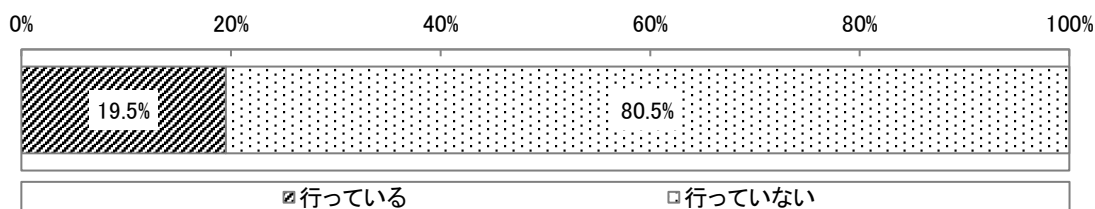
(研修会の内容について)



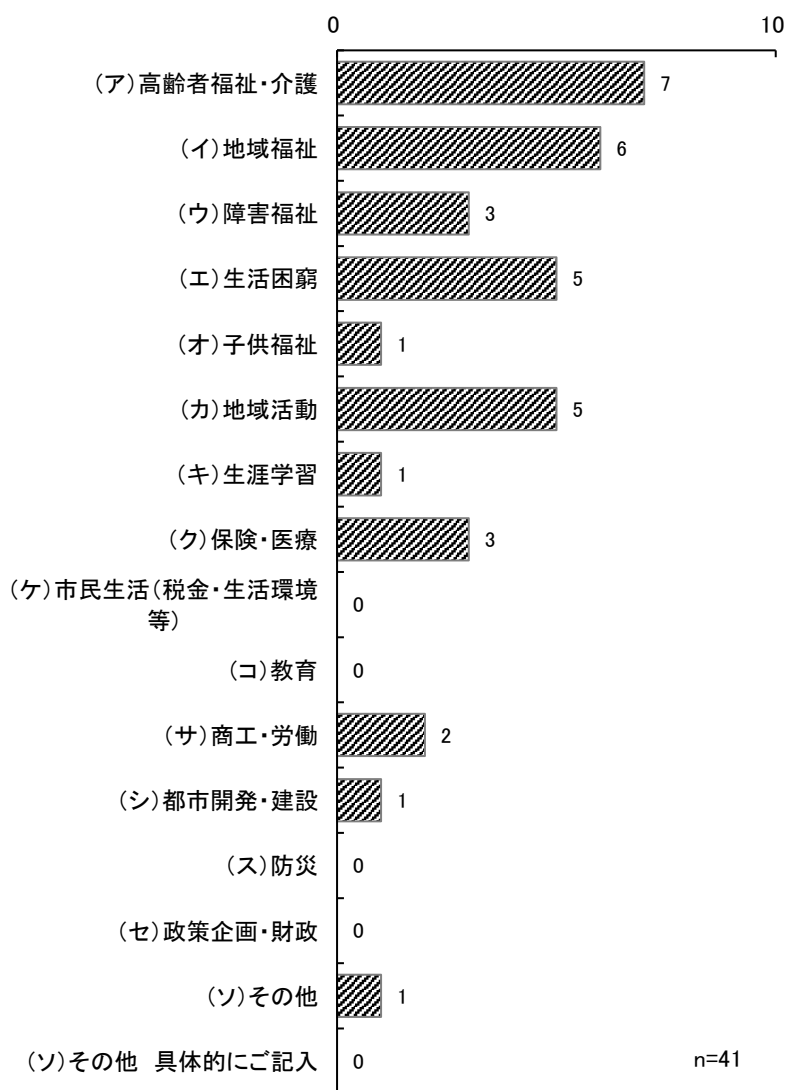
(2) 都道府県アンケート調査結果

1. 生活支援体制整備事業の支援に係る都道府県の庁内体制について

(1) 庁内の関係部局との協議の場の設置、又は支援を行うネットワーク体制の構築について (n=41)



(2) 参加している部局について

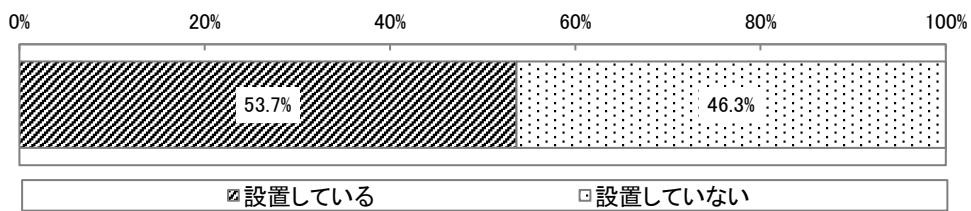


(3) 地域包括ケアに関連する各事業の担当部署

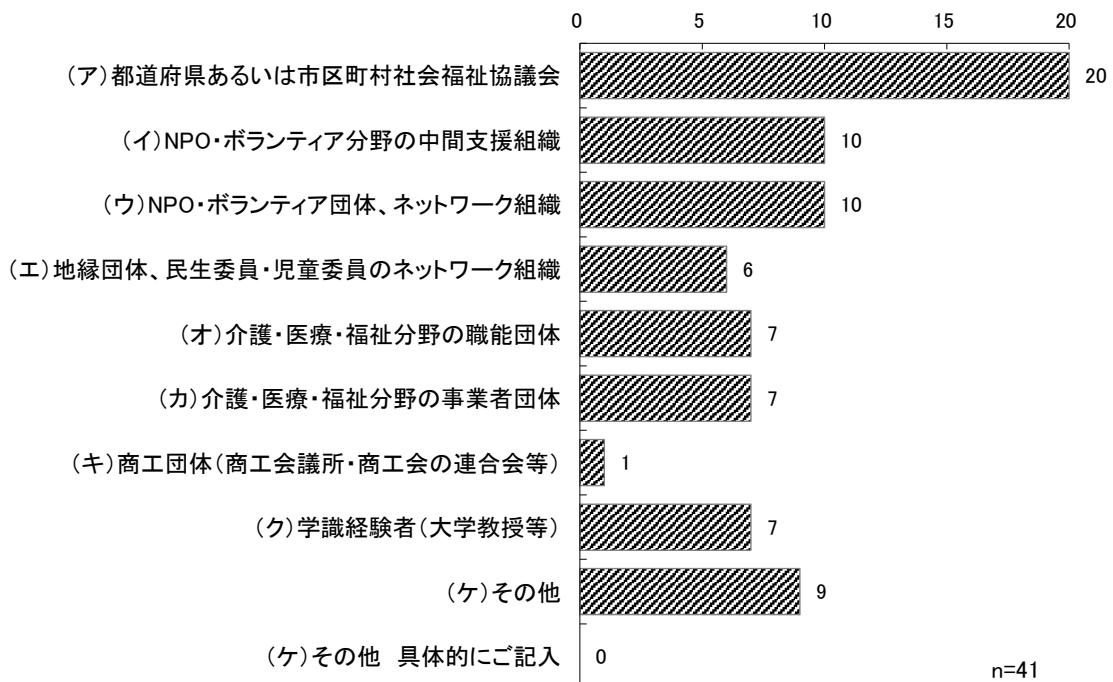
生活支援体制整備事業を含めた包括的支援事業については、「地域包括ケア」を掲げた課、あるいはグループが所管している都道府県が多かった。地域福祉、介護人材確保に関しては別の部署が担当している都道府県がほとんどであった。

2. 生活支援体制整備事業の支援にかかる庁外との連携について

(1) 庁外の関係機関との協議の場の設置について (n=41)



(2) 参加者について



(3) 関係機関との協議の場を設けたことによる効果として捉えているもの（自由記述）

【推進体制の強化】

- 地域包括ケアシステム構築を推進するための5要素を担う関係団体を構成員とする「岩手県地域包括ケア推進会議」を協議の場として設置することにより、それぞれの取組状況を持ち寄り相互に確認することにより、生活支援体制整備事業を含め、県内市町村の実情にあったシステム構築の方向性・方針が関係団体間で概ね共有されている。
- 関係機関との情報提供、情報共有の機会となっているほか、顔の見える関係づくりの場となっている。
- 地域ごとに分担して個別に支援が行えており、全体会では情報共有を行い、現状の把握がしやすくなっている。
- 現場が抱えている課題について、市町村支援を行う関係者間で共有することができた。
- それぞれが所管する機関等への情報伝達が容易となる。
- 市町高齢者福祉担当課長あてに出席依頼をしており、市町と関係機関の情報共有、意見交換の場となり、よりよい連携体制が構築されることを期待している。

【都道府県による取り組みのPDCAへの反映】

- 各市町行政の視点以外から見た生活支援の取組状況の実際の情報を得ることができる。
- 生活支援体制整備事業における課題について直接、現場の声を聞くことができ、施策に反映させられる。
- 市町村の支援方法の具体的な検討（県全体研修内容や、市町村の実状に応じた個別支援方法）が出来ている。
- 県が実施する支援策の具体的な内容について、現場の意見を反映することができた。

【研修の内容・実施方法の改善】

- 生活支援コーディネーター研修全般を実施する際に内容について協議を行っているが、その場でそれぞれの立場から得た各市町村の情報を共有し、研修内容に活かすとともに次の支援につなげることができている。
- 研修実施等にあたっての、目指す方向性の共有が可能となる。
- 生活支援コーディネーター養成研修・フォローアップ研修等の実施にあたり、県の立場では直接捉えにくい現場の声を反映させることができる。
- 生活支援コーディネーターの養成について行政以外の視点を取り入れることができる。
- 地域福祉全般に係る情報や活動事例などを把握している県社会福祉協議会と各市町村の状況等を協議することで、地域に応じた課題の抽出や好事例などの情報を共有することができ、研修会の実施内容も充実させることができている。
- H26～H28年度の実施された、生活支援コーディネーター指導者養成研修会参加者と生活支援コーディネーター養成研修の内容について検討。参加者は、県内での実践者や、学識経験者であり、効果的な研修会、市町村支援について検討することで、各市町村の事業推進のボトムアップにも繋がっていると考えられる。
- 関係機関と協議し、生活支援コーディネーター養成研修会及びフォローアップ研修会の内容を決定したため、充実した研修内容となり多数の参加者があった。さらに、多くの市町村で早い時期から生活支援体制整備事業に取り組むことができている。
- 静岡県社会福祉協議会、公益財団法人さわやか福祉財団との連携により、効果的な生活支援コーディネーター養成研修や生活支援コーディネーター連絡会の開催につながっている。
- 定期的な協議の場は設けていないが、研修等の実施について、随時関係団体と協議を行い、効果的な研修実施に繋がっている。

【市町村への個別支援の強化】

- 生活支援体制整備事業の円滑な実施に向けて、県・県社会福祉協議会・NPO法人・先進市町村で生活支援体制整備事業企画会議を年5～6回開催している。企画会議のメンバーで市町村からの相談回答を行い、研修・勉強会・ワークショップの講師も務めている。同メンバーによる支援は、市町村別に2名の担当を設けており、市町村に対して単発の支援を行うのではなく、勉強会から協議体の設置に加え円滑に事業が運営されるよう継続した支援を行っている。
- 本県では、多様な担い手の参画促進を目的に、県民向けフォーラムを毎年度開催しているところ。このフォーラムは、県内のNPOで実行委員会を組織し、企画・運営に参加する方式で実施しており、これにより、生活支援や介護予防の活動を行うNPOの県内のネットワーク化につながっているほか、新たに活動をはじめめる団体の立ち上げ等へのアドバイスを行うなどの動きが出ている。NPOが機動的に動くことにより、生活支援コーディネーターや協議体の弱い部分（実践経験が乏しいため、具体的助言ができないなど）のサポートにつながっている。
- さわやか福祉財団の市町村への個別支援により、協議体の設置や住民ワークショップの開催などにつながっている。

(4) 関係機関との協議の場の設置・運営に関わる課題（自由記述）

【地域の実情に応じた支援策の実施】

- 地域包括ケアシステム構築の主体となる市町村の人口規模や地理的条件、医療・介護資源の状況など諸条件の違いを考慮しつつ、生活支援体制整備事業を始めとする地域包括ケアシステム構築に向けた取組状況を評価し、市町村ごとの類型に応じた支援の要点を関係団体間で共有し、より効果的な支援に繋げることが今後の課題と考えている。
- 企画会議のメンバーは、国の中央研修にも参加し、事業に精通した人であるが、他の業務についても多忙であるため、今後も引き続き市町村の事業運営をサポートしていくためには、市町村支援を行える人を拡充する必要がある。

【他部署・他事業との連携】

- 介護・福祉関係以外の関係機関に対して、より主体的な参加や介護・福祉関係団体との連携・協働が図られるような仕掛けづくり等が必要と考えている。
- 近年、地域づくりに携わるコーディネーターが乱立しているため、その違いや棲み分け等について聞かれた場合に説明に窮することがある。
- 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、生活支援体制整備事業だけでなく他の地域支援事業も相互に関連するため、一体的に支援内容を検討する必要がある。

【体制整備事業に関する関係者の認識合わせ】

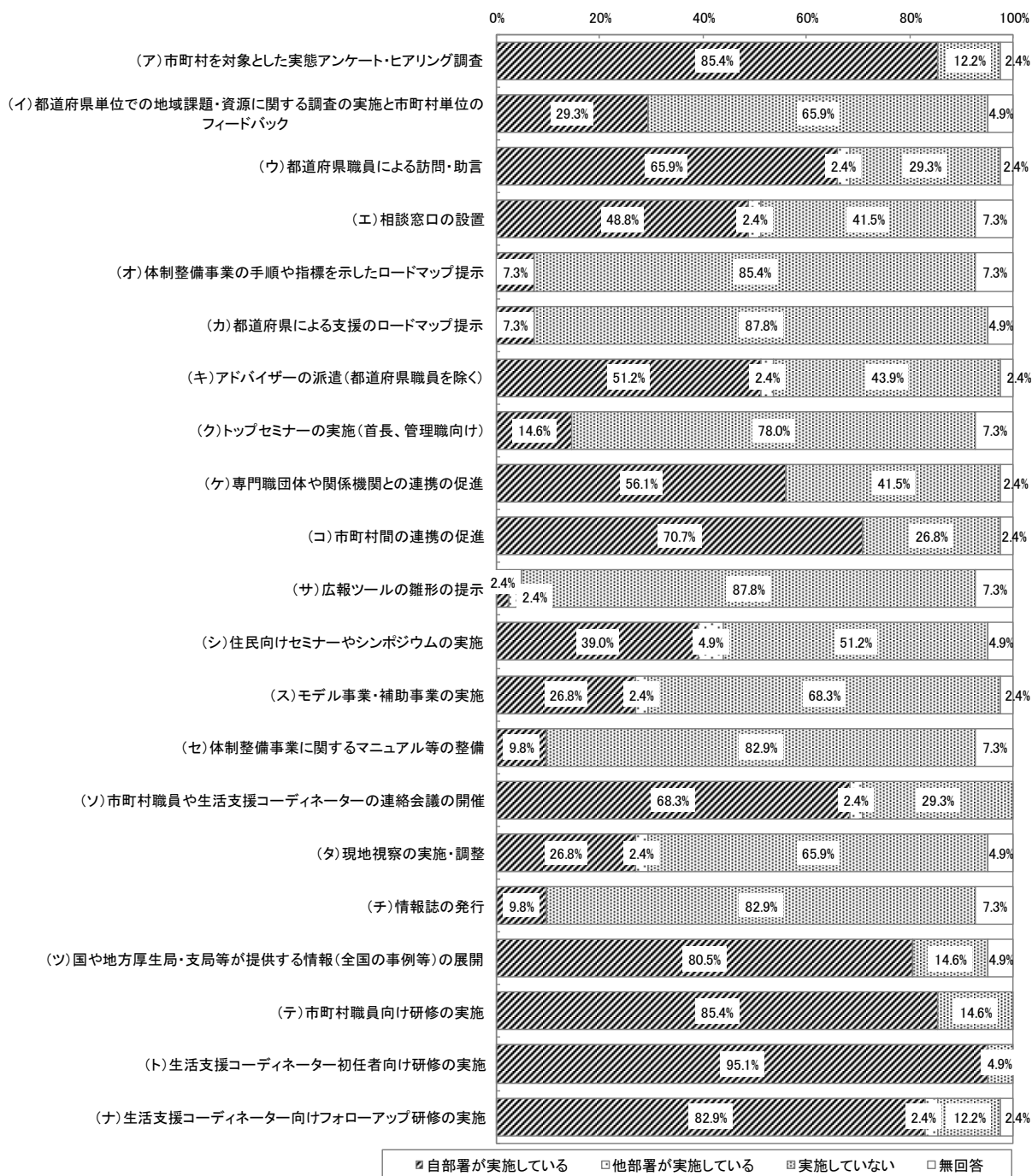
- 機関によって保有情報や事業に対する認識に相違がある。
- 機関ごとに異なっている意見を出し合うことはメリットであるが、情報についてはレベル合わせをしておくことが必要であると考えている。県で継続的に情報提供はしているが、関係機関向けや、指導者養成研修受講者向けのフォローアップ研修等があるとありがたい。

【その他】

- 県内各市町及び各地域包括支援センター向けの研修は実施しているが、マンパワー不足等により、協議の場の設置・運営には至っていない。
- メンバーの固定化により、新たな発想や意見が反映されにくくなっている部分もある。

3. 市町村支援の取り組みについて

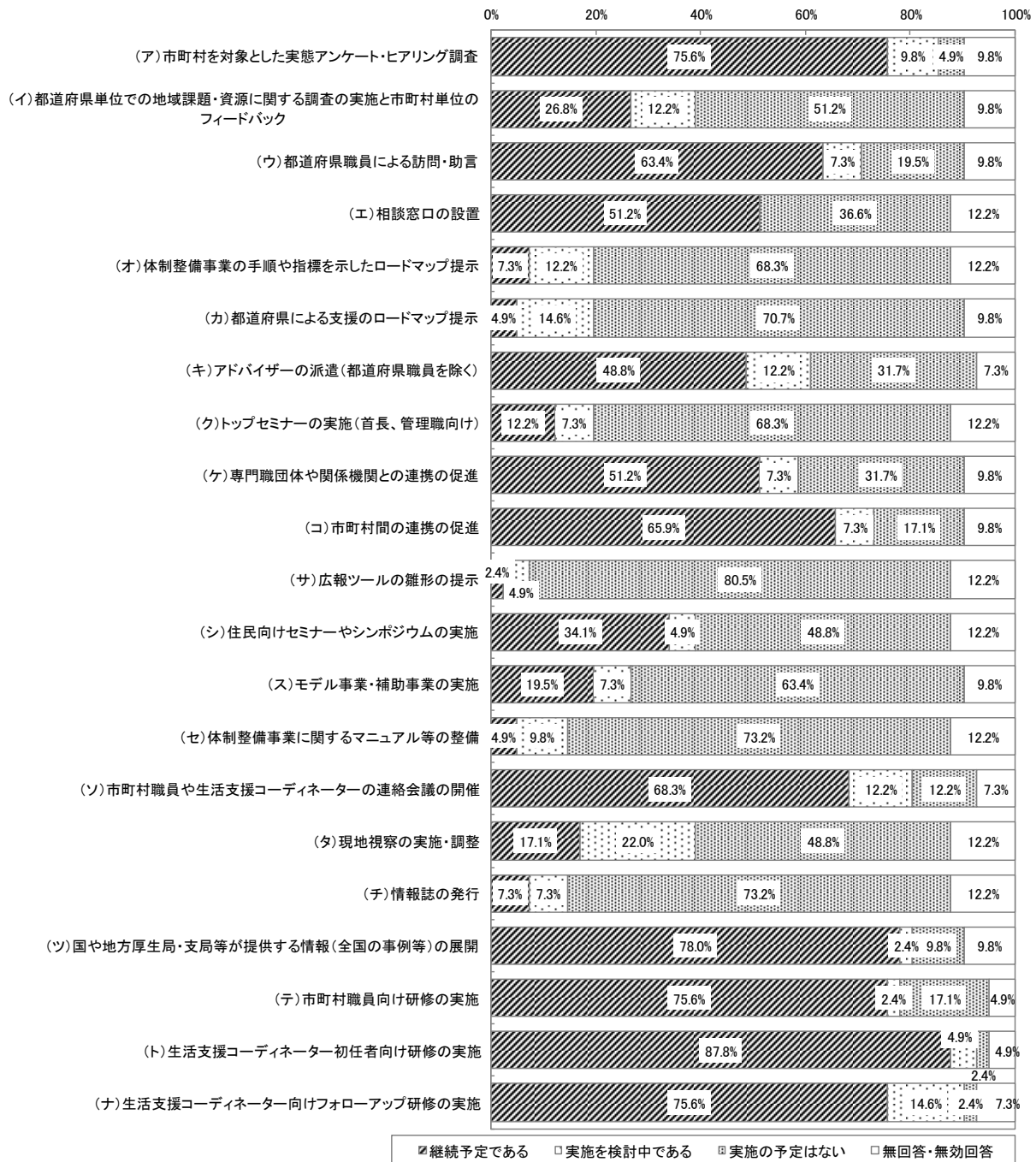
(1) 各取り組みについての今年度の実施状況 (n=41)



【選択肢以外の回答】

- 生活支援コーディネーター指導者養成研修の実施
- 東京ホームタウンプロジェクト
- 生活支援コーディネーター養成研修
- さわやか福祉財団が実施している助け合い活動見学バスツアー

(2) 各取り組みについての来年度以降の実施見通し (n=41)



(3) 市町村支援の取り組みを実施する上での課題（自由記述）

【推進体制の構築】

- 県担当部署（担当者）の支援ノウハウが十分ではない。
- 市町村に対する助言を行うに当たり、ノウハウが乏しいため、適切な助言を行うのが難しい。
- ノウハウとマンパワーが足りない。
- 生活支援体制整備事業は様々な部署が連携できないとうまくいかないため、各市町村の福祉担当と他部署（まちづくり担当、商工担当、保健担当等）との連携を促すような支援ができないか模索中。
- 地域ケア会議や住民主体の集いの場の普及など、取り組むべき課題が多々あり、生活支援体制整備事業のみに専心できない。
- 関係者間の規範的統合

【都道府県としての市町村支援の考え方】

- 市町村の事業である本事業について、県としてどこまで支援すべきか線引が難しい。
- 生活支援体制整備事業を含め地域支援事業は、実施主体が区市町村であり、区市町村の裁量に任される部分が多いので、都としてどこまで踏み込んで助言・支援をすべきか等、区市町村の主体性を保つための距離感が難しい。
- 【H30 年度以降の都道府県による市町村支援の展望について】協議体と生活支援コーディネーターが各圏域に設置された後の都道府県による市町村支援について、国を交えて協議できればよい。

【市町村の進捗支援にかかる課題】

- 市町村間で生活支援体制整備事業における進捗状況に差があるため、先進的な市町村に対する県外の情報等の提供並びに定着の支援及び整備が進んでいない市町村の底上げ。
- 県内自治体の規模や事業の進捗状況に大きな差があるなかでの研修の実施等市町村支援に困難さがある。
- 様々な地域があり、課題も様々であるため、その地域に合った方法により長期的な視点で取り組むことが必要であると考えるが、短期的な成果を求める市町村もあるため、そういった市町村への効果的な支援方法が課題である。
- 平成 30 年度中の第 1 層及び第 2 層への生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置について、全ての市町が当該年度内に配置、設置できるかどうか進捗具合の確認が必要。
- 日常生活圏域が 1 か所の市町の第 2 層レベルでの協議体（意見交換の場）の設置等の停滞。
- 動きの鈍い市町村にどのように対応するかが課題（このような市町村は、県の相談窓口やアドバイザー活用も希望しないので、関わりの接点をつくりにくい。）
- 整備が遅れている市町村における担当職員及び住民の意識啓発。
- 本県では、平成 26 年度から地域づくりに向けた研修会をシリーズで開催しており、市町村職員と地域包括支援センター職員のスキルアップの場として浸透してきているところ。受講率の低い 1～2 市町村で、取組に開きが出ている。（週 1 回以上の住民運営の通いの場が立ち上がっていない、生活支援コーディネーター未配置等）。
- （オ）体制整備事業の手順や指標を示したロードマップ提示（カ）都道府県による支援のロードマップ提示について、地域における支え合いを見える化、見せる化し、共有していく手法を市町村に示しているが、指標や期限を定めてのロードマップを提示していない。
- 地域包括ケアシステム構築の主体となる市町村の人口規模や地理的条件、医療・介護資

源の状況など諸条件の違いを考慮しつつ、生活支援体制整備事業を始めとする地域包括ケアシステム構築に向けた取組状況を評価し、市町村ごとの類型に応じたより効果的な支援に繋げることが今後の課題と考えている。

- 生活支援体制整備事業にかかる市町村支援の取組みに関して、他県の先駆的事例の収集が必要である。

【人材の発掘・育成にかかる課題】

- 県内市町村毎で地域の実情があり、県は標準的な研修しか実施できず、地域毎のニーズに対応した研修実施が困難である。
- 県内45市町村すべてに個別支援を行うことは難しいため、中央研修やブロック研修を行っているが、取組み内容には地域格差が見られる。
- 生活支援コーディネーターの委嘱先が市町村によって様々であり、個々の能力にも差があるため研修企画が難しい。
- 生活支援コーディネーター間のネットワークの構築や情報共有方法。
- 研修会・グループワーク等を通し事業の進め方を学べる機会を設けており、本研修等も県内市町村の状況を参考にできるよい機会となっているものの、より詳細な部分について地域の実情に応じた具体的なアドバイスができる専門家が必要である。そのため、より具体的なアドバイスができる専門知識のある方（例えば、訪問型サービスD型を進める際に満たすべき要件や注意すべき事項、調整事項・部署など詳細が不明）のリスト等を国で作成してほしい。
- 適切に助言を行うアドバイザーの確保に苦労している。
- 生活支援コーディネーター研修の講師確保。
- コーディネーターの資質向上に取り組む必要がある。
- 生活支援コーディネーターの活動しやすい環境づくり。

【体制整備事業の実施方法や成果に関する課題】

- 生活支援体制整備事業の目的が住民の助け合い活動の創出なのであれば、住民のやる気を引き出すプレゼンと、やる気が出た後の支援をどのように実施するか、行政、社協、包括、SCで戦略を立てて進めていかないといけない。しかし行政、社協、包括、SCの規範的統合が進んでいない市町村が多い中、平成30年度中に第2層まで設置することが目的となってしまうと、形だけの第2層協議体やSCが配置され（行政から一方的に決めたSCと協議体のメンバー）、結局機能しないのではないかと懸念している。また、財政的インセンティブの項目を踏まえるとより一層その傾向が強くなるのではないかと考えている。
- 市町村が取り組む上で、生活支援コーディネーター及び協議体についての役割や業務内容のイメージがつきにくいいため、関係機関との連携や、住民主体の互助活動についての理解が進んでいないなどの課題が挙げられている。そのため、今後も行政及び生活支援コーディネーターへの研修を実施し、スキルアップを図るなど、広域的な視点で生活支援。
- 実際に、生活支援体制整備事業の取組みを見ていないと、総合事業のサービスABCを創るための事業と認識されてしまうことがある。
- 市町社協、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターの連携。
- 生活支援コーディネーターを団体へ委託している場合、行政側との連携が十分に図られていない場合が多い。
- 生活支援コーディネーター任せにしまっているため、市町村職員、管理者への理解促進が重要であると考えています。
- 担い手のスキル（異動により生活支援コーディネーターが短期間で交代になるなど）

- 他の事業と兼務となっている生活支援コーディネーターは、限られた時間の中での活動となっている。
- 協議体の進め方等がわからず、実際のボランティア活動の創出にまでつながらない。
- 第1層協議体を立ち上げたものの、単なる勉強会にとどまっており、主体的な協議の場となっていない。
- 県からアドバイザーを派遣し、市町村における移動サービス及び共生型常設居場所の創出支援を行っているが、新たなサービスや住民主体の活動を創出するには時間がかかる。
- 県内市町村において整備された総合事業のサービス内容は現行相当のみが多く、生活支援体制整備事業を活用してB型サービスの整備を検討できていない市町村が多い。

(4) 来年度以降に特に注力して実施したい取り組み（自由記述）

【推進体制の構築】

- 生活支援体制整備事業の関係者間でなるべく多く意見交換の場を設けられたらよいと考えている。
- 生活支援体制整備事業と他の事業（総合事業等）の関連性について、市町村を交えて引き続き検討して参りたい。
- 地域振興部門との連携
- 【事業名（予定）：生活支援コーディネーター体制構築事業】 県生活支援体制推進コーディネーターを配置し、生活支援コーディネーターの計画的な育成、活動水準の確保を推進し、市町村における生活支援・介護予防サービス提供の体制づくりを支援する。

【実態把握とフィードバック】

- 県内各市町の生活支援コーディネーター・協議体の活動および生活支援活動に関する好事例集の作成（好事例集作成の過程で各市町を個別訪問し、相談・助言も同時に行う）

【トップセミナー】

- 行政、社協のトップセミナー

【市町村職員向け研修】

- 「第2層協議体立ち上げセミナー」 県内全域への第2層協議体の設置及び第2層生活支援コーディネーターの配置をテーマとして手法等を学ぶ研修を実施する。
- 生活支援体制整備事業単独だけではなく、地域づくりによる介護予防や自立支援型地域ケア会議等との関連性や一体的な取り組みができるよう市町村の人材育成に取り組みたいと考えている。

【生活支援コーディネーター向け研修】

- 生活支援コーディネーター養成研修者に対するフォローアップ研修：生活支援活動体験（居場所）の実施
- 生活支援コーディネーター向けの研修のバージョンアップを検討中
- 生活支援コーディネーター等のフォローアップ研修を引続き実施するとともに、県内市町村の生活支援体制整備事業担当職員間で詳細な取組内容等について意見交換・情報共有ができる場を設け、より密接な連携体制を構築していきたいと考えている。
- 市町村職員や生活支援コーディネーターの連絡会議の開催、生活支援コーディネーター向けフォローアップ研修
- 【事業名】生活支援人材確保事業 【概要】生活支援コーディネーターを育成するための研修を実施

- 初級研修：基礎的な知識、技能習得
- フォローアップ研修：資質向上、情報共有
- 事業名：生活支援コーディネーターステップアップ研修（フォローアップ研修） 内容：市町村に配置された生活支援コーディネーターに対して、協議体の運営や運転免許自主返納を行った高齢者による買い物や移動等の新しい課題に着目した生活支援サービスに関する実践的な研修を実施する。
- 実践編として、地域資源の見える化の方法、課題の抽出と解決に向けたアプローチの検討等
- 多くの市町村に生活支援コーディネーターが配置され、地域資源の発見が県内で進んでいることから、発見された地域資源をどのように活用・情報共有していくのかについて、研修等を通じて伝えていくとともに、生活支援体制整備の推進による将来の姿についてより具体的に考えてもらう機会を創出すること。

【生活支援コーディネーターの情報交換会やネットワーク構築】

- 平成 30 年度中に全市町村の第 1 層・第 2 層全圏域に生活支援コーディネーターが設置されることから、研修等によるコーディネーターの資質の維持・向上に加え、市町村間の連携強化を図るため、市町村及び配置される生活支援コーディネーターのネットワーク化に取り組みたいと考えている。
- 生活支援コーディネーター間のネットワークの構築や情報共有方法
- 生活支援コーディネーターの横のつながり（ネットワーク）の強化
- 生活支援コーディネーターネットワーク研修事業：活動している生活支援コーディネーターのフォローアップ研修及び情報共有・ネットワーク化を促進するための情報交換会の開催、また、市町村職員の研修や情報交換の場の設定
- 生活支援コーディネーター間の情報共有の場の設置に取り組んでいきたいと考えている。
- 生活支援コーディネーターの意見交換会の開催：市町村での生活支援体制の充実が図られるよう、地域の支え合い活動を支援している NPO 職員などのアドバイザーを県内 5 圏域ごとに開催する意見交換会へ派遣する。

【アドバイザー派遣】

- 「市町村個別支援」 各市町村にアドバイザーを派遣し、事業の進捗状況に応じた助言・支援を行う。
- 市町へのアドバイザー派遣（県内全市町）
- 各市町へ生活支援体制整備事業の推進のためのアドバイザーを派遣する。（今年度事業継続）
- 地域包括ケア推進アドバイザー派遣事業 生活支援コーディネーターや協議体等の質の向上を目的に、県内で献身的に活動している生活支援コーディネーターの活動事例やノウハウを共有できる機会を多く設け、横展開を図っていく。（生活支援コーディネーター等資質向上支援事業）

【活動団体への支援】

- 事業名：自立支援型通いの場普及事業 概要：専門職による住民主体の通いの場における総合的な介護予防プログラムを作成・実践する。
- 事業名：高齢者等生活支援サービス基盤整備事業 概要：県内に地域住民が主体となって運営する生活支援・介護予防のための居場所づくりを支援するための立ち上げ資金を補助する。また、運営する担い手を養成するとともに、生活支援コーディネーターのスキルアップを図る。

- 高齢化の進行及び認知症免許返納者などに対する移動外出支援策 外出支援サービス構築促進事業
- 通所への参加が自立で困難な者のための住民互助による通所付添活動の普及促進

(5) 中間支援組織等と連携して行っている取り組み（自由記述）

【社会福祉協議会との連携】

- 県社協に対し、生活支援体制整備の推進を目的として設置した「地域支え合い・生活支援推進連絡会議」の事務局運営を委託し、運営委員会の開催、アドバイザー派遣調整・同行、市町村訪問、情報交換会の開催等を行っている。
- 平成 15 年から、県からの助成のもと、富山県社会福祉協議会が中心となり、地域で支援が必要な方に対し、地域住民などで構成するケアネットチームが様々な個別支援を提供する「ケアネット活動」を実施している。地域の人々自らがチームをつくり、見守りや声かけ、話し相手、ゴミ出し、除雪、買物代行などの生活支援サービスを提供するほか、困難な事例に対しては各市町村社協に配置されたケアネット活動コーディネーターが、医療、保健、福祉など生活を支援する専門職（機関）と調整し、連携して支援を行っている。

【さわやか福祉財団との連携】

- （公益財団法人さわやか福祉財団・県社協との連携）生活支援コーディネーター研修全般、現場視察研修、第2層協議体立ち上げセミナー等に企画段階から参画していただき、実施運営及び講師として御協力をいただいている（一部費用負担もいただいている）。H28、29 年度はモデル事業におけるアドバイザーを委託。県社協には生活支援アドバイザー、生活支援コーディネーター研修事業等を委託。
- さわやか福祉財団：希望市町村へアドバイザーの派遣、全国コミュニティライフサポートセンター：中山間地域の生活支援サービスの充実に向けた支援及び取り組み事例集の作成、高知県社会福祉協議会：生活支援コーディネーター養成研修会及びフォローアップ研修会の開催
- さわやか福祉財団インストラクター ①上記（住民互助の通所付添活動のモデル市町村へのアドバイス）②地域交流フォーラム③地域づくりワークショップ
- 公益財団法人さわやか福祉財団との定期的な情報交換及び各種研修での協力 ・生活支援コーディネーター養成研修での講師（目指す地域像、助け合い活動ゲーム等）生活支援コーディネーター連絡会での講師（グループワーク講師等）
- 生活支援コーディネーター養成等の研修については、公益財団法人さわやか福祉財団と連携して開催し講師派遣等を依頼しているが、併せて特に支援を希望する市町村とのマッチングを行い、住民向けシンポジウム開催支援など個別市町村支援にも協力を得ていること。
- 生活支援体制整備事業を推進する市町を支援するためのアドバイザーとして、さわやか福祉財団のさわやかインストラクターに協力いただいている。

【全国コミュニティライフサポートセンターとの連携】

- NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンターに対し、生活支援コーディネーターの養成研修の実施及び情報誌の作成を委託して実施している。
- 生活支援コーディネーター養成・スキルアップに係る研修や住民向けセミナーの開催については、NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）と連携し、企画内容の助言、講師派遣等による協力を得て行っている。

【NPO・生協等との連携】

- 広域的な市町村支援として、高齢者の介護予防や社会参加への機運醸成、地域を超えた生活支援コーディネーター間のネットワーク強化や地域団体の課題解決に向けた支援等を行う「大阪ええまちプロジェクト」事業をNPOに委託して実施しております。
- 鹿児島県生活協同連合会が中心となって企画している「生活支援を中心とした地域づくりを考える交流会」の実行委員会へ参加し、連携を図っている。
- 全ての研修については、企画段階からNPO支援団体や県社協と連携して実施している。
- 東京ホームタウンプロジェクト（予算事業名：多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進） 東京都、認定NPO法人サービスグラント、NPO法人コミュニティビジネスサポートセンター、株式会社エンパブリック、東京都社会福祉協議会が事務局となって実施。地域包括ケアシステムの構築に資する住民主体の地域づくりを支援する事業

【その他】

- 市町村職員や生活支援コーディネーターの連絡会議の開催
- 市町村職員向け研修の実施
- 生活支援コーディネーターに関する研修（フォローアップ研修及び情報交換会含む）
- 生活支援コーディネーター初任者向け及びフォローアップ研修の実施
- 生活支援体制整備にあたり、各種課題に対応するため、市町村へアドバイザーを派遣して支援を実施（協議体設置及び生活支援コーディネーター選出支援、共生型常設居場所創出支援、移動サービス創出支援）
- 生活支援体制整備推進ワーキング
- 生活支援コーディネーター養成研修・フォローアップ研修等の市町向け支援事業の検討会において、中間支援組織の関係者から助言をいただいている。

調査票

生活支援体制整備事業にかかる市町村支援に関するアンケート調査 調査票

【回答にあたっての留意事項】

- ・黄色網掛け箇所は文字をご入力下さい。
- ・緑色網掛け箇所はクリックすると選択肢が表示されるので、当てはまるものを一つ選んで下さい。

1. 回答される方のご所属についてお伺いします。

(1) 都道府県名 (2) 部署名

2. 生活支援体制整備事業の支援にかかる都道府県の庁内体制についてお伺いします。

(1) 市町村支援の方針や取り組みの検討・実施にあたって、庁内の関係部局との協議の場の設置、又は支援を行うネットワーク体制の構築を行っていますか。

(2) (行っている場合) 参加している部局について当てはまるものを全て選び、○を選択して下さい。

(ア) 高齢者福祉・介護	<input type="checkbox"/>	(ケ) 市民生活 (税金・生活環境等)	<input type="checkbox"/>
(イ) 地域福祉	<input type="checkbox"/>	(ク) 教育	<input type="checkbox"/>
(ウ) 障害福祉	<input type="checkbox"/>	(カ) 商工・労働	<input type="checkbox"/>
(エ) 生活困窮	<input type="checkbox"/>	(シ) 都市開発・建設	<input type="checkbox"/>
(オ) 子供福祉	<input type="checkbox"/>	(ス) 防災	<input type="checkbox"/>
(カ) 地域活動	<input type="checkbox"/>	(セ) 政策企画・財政	<input type="checkbox"/>
(キ) 生涯学習	<input type="checkbox"/>	(ソ) その他 ※下欄に具体的に記入下さい	<input type="checkbox"/>
(ク) 保険・医療	<input type="checkbox"/>		

(3) 地域包括ケアに関連する各事業について、担当部署名をご記入下さい。

- ※部・課・室・グループ名など具体的に記入下さい
- ※複数の部署で分担して担当している場合は、全ての部署名をご記入下さい
- ※下記の体制が分かる資料(体制図など)がありましたら、下記の記入に代わり、資料を添付する形で結構です。

(ア) 生活支援体制整備事業	<input type="text"/>
(イ) 在宅医療・介護連携推進事業	<input type="text"/>
(ウ) 認知症総合支援事業	<input type="text"/>
(エ) 地域ケア会議推進事業	<input type="text"/>
(オ) 介護予防・日常生活支援総合事業	<input type="text"/>
(カ) 介護給付・予防給付	<input type="text"/>
(キ) 地域福祉	<input type="text"/>
(ク) 介護人材確保	<input type="text"/>

3. 生活支援体制整備事業の支援にかかる庁外との連携についてお伺いします。

(1) 市町村支援の方針や取り組みの検討・実施にあたって、庁外の関係機関との協議の場を設置していますか。

(2) (設置している場合) 参加者について当てはまるものを全て選び、○を選択して下さい。

(ア) 都道府県あるいは市区町村社会福祉協議会	<input type="checkbox"/>
(イ) NPO・ボランティア分野の中間支援組織	<input type="checkbox"/>
(ウ) NPO・ボランティア団体、ネットワーク組織	<input type="checkbox"/>
(エ) 地縁団体、民生委員・児童委員のネットワーク組織	<input type="checkbox"/>
(オ) 介護・医療・福祉分野の職能団体	<input type="checkbox"/>
(カ) 介護・医療・福祉分野の事業者団体	<input type="checkbox"/>
(キ) 商工団体 (商工会議所・商工会の連合会等)	<input type="checkbox"/>
(ク) 学識経験者 (大学教授等)	<input type="checkbox"/>
(ケ) その他 ※右欄に具体的に記入下さい	<input type="text"/>

(3) 関係機関との協議の場を設けたことによる効果として捉えているものがあればご回答下さい。【自由記述】

(4) 関係機関との協議の場の設置・運営に関わる課題があればご回答下さい。【自由記述】

4. 市町村支援の取り組みについてお伺いします。

(1) 下表に挙げる取り組みについて、今年度の実施状況及び来年度以降の実施見通しをご回答下さい。

実施している、あるいは検討中の取り組みが下表に記載されていない場合は、その他の欄にご記入ください。

※2017年度の実施状況の選択肢：「自部署が実施している」「他部署が実施している」「実施していない」

※選択肢の「他部署が実施している」は、生活支援体制整備事業以外の事業と合わせて実施している取り組みを含みます。

※今後の見通しの選択肢：「継続予定である」「実施を検討中である」「実施の予定はない」

※取り組みの詳細が分かる資料がありましたら、調査票と合わせてご送付をお願いいたします。(送付方法は依頼状を参照)

生活支援体制整備事業にかかる市町村支援の取り組み	2017年度の実施状況	今後の見通し
①情報収集、成果と課題の整理		
(ア) 市町村を対象とした実態アンケート・ヒアリング調査		
(イ) 都道府県単位での地域課題・資源に関する調査の実施と市町村単位の		
②進捗支援（市町村による政策立案・実施の支援）		
(ウ) 都道府県職員による訪問・助言		
(エ) 相談窓口の設置		
(オ) 体制整備事業の手順や指標を示したロードマップ提示		
(カ) 都道府県による支援のロードマップ提示		
(キ) アドバイザーの派遣（都道府県職員を除く）		
(ク) トップセミナーの実施（首長、管理職向け）		
③ネットワークの構築		
(ケ) 専門職団体や関係機関との連携の促進		
(コ) 市町村間の連携の促進		
④住民への普及啓発		
(サ) 広報ツールの雛形の提示		
(シ) 住民向けセミナーやシンポジウムの実施		
⑤ノウハウの開発・共有		
(ス) モデル事業・補助事業の実施		
(セ) 体制整備事業に関するマニュアル等の整備		
(ソ) 市町村職員や生活支援コーディネーターの連絡会議の開催		
(タ) 現地視察の実施・調整		
(チ) 情報誌の発行		
(ツ) 国や地方厚生局・支局等が提供する情報（全国の事例等）の展開		
(テ) 市町村職員向け研修の実施		
(ト) 生活支援コーディネーター初任者向け研修の実施		
(ナ) 生活支援コーディネーター向けフォローアップ研修の実施		
その他 ※事業名をご記入下さい		
その他 ※事業名をご記入下さい		
その他 ※事業名をご記入下さい		

(2) 取り組みを実施する上での課題があれば、具体的な内容をご回答下さい。【自由記述】

(3) 来年度以降に特に注力して実施したい取り組みがあれば、事業名と概要をご回答下さい。【自由記述】

(4) 取り組みのうち中間支援組織等と連携して行っているものがあれば、具体的な内容をご回答下さい。【自由記述】

※中間支援組織とは、住民、NPO・ボランティア団体、行政等の間にとって地域づくり等の活動を支援する組織を指します。

※本調査研究は、平成 29 年度老人保健健康増進等事業として実施したものです。

平成 29 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）
生活支援コーディネーター・協議体の効果的な活動のための
研修プログラムの開発に関する調査研究事業 報告書

～都道府県域における生活支援体制整備事業の推進に向けた手引き～

平成 30 年 3 月

株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-10-2 東五反田スクエア

TEL： 03-6833-5370 FAX：03-5447-5695